



高浜市公共施設総合管理計画

平成28年3月策定

高 浜 市

平成30年3月改定

高浜市公共施設総合管理計画策定にあたって

公共施設は、住民の福祉を増進することを目的として、市民生活に必要なサービスを提供する場として、また、集いの場、交流の場、学習の場など、それぞれの設置目的に沿って、多くの市民の皆様が利用する拠点であることや、市民生活の基盤を担うなど、市民全体の貴重な財産であります。

本市では、1960年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様化に応える形で、教育文化施設やコミュニティ施設などをはじめ、多くの公共施設の整備を進めてきました。しかし、この時期に整備された施設は、建築後すでに相当の年数が経過しており、建替えの一つの目安とされる建築後30年を経過した公共施設が多く存在し、老朽の程度から維持をするうえで、大規模な改修・修繕が必要となる時期が到来しています。また、今後、高齢者人口が増加傾向にある中、社会保障費の増が見込まれ、生産年齢人口が横ばいに推移する傾向にあっては、厳しい財政状況になることが想定されます。

そこで、今後の市の経営を改善する鍵は、この公共施設と行政サービスにかかるコストを総合的に見直し、有効活用していく点にあると考え、長期的な視点に立って、今後の行政サービスのあり方や公共施設マネジメントを検討することとしました。

平成23年度では、市の公共施設の現状と課題を把握するため、「高浜市公共施設マネジメント白書」を策定し、平成24年度では、白書から見えてきた現状と課題をもとに、学識経験者や市民で構成する「公共施設あり方検討委員会」を設置し、「公共施設マネジメント基本方針」及び「公共施設改善計画（案）」をとりまとめ、提言という形で報告書が提出されました。

その後、提言されました内容を踏まえ、平成26年5月に作成しました「公共施設保全計画」を含め、今後の公共施設マネジメントにかかる市としての方針を、平成26年6月に「高浜市公共施設あり方計画」としてとりまとめました。

さらに、地区説明会等を通じた市民との情報共有を図りながら、持続可能な自立した高浜市を目指すとして計画の見直しを行うとともに、インフラ施設の長寿命化も視野に入れた「高浜市公共施設総合管理計画」を策定しました。

本計画は、昨年公共施設のあり方の取組みを将来にわたって継続していくため制定した「高浜市公共施設マネジメント基本条例」を礎として、市民の皆様、議会、行政とともに協力しあって、計画を着実に進めていくものです。

平成28年3月

高浜市長 吉岡初浩

高浜市公共施設総合管理計画の見直しにあたって

1. 見直しの趣旨

公共施設総合管理計画は、平成 63 年（2051）年度までの計画を定めており、高浜市総合計画（基本計画）の策定期間に合わせて 4 年ごとに見直すこととしています。

今回の見直しは、高浜市総合計画（後期基本計画）の策定に合わせて見直しを行うものですが、平成 28 年 3 月の策定から 2 年経過という状況の中、今後の方向性、その他環境の大きな変化はないことから、策定時から修正を加えるべき部分に限って見直すこととしました。

2. 見直しの主な内容

（1）公共施設総合管理計画の策定時以降に実施した内容の追記

- ①市役所本庁舎の保有形態の変更
- ②中央公民館（市民センター）の廃止
- ③高浜小学校等整備事業の複合化対象施設の変更

（2）公共施設推進プラン及びインフラ施設推進プランの見直し

- ①それぞれの推進プランの計画期間を平成 63 年度から平成 70 年度までに延長
- ②公共施設推進プランにおける施設の大規模改修の時期の見直し、費用等の実績等を反映
- ③インフラ施設推進プランにおけるインフラ施設の更新時期の見直し、費用等の実績等を反映
- ④インフラ施設推進プランに、第 2 次（H30～H33）保全アクションプランを追加

平成 30 年 3 月

高浜市長 吉岡初浩

第1章 公共施設総合管理計画について	
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の構成と内容	4
第2章 高浜市の現況と今後の課題	
1. 人口・ニーズの現況と課題	9
2. 財政の現況と課題	16
第3章 公共施設総合管理計画の全体方針	
1. 公共施設マネジメントの必要性	21
2. 公共施設総合管理計画の全体方針	23
第4章 公共施設あり方計画	
I. ハコモノ施設の現況と課題及び将来の見通し	
1. ハコモノ施設の現況と課題	27
2. ハコモノ施設の将来の施設更新・投資費等の試算	31
3. ハコモノ施設の現状【用途別】	33
4. 課題整理	45
II. 公共施設マネジメント基本方針	
1. 高浜市の地域特性を反映した公共施設マネジメント	47
2. 新たな取り組みによる公共施設マネジメント	47
3. 大方針実現に向けての5つの柱	48
4. 公共施設マネジメント基本方針のまとめ	52
III. 施設改善方針	
1. 施設改善方針の内容	54
2. 施設改善方針の考え方	55
3. 削減目標の設定	63
IV. 施設保全方針	
1. 施設保全方針の内容	72
2. ハコモノ施設の保全優先度の設定	72
3. 保全に係る基準の見直し	75
第5章 インフラ長寿命化計画	
1. インフラ施設の現況と課題	83
2. インフラ施設の将来の施設更新・投資費等の試算	97
3. インフラ長寿命化方針	106
4. インフラ施設個別方針	108
第6章 複合化施設の跡地活用方針	
1. 敷地活用に関する基本的な考え方	115
第7章 公共施設総合管理計画の推進体制	
1. 公共施設総合管理計画を推進するために	119
巻末資料	123

第1章

公共施設総合管理計画について

1. 計画策定の趣旨

現在、高浜市の一部の公共施設は、老朽化が顕著で建替えや大規模改修が急務な状況となっています。近年の厳しい財政状況の中では、計画的に財源を確保し、他の施策への影響を考慮しながら進めていく必要があります。

そこで、「高浜市公共施設マネジメント白書」から見えてきた公共施設の現状と課題を踏まえ、今後40年間を見据え、安定して行政サービスが維持・提供していけるよう留意しながら、公共施設の総量圧縮、長寿命化、機能移転等を踏まえた、今後の公共施設マネジメントの全体方針となる「高浜市公共施設あり方計画（案）」を策定しました。

さらに、「インフラ施設」を含めた公共施設全体のあり方を明らかにし、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があることから、本市の次なる取組みとして、道路・橋りょう・上下水道などの「インフラ施設」の方向性をまとめた、「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、「高浜市公共施設あり方計画（案）」を踏まえた「高浜市公共施設総合管理計画」を策定するものです。

(1) 計画の位置付け

本計画は、「高浜市公共施設マネジメント基本条例」に基づき、市政運営の根幹となる高浜市総合計画を下支えする計画であり、また、高浜市都市計画マスタープラン等他の行政計画との整合を図りながら、今後の公共施設のあり方を進めていくための計画です。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、第6次高浜市総合計画（基本計画【中期】）から、平成63年度（2051年）としています。

また、計画の見直しは、高浜市総合計画（基本計画）の策定期間に合わせて4年ごとに見直しを実施します。

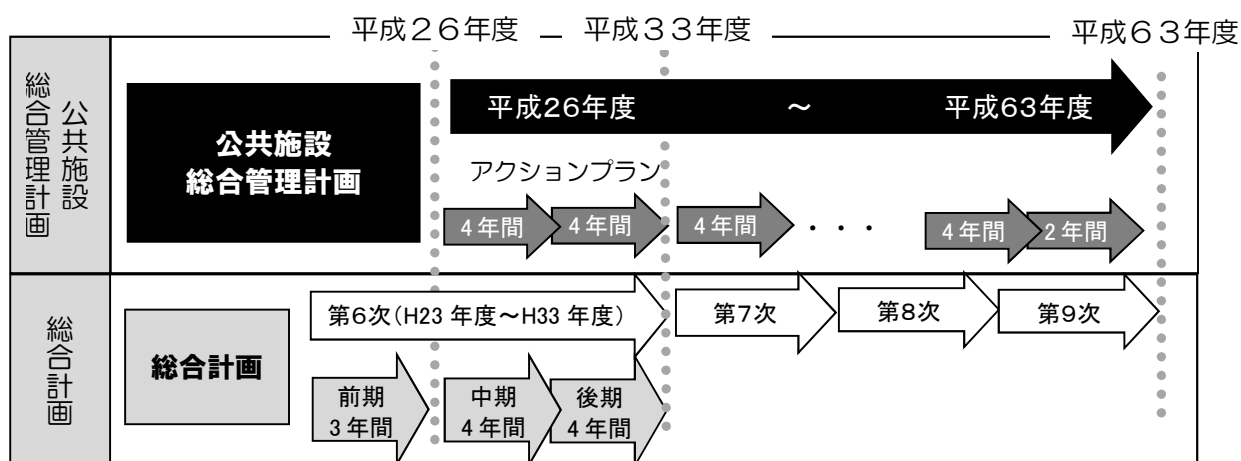
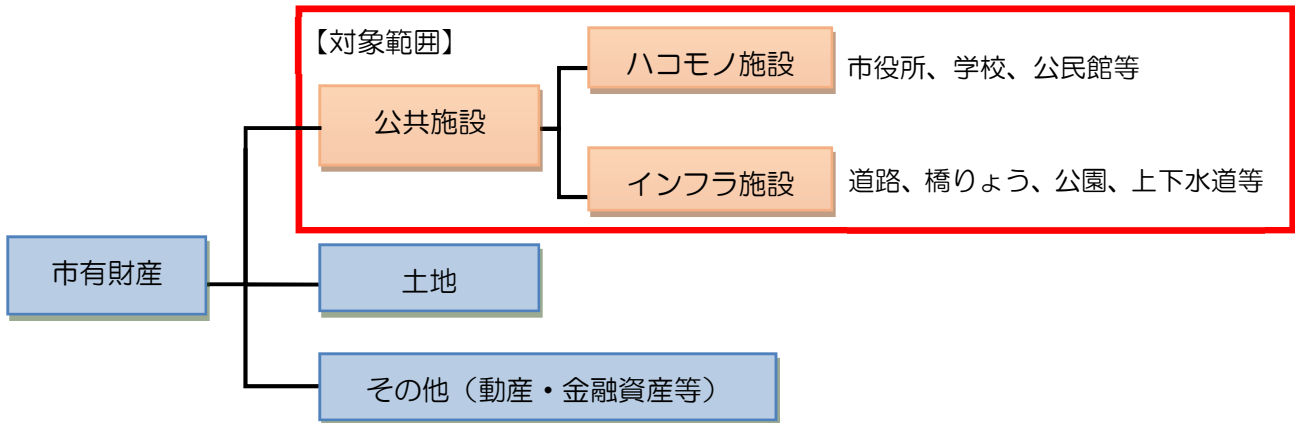


図 公共施設総合管理計画の計画期間

(3) 対象とする公共施設

本計画で対象とする公共施設は以下の区分とし、ハコモノ施設だけでなくインフラ施設を含めた範囲を対象とします。



2. 計画の構成と内容

本計画は、高浜市公共施設マネジメント基本条例に基づき、ハコモノ施設の今後の方向性についての方針をまとめた「公共施設あり方計画」及び、道路・橋りょう・上下水道などの「インフラ施設」の更新・長寿命化等についての方針をまとめた「インフラ長寿命化計画」で構成します。その内容は次のとおりです。

(1) 公共施設あり方計画

① 公共施設マネジメント基本方針

将来に向けたハコモノ施設の改善策等を取りまとめた方針、用途や地域の区分に応じた方向性等を定めています。

② 施設改善方針

公共施設マネジメント基本方針に基づき、今後も維持していく施設と複合化・集約化、機能移転等により施設の総量圧縮を図る施設の棲み分け及び削減目標を定めています。

③ 施設保全方針

施設改善方針で今後も維持していくとした施設に対して、耐用年数の長寿命化、コストの平準化を考慮した施設管理の方針を取りまとめています。

(2) インフラ長寿命化計画

① インフラ長寿命化方針

将来のインフラ施設の維持管理・更新の方向性についての考え方を定めています。

② インフラ施設個別方針

インフラ長寿命化方針に基づき、主要なインフラ施設の長寿命化の考え方、維持管理・更新等の考え方を定めています。

(3) その他

◆公共施設総合管理計画推進プラン

①公共施設推進プラン

公共施設あり方計画を推進するため、ハコモノ施設の複合化や機能移転、建替え・大規模改修について、更新時期を示した「公共施設推進プラン」を作成しています。

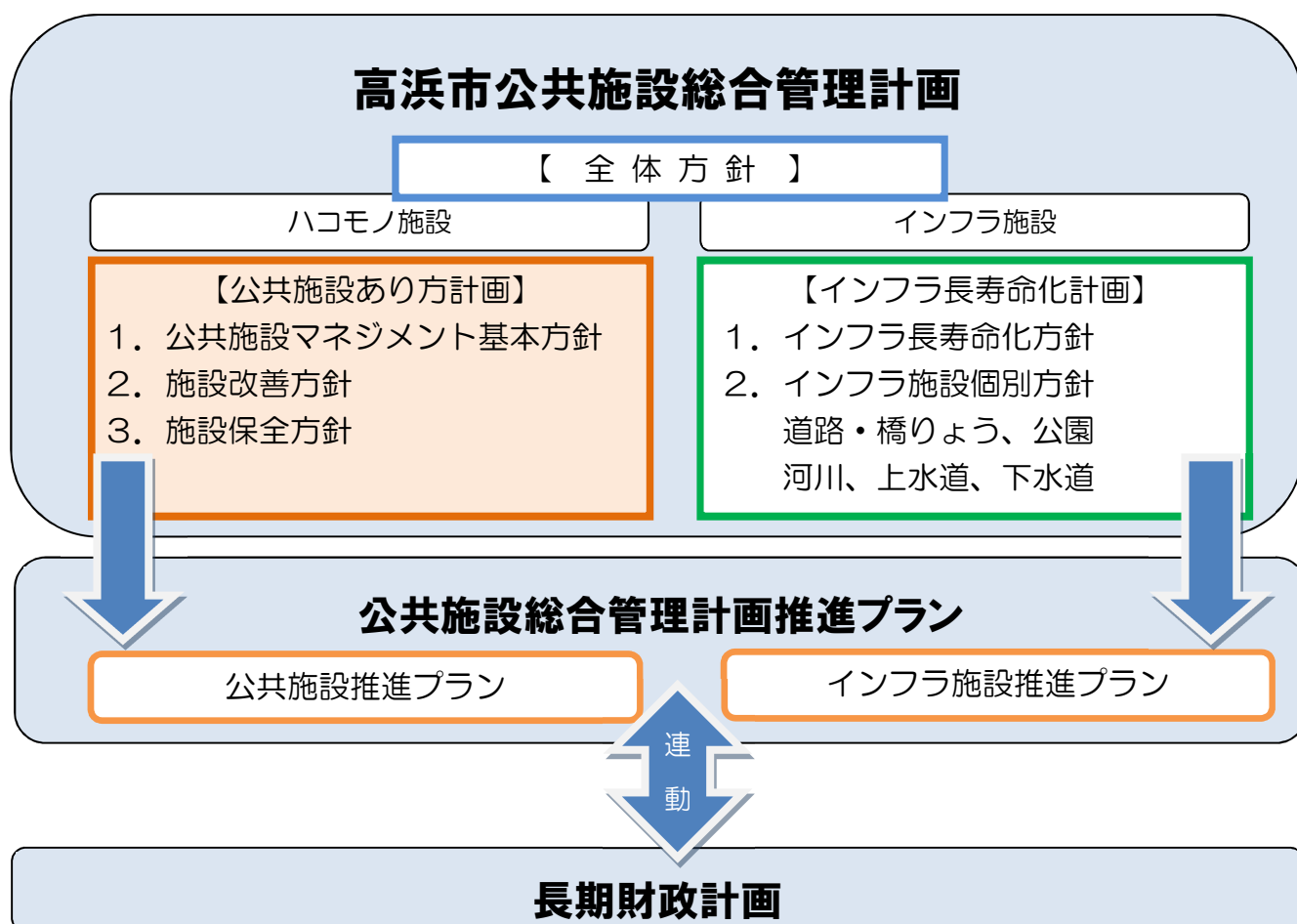
また、プランの見直しは、当初予算編成時に合わせて見直しを実施します。

②インフラ施設推進プラン

インフラ長寿命化計画を推進するため、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設について、直近の4年間の実施予定を示した「インフラ施設推進プラン」を作成します。なお、具体的なインフラ施設の個別の計画については、今後順次策定していきます。

◆長期財政計画

公共施設総合管理計画推進プランと連動した、長期財政計画を別途作成します。



第2章

高浜市の現況と今後の課題

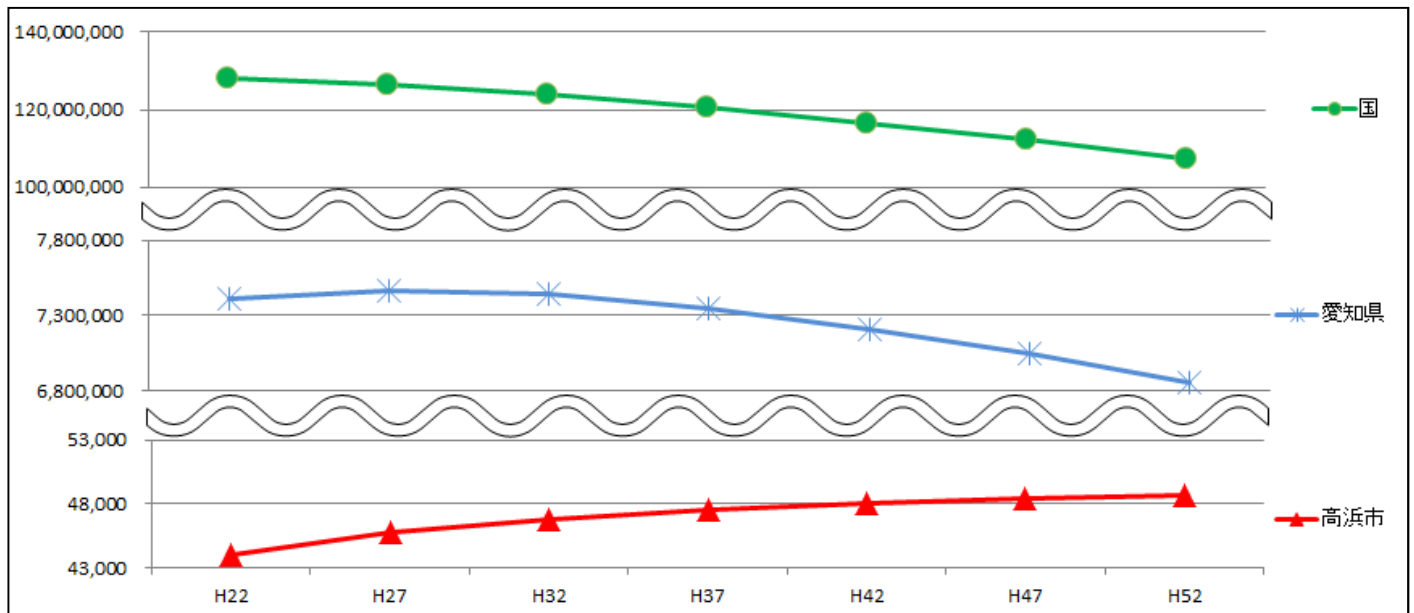
1. 人口・ニーズの現状と課題

(1) 国・県・市の人口推計

今後の人口推計について、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、我が国の人口は、平成22年の1億2,810万人をピークに減少し始め、平成52年には1億730万人（約16%減）になると推計されています。また、愛知県の人口推計では、平成27年の747万人をピークに減少に転じ始め、平成52年には686万人（約8%減）になると推計されており、国の推計に比べて緩やかな減少傾向にあるといえます。

一方、高浜市の人口推計は、今後も増加傾向を示しており、平成52年には4万8,700人（平成22年から平成52年までの増加率は約10%増）に達すると推計されています。これは、市内や近隣市に製造業を中心とした企業が多数点在していることが要因であると推測されます。高浜市の人口は、今後も緩やかに増加することが期待されますが、第2次産業の就業率が高いという地域特性から、景気の動向に左右されやすいという課題を抱えています。

図 国・愛知県・高浜市の人口推計比較



(出典：「日本の地域別将来推計人口」)

(2) 高浜市の将来人口推計が公共施設にもたらす影響

高浜市の将来人口推計について、高浜市人口ビジョンによると、国や県の推計が減少傾向にある中、平成52年までは微増傾向が続くものの、それ以降は減少傾向になるものとの予測を示しています。

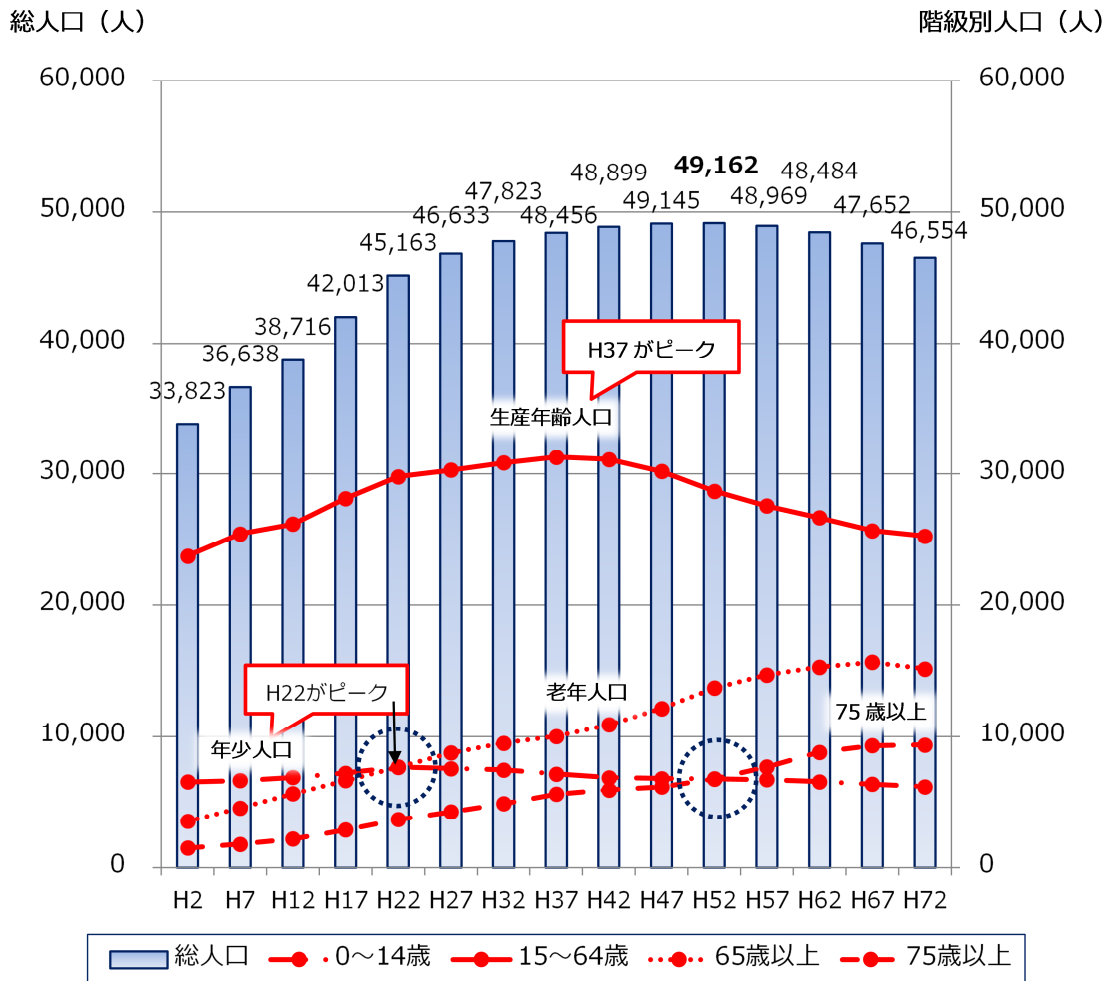
年齢構成別でみると、年少人口（0～14歳）は、平成22年（2010年）に既にピークを迎え、総人口に占める割合も年々減少していくものと予測されています。生産年齢人口（15～64歳）は、10年後の平成37年（2025年）にピークを迎えますが、その後は年少人口同様、総人口に占める割合は年々減少し、老年人口（65歳以上）においても、平成67年（2055年）には減少に転じるものと推計しています。

こうした中、高浜市の公共施設の多くは更新時期が到来しており、あらゆる社会的要請に対応しながら持続可能な財政運営を行っていくためには、現在の公共施設をすべて更新していくことは困難な状況にあり、将来人口を踏まえた公共施設のあり方を検討していく必要があります。

また、高浜市の年少人口（0歳～14歳）は、今後も大幅な減少は見込まれないことから、小中学校や幼保園については、現状の施設の延床面積を今後も維持していく必要があり、このことから学校施設を各地域の拠点として位置付けていくことが考えられます。

一方、高齢者人口については、今後も増加傾向にある中、行政サービスの維持・向上を目指すとともに、社会保障費の増加が見込まれる中、厳しい財政状況が予測され、持続可能な財政運営を行うためには、施設機能の複合化や集約化を推進する必要があります。

図 高浜市の将来人口の推計



(出典：「高浜市人口ビジョン（平成28年3月）」)

(3) 各学区の人口予測

高浜小学校区の人口は、現時点では増加傾向にあり、平成37年頃をピークに減少傾向に転ずるとされています。年少人口、生産年齢人口は微減傾向にあり、老年人口は微増傾向にあります。

吉浜小学校区、高取小学校区、翼小学校区では、人口総数の増加傾向が続き、生産年齢人口も平成42年頃まで増加傾向が続きます。港小学校区は、人口総数は平成42年頃をピークに減少傾向に転じ、生産年齢人口はほぼ横ばいか微減傾向が続くとされており、高浜小学校区と類似した人口動向の予測を示しています。

なお、年少人口については、各小学校区とも、ほぼ横ばいか微減傾向を示しています。

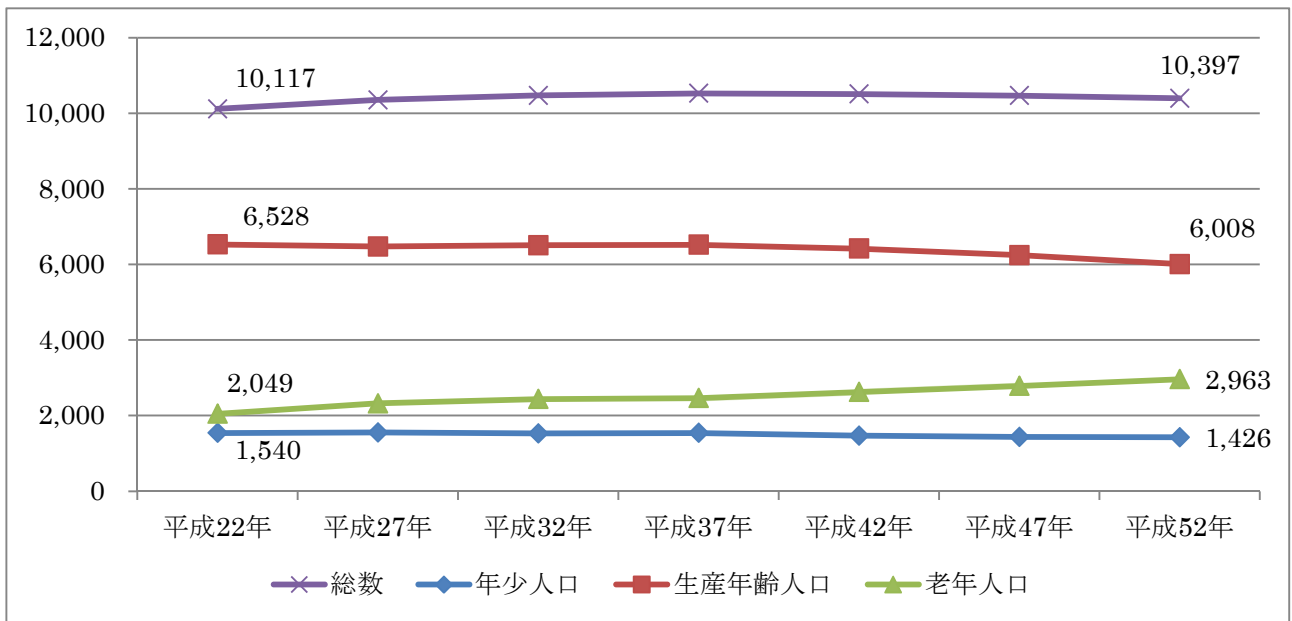


図 高浜小学校区の将来人口の推計

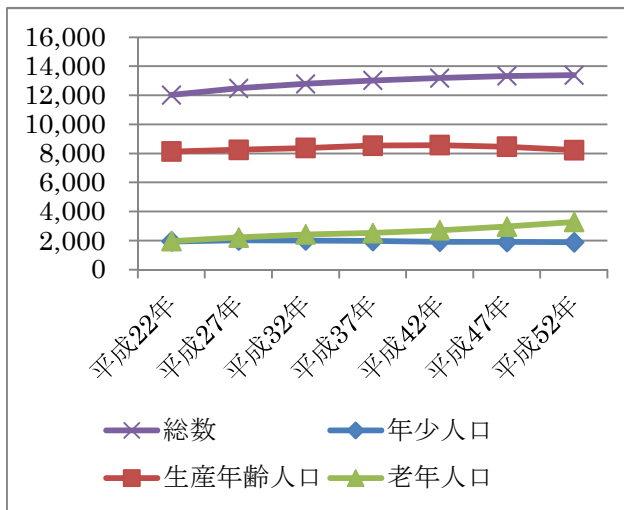


図 吉浜小学校区の将来人口の推計

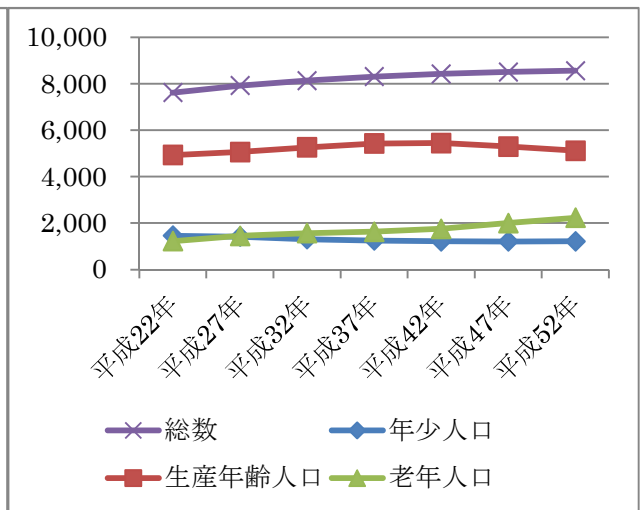


図 高取小学校区の将来人口の推計

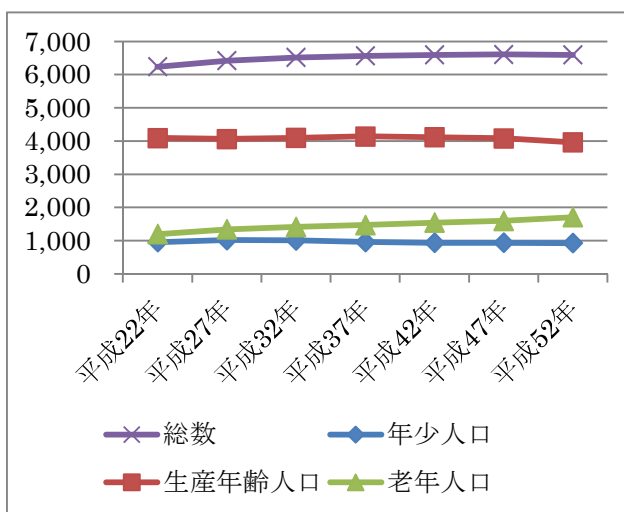


図 港小学校区の将来人口の推計

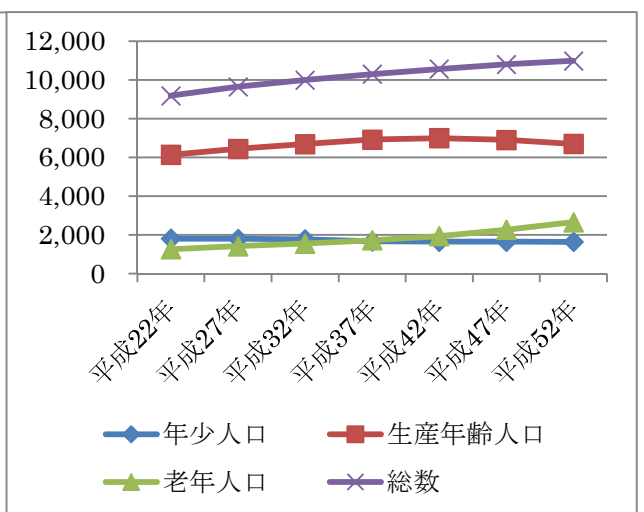
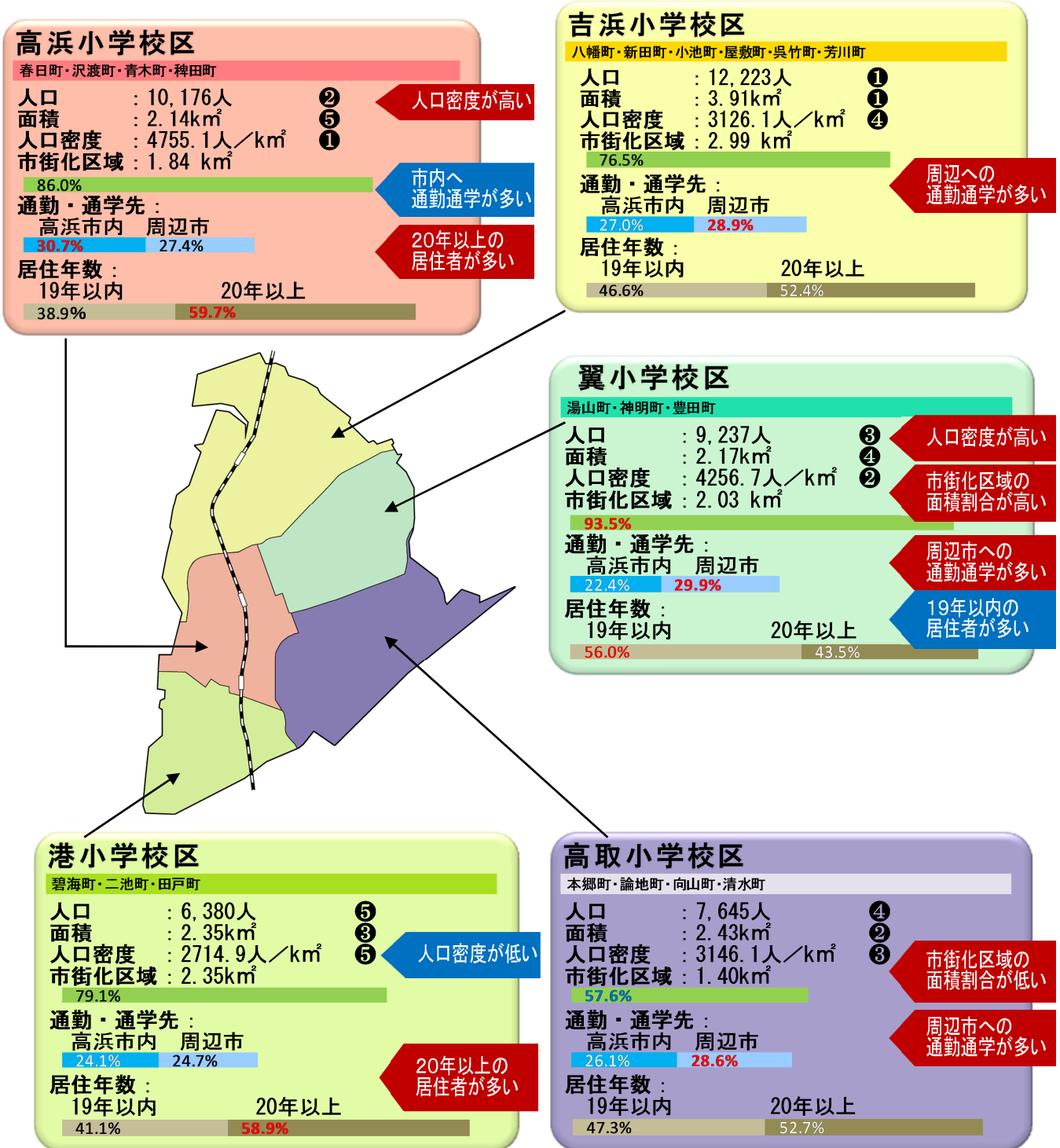


図 翼小学校区の将来人口の推計
(出典：「高浜市人口ビジョン（平成28年3月）」)

(4) 地域特性と地区別将来人口の変化

①小学校区の特性

高浜市では、総合計画や防災等まちづくりを考えていく上で、小学校区を単位として考えています。各小学校区の特徴をまとめると以下のとおりです。



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

②地域特性のまとめ

① 高浜小学校区

【人口】

- ・人口密度が最も高く、人口は吉浜に次いで多くなっています。また、市内への通勤・通学者が多く、居住年数の長い世帯が多い傾向にあります。
- ・人口は増加傾向にありますが、将来は減少の見通しとなっています。高齢化率も市内では最も高くなっています。

【施設】

- ・市役所、かわら美術館等があり、公共施設が最も集中している地区といえます。

【インフラ】

- ・面的に市街地整備された区域が限られているため、街区公園が少ない状況です。

【地域】

- ・中学校区が高浜中学校と南中学校に分かれています。

② 吉浜小学校区

【人口】

- ・人口が最も多く、人口も順調に増加しており、古くからの居住者と新規居住者が混在しています。
- ・刈谷市に接しており、周辺市への通勤通学者が多くなっています。

【施設】

- ・域内に広域対応施設はありません。

【インフラ】

- ・面的に市街地整備が実施された区域では公園が計画的に配置されていますが、その他では不足しています。
- ・既に形成された市街地が多く下水道整備計画に沿った公共下水道の整備が必要です。

【地域】

- ・農地から住宅用地への土地利用変化が顕著となっています。
- ・本地域の北東部には一団の農地が残されています。

③ 翼小学校区

【人口】

- ・地区内人口は3番目で、新規居住者の流入によって人口は増加傾向にあります。
- ・年少人口の割合が市内では最も高く、高齢者人口の割合は最も少なくなっています。
- ・安城市と接しており、周辺市への通勤通学者が多くなっています。

【施設】

- ・居住年数 19 年以内の世帯が多く、平成 14 年に翼小学校を開設しています。
- ・広域対応施設は、女性文化センターが立地しています。

【インフラ】

- ・面的整備された市街地が広がっているため、公園の整備状況は良好となっています。
- ・既に形成された市街地が多く、今後の市街化進行に応じて、下水道整備計画に沿った公共下水道の整備が必要です。

【地域】

- ・この地域は、土地区画整理事業によりニュータウンとして開発された経緯があり、市街化された区域の面積割合も高くなっています。
- ・衣浦大橋（半田方面）から安城市方面に国道 419 号が伸び、沿道は商業地となっています。
- ・農地から都市的土地利用への転換が顕著となっています。
- ・地域の西側には土地区画整理事業によって基盤整備された住宅地があります。
- ・衣浦豊田線（国道 419 号）・主要地方道である碧南高浜環状線沿道にはロードサイド型の郊外型商業施設が進出しています。

④ 港小学校区

【人口】

- 人口が最も少なく、人口密度も低くなっています。また、居住年数が長い世帯が多くなっています。
- 人口は増加傾向にありますが、高齢化率も高浜地域に次いで高くなっています。

【施設】

- 体育センター、武道館等のスポーツ施設が立地しています。

【インフラ】

- 面的に市街地整備された区域が限られているため、公園が少ない状況です。

【地域】

- 衣浦湾に接し、半田市方面への衣浦大橋があるため、渋滞が発生しやすくなっています。
- 高浜川河口付近は海拔2m以下の低地もあり、図書館、体育センターは海拔約3mの土地に立地しています。
- 工業用地・商業用地から住宅用地への転換が進んでおり、土地利用の適切な再編が必要です。
- 住工混在型の土地利用になっているとともに、商業地に減少が見られます。

⑤ 高取小学校区

【人口】

- 安城市及び碧南市と接し、周辺市への通勤通学者が多くなっています。
- 新規居住者の流入によって人口は増加傾向にあり、年少人口の割合は翼地域に次いで高く、高齢者人口比率は翼地域に次いで少なくなっています。

【施設】

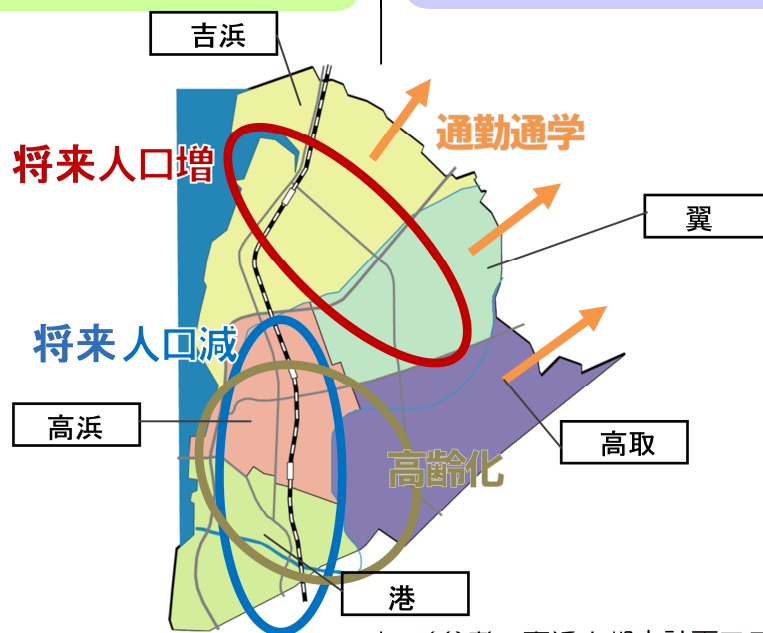
- 県立高浜高校が立地しています。

【インフラ】

- 面的に市街地整備された区域が限られているため、公園が少ない状況です。
- 既に形成された市街地が多く下水道整備計画に沿った公共下水道の整備が必要です。

【地域】

- 市街化された区域の面積割合が最も低く、碧南高浜環状線（県道304号）の東側に田園地帯が広がっています。
- 市街化区域内では商業・工業用地から住宅用地へ土地利用転換が進みつつあります。
- 本地域の東部一帯には一団の農地が残されています。
- 中学校区が高浜中学校と南中学校に分かれています。



(参考：高浜市都市計画マスタープラン)

(5) 人口の課題

将来推計において総人口は増加傾向を示していますが、第2次産業の就業率が高い地域特性から、景気の動向に左右されやすいことが課題と捉えており、企業の市外への流出を抑制するとともに、新たな企業を誘致し、雇用の場を創出する必要があります。

年代別人口では、年少人口や生産年齢人口はほぼ横ばいに推移することから、少子高齢化を抑制するためにも、子育てがしやすい環境を整備する必要があります。また、高齢者人口の増加傾向により、扶助費の増加が見込まれるため、介護予防に力を入れるとともに、生涯現役でいられることで扶助費の抑制を図る必要があります。

2. 財政の現状と課題

(1) 厳しい財政見通し・抑制が続いている投資的経費

高浜市の財政状況は、平成20年のリーマンショックに端を発する世界的な経済危機の影響から、歳入の根幹である税収は大幅な減収となっています。過去10年間の収入状況は、リーマンショック以降に減少し始め、平成20年度に88億9千万円であったのが、平成24年度では81億5千万円と約7億4千万円減少しています。しかし、景気の回復傾向がみられる中、平成25年度以降では増加傾向にあり、平成26年度では、87億5千万円と、リーマンショック前の水準に回復傾向にあります。

また歳出面では、高齢化の進行や景気の低迷等により、生活保護費や医療の給付金等の扶助費の増加が避けられない状況にあります。

高齢者人口の増加に伴い、医療費、介護費などの扶助費については、平成17年度から平成26年度までの10年間で約20億円増加しています。

また、公共施設の整備などの建設費については、平成17年度から平成26年度までに約7億円の減少となっており、厳しい財政状況の中、予算編成にあたって、公共施設に対する建設費を抑制している状況です。

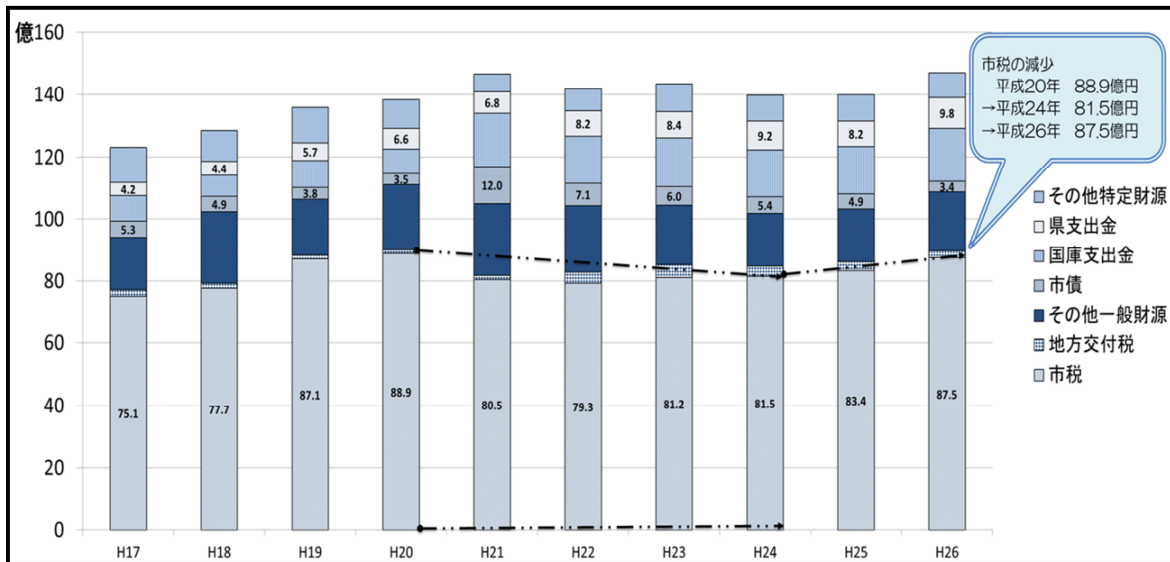


図 高浜市の財政状況（歳入）

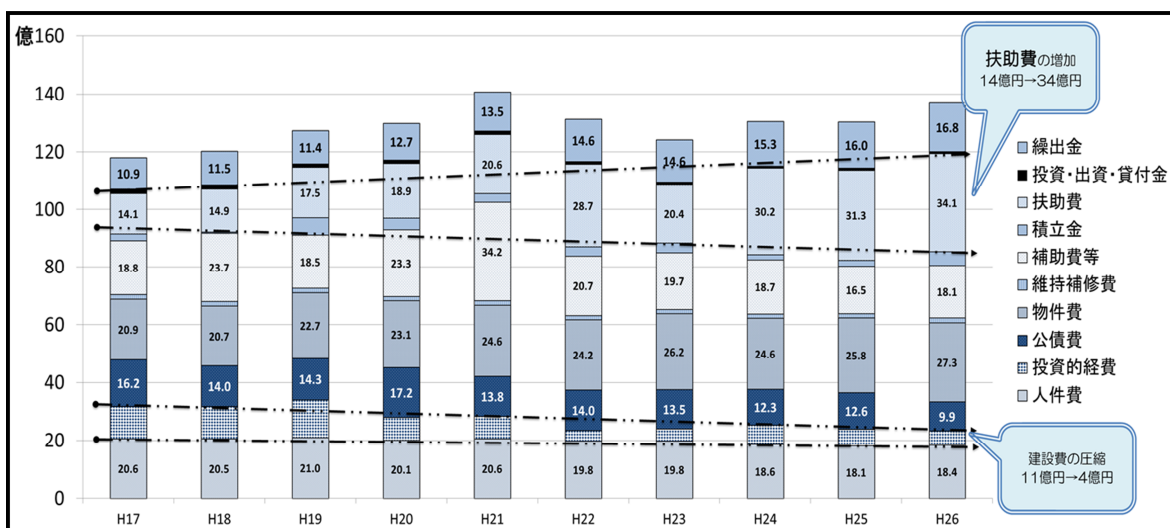


図 高浜市の財政状況（支出）

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

投資的経費のうち、ハコモノ施設に係る投資的経費とインフラ施設に係る投資的経費の割合は、大型事業の有無により、年度によるバラつきが大きく、平成26年度の実績では、ハコモノ施設に0.9億円、インフラ施設に0.7億円という状況です。なお、その他には、国県負担金や支弁人件費等が含まれています。

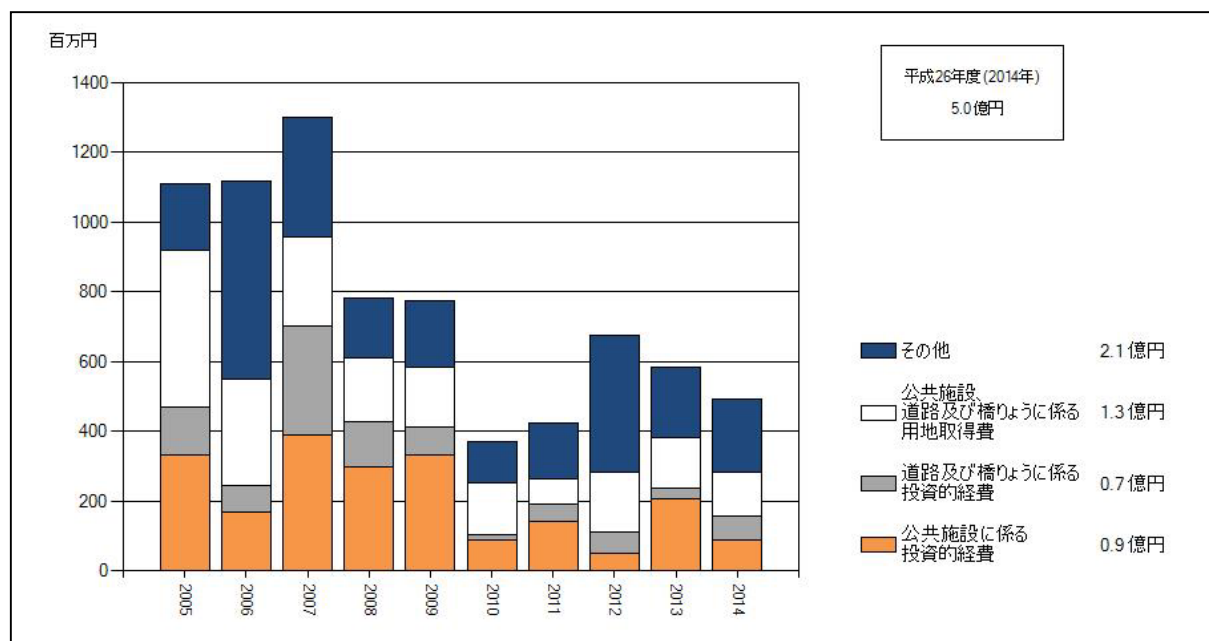


図 投資的経費の内訳

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

(2) 財政の課題

高浜市人口ビジョンから、今後も人口は増加傾向を示していますが、伝統産業である三州瓦や輸送機器関連産業等を中心にしたものづくりのまちである本市にあっては、企業の市外への流出等、高浜市を取り巻く社会情勢により大きく変化する可能性もあり、厳しい財政状況が見込まれると予測されます。今後、高齢化が進行し、社会保障費が増大する一方、生産年齢人口がほぼ横ばいに推移するということから、第2次産業の就業率の高い本市にあっては税収増が見込めず、厳しい財政状況になると予測されます。

このことから、これまで抑制してきた投資的経費を確保することが困難な状況であり、今後、行政サービスの見直しを含めた財源確保を進める必要があります。

第3章

公共施設総合管理計画の全体方針

1. 公共施設マネジメントの必要性

(1) 公共施設の維持・改修コストの大幅な増加への対応

本市のハコモノ施設は、1960年代の高度経済成長期の急激な人口増加や社会環境の変化、市民ニーズの多様化等に応える形で、市制を引いた1970年代に教育文化施設等をはじめ、多くの公共施設を整備してきました。この結果、公共施設の老朽化における大規模改修や建替えの大きな波が訪れており、改修や建替えなどの更新費用が莫大となることから、このままでは、施設にかかる投資費用が集中することにより市の財政が破綻してしまいます。

さらに、これまでのように施設機能の不具合が生じてから修繕を行う対症療法的な施設管理では、修繕が必要な施設に対して適切な予算措置ができず、老朽化した建物の崩壊による事故や、災害時の避難拠点としての機能不全等、行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

また、道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設については、区画整理事業や都市計画道路、上水道や下水道など、市民のライフライン等これまで都市基盤整備を進めてきましたが、インフラ施設についても今後は維持修繕等や更新する時期が訪れます。

このことから、人口動態・財政状況・施設の利用実態等の分析結果を踏まえ、中・長期的な視点により、公共施設の総量の圧縮や建替えから大規模改修への転換、計画的な修繕、財政的負担の平準化を考慮した計画の策定を早期に図ります。

(2) 全庁的なデータの整理・収集、管理体制整備の必要性

公共施設マネジメントを行うには、公共施設の維持管理や運営、改修に関するコストに加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析をする必要があります。しかし、現在の施設の管理形態は、担当グループがそれぞれ所管している施設の維持管理等を行っています。

さらに、これまで「持続可能な基礎自治体」を目指し、業務のアウトソーシングを進めてきており、ハコモノ施設の運営形態として、業務委託や指定管理者制度を活用して運営している状況です。そのため、市が所有する建築物の敷地・建物規模・建築年月日・設備等の施設に関するデータ、年間の利用者数等の利用状況に関するデータは、それぞれ施設を管理する団体により管理をしていることから、統一化されていない状況にあります。

また、インフラ施設については、整備時期や修繕時期が不明確な点があり、効率的な維持管理を実践するためのデータが不足している状況にあります。

今後の公共施設のあり方を検討する上では、これらのデータを統一的に整理・把握、また、所管グループの横断的な対応ができる体制整備等、全庁的なデータの整理・収集、管理体制の整備を図ります。

(3) 総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性

本市が所有しているハコモノ施設は、全体的に老朽化が進行していることに加え、稼働率が低い施設や同一機能を有する施設が重複している施設もあります。また、インフラ施設についても、交通量の増大等により劣化が進行している状況にあります。

また、本市の今後の財政見通しとして、歳入面では市税収入の大幅な増収は見込めず、歳出面では、扶助費等の増加等が避けられない状況にあります。

こうした中、既存のハコモノ施設のすべてを現状のまま維持することは困難であるため、市の長期財政見通し、人口動態や市民ニーズの変化に伴う行政サービス需要の変化、公共施設の配置のバランス、各公共施設の機能等を踏まえ、総合的な視点での優先順位付け、選択と集中により限られた資源の効果的な活用を図ります。また、インフラ施設については、劣化状況・交通量等を踏まえ、選択と集中による計画的な修繕を図ります。

(4) 市民との情報・問題意識の共有、民間活力の導入の必要性

今後の公共施設のあり方を検討する上では、これまでの考え方から脱却した発想のもと、ハコモノ施設については、機能移転等による施設の総量圧縮を図った公共施設マネジメントを、また、インフラ施設については、メンテナンスサイクルを構築して公共施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、市民と公共施設の実態に関する情報を共有し、問題意識を共有しながら推進することが重要であり、市民の皆さんも経営者の視点に立って考えることが求められます。また、民間のノウハウや活力を取り入れ、より効果的かつ効率的な公共施設マネジメントの実現を図ります。

2. 公共施設総合管理計画の全体方針

高浜市の次世代に向けた公共施設マネジメントの確立・発信

持続可能な自立した高浜市を次世代につなぐための公共施設マネジメントの確立・発信を目指すとして、次の5つの基本事項による取り組みを行います。

(1) ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化等、時代の要請への対応を図ります。

将来の人口推移や時代と共に変化していく市民ニーズに対応した、長期的な視点をもった取り組みを実施します。

(2) 安全性、重要性及び経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を図ります。

公共施設のうち、特に道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、市民生活の基盤であることから、適切な維持管理を行い、安全・安心を確保するための取り組みを実施します。

(3) 利用実態を踏まえた機能重視型の公共施設の複合化や集約化を図ります。

公共施設のうち、特にハコモノ施設について、施設があるからサービスが提供できるという施設重視の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があるという機能を重視した考え方で、利用の状況などの実態を踏まえて、ハコモノ施設の複合化や集約化を行う取り組みを実施します。

(4) 民間のノウハウや活力の導入を図ります。

公共施設の整備や管理運営に係る全てを公共で賄うのではなく、費用を比較検討したうえで、民間の技術や経験の活用も視野に入れた取り組みを実施します。

(5) トップマネジメントによる推進、総合的な視点からの選択と集中及び財政と連動を図ります。

総合的な視点から将来の財政見通しを明確にした上で、公共施設整備の優先順位付けなどの総合調整をトップマネジメントにより進めます。

第4章

公共施設あり方計画

1. ハコモノ施設の現況と課題及び将来の見通し

1. ハコモノ施設の現況と課題

(1) ハコモノ施設の対象範囲

公共施設あり方計画の対象施設は、民間保有施設を含む114施設とします。

(2) 対象施設の一覧

①用途別一覧表

本計画の対象施設を用途別に分類すると、施設数、延床面積及び構成比率は下表のとおりです。

表 試算対象施設の用途別整理

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比率 (%)
市民文化系施設	集会施設	16	11,276	9.5%
	文化施設	1	124	0.1%
社会教育系施設	図書館	3	1,707	1.4%
	美術館	1	4,669	3.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	2,305	1.9%
学校教育系施設	学校	7	52,812	44.7%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	10	7,555	6.4%
	幼児・児童施設	16	2,425	2.1%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	31	5,208	4.4%
	障害福祉施設	4	381	0.3%
	保健施設	1	1,087	0.9%
行政系施設	庁舎等	2	13,428	11.4%
	消防施設	4	519	0.4%
公営住宅	公営住宅	5	10,468	8.9%
その他	その他	4	4,312	3.6%
合計		114	118,276	100.0%

(出典：高浜市公共施設総合管理計画(平成28年3月策定時))

②ハコモノ施設の割合（用途別）

ハコモノ施設の延床面積の割合を用途別に見ていくと、学校施設が最も多く、市全体のハコモノ施設の割合の44.7%を占めています。

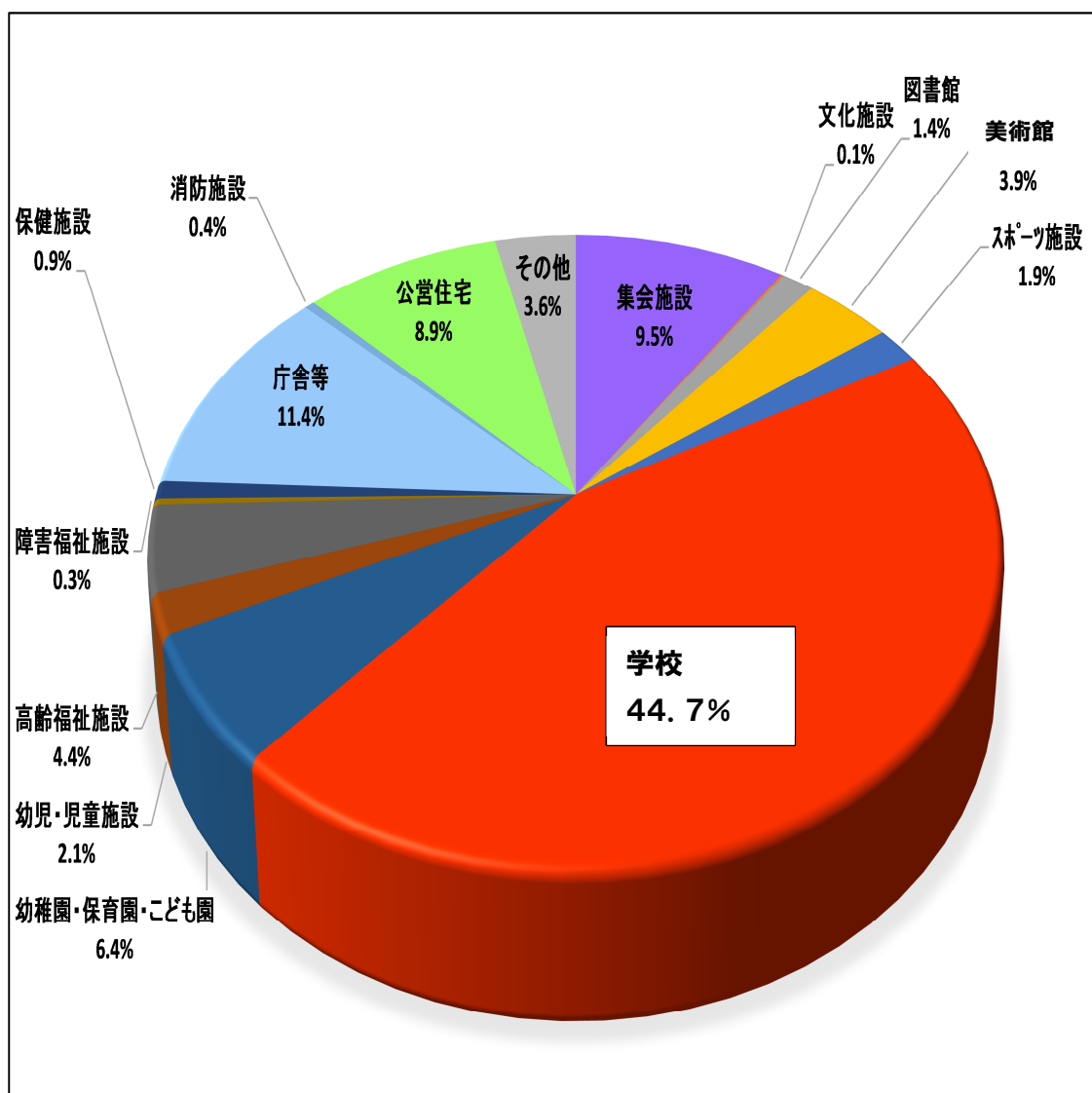


図 用途別の延床面積の割合

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

③ハコモノ施設の用途別一覧表（詳細）

表 対象施設の用途別一覧表

大分類	中分類	施設数	施設名称
市民文化系施設	集会施設	16	女性文化センター、勤労青少年ホーム※1、高浜エコハウス、中央公民館(市民センター)※2、大山公民館、高浜南部公民館※3、吉浜公民館、高取公民館、高取農業センター、高浜南部ふれあいプラザ、吉浜ふれあいプラザ、高浜ふれあいプラザ、東海会館、地域安全ステーション、翼ふれあいプラザ、たかはま夢・未来塾
	文化施設	1	春日庵
社会教育系施設	図書館	3	吉浜図書室、高取図書室、図書館（郷土資料館）
	美術館	1	かわら美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	9	高浜市漕艇センター、武道館、高浜市体育センター、南テニスコート、碧海グランド、碧海テニスコート、五反田グランド、五反田第2グランド、流作グランド ※4
学校教育系施設	学校	7	高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校、港小学校、翼小学校、高浜中学校、南中学校
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	10	高浜幼稚園、吉浜幼稚園、高取幼稚園、高浜南部幼稚園、高取保育園、吉浜北部保育園、中央保育園、高浜南部保育園、吉浜保育園※5、よしいけ保育園
	幼児・児童施設	16	中央児童センター、中央児童クラブ、吉浜児童センター、吉浜児童クラブ、いちごプラザ、東海児童センター、東海児童クラブ、楽習館児童クラブ、高浜南部保育園子育て支援センター、となりのおばちゃん、翼児童センター、翼児童クラブ、高取児童クラブ、子育て支援センターはっぴー、こっこママ、あいあい
保健・福祉施設	高齢福祉施設	31	小規模多機能居宅介護支援事業所オリーブ、サロン赤窯、南部デイサービスセンター、全世代楽習館、宅老所「いっぶく」、宅老所「悠遊たかとり」、生きがいセンター、高浜中部老人憩の家、高浜北部老人憩の家、高浜南部老人憩の家、吉浜北部老人憩の家、吉浜南部老人憩の家、高取北部老人憩の家、高取南部老人憩の家、高浜老人ふれあいの家、湯山老人憩の家、アサヒサンクリン、シルバー作業所、宅老所「じい&ばあ」、宅老所「こっこちゃん」、こもれびの里・高浜、グループホームひだまりの家、葭池デイサービスセンター、短期入所生活介護施設いこいの宿、ケアハウス高浜安立、特別養護老人ホーム高浜安立荘、生活支援ハウス高浜安立、宅老所「あっぼ」、ものづくり工房「あかおにどん」、IT工房「くりっく」、養護老人ホーム高浜安立
	障害福祉施設	4	みどり学園、障害者地域生活支援施設「みんなの家」、授産所高浜安立、チャレンジサポートたかはま
	保健施設	1	中央保健センター
行政系施設	庁舎等	2	市役所、いきいき広場
	消防施設	4	第一分団詰所、第二分団詰所、第三分団詰所、第四分団詰所
公営住宅	公営住宅	5	葭池住宅※6、芳川住宅、湯山住宅、東海住宅、稗田住宅
その他	その他	4	三河高浜駅西駐車場、高浜東霊園、高浜東第二霊園、高浜南霊園
	合計	114	

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

- ※1 勤労青少年ホームは、平成30年度に取壊予定
- ※2 中央公民館は、平成29年度に取壊し
- ※3 高浜南部公民館は、平成28年度から高浜南部第2ふれあいプラザに用途変更
- ※4 高浜芳川緑地多目的広場は、スポーツ施設として平成29年度に設置
- ※5 吉浜保育園は、平成28年度に建物を無償譲渡
- ※6 葭池住宅は、平成30年度に取壊予定

④ハコモノ施設の延床面積の変遷

本市のハコモノ施設の延床面積は、1965年（昭和40年）頃から右肩上がり増加し、平成27年度現在、約12.6万㎡（うち対象となるハコモノ施設11.8万㎡）となっています。また、本市の人口46,373人（平成27年4月1日現在）で割った1人当たりの延床面積は、約2.54㎡となっています。

用途別の延床面積の変遷は、1960年（昭和35年）代の中頃から1970年（昭和45年）代後半まで、学校教育系施設の面積が多く占めています。また、延床面積が大きい施設の整備時期としましては、1977年（昭和52年）に吉浜小学校南校舎など、1995年（平成7年）に三河高浜駅西駐車場、2001年（平成13年）に翼小学校が整備されています。

耐震基準別の延床面積は、昭和56年の建築基準法の改正により、旧耐震基準（昭和56年以前）により建てられた建築物が59,958㎡（約50.9%）、新耐震基準（昭和57年以降）により建てられた建築物が57,770㎡（約49.1%）となっています。ただし、現在は耐震改修工事の実施により、9割以上の建物は耐震性を有しています。

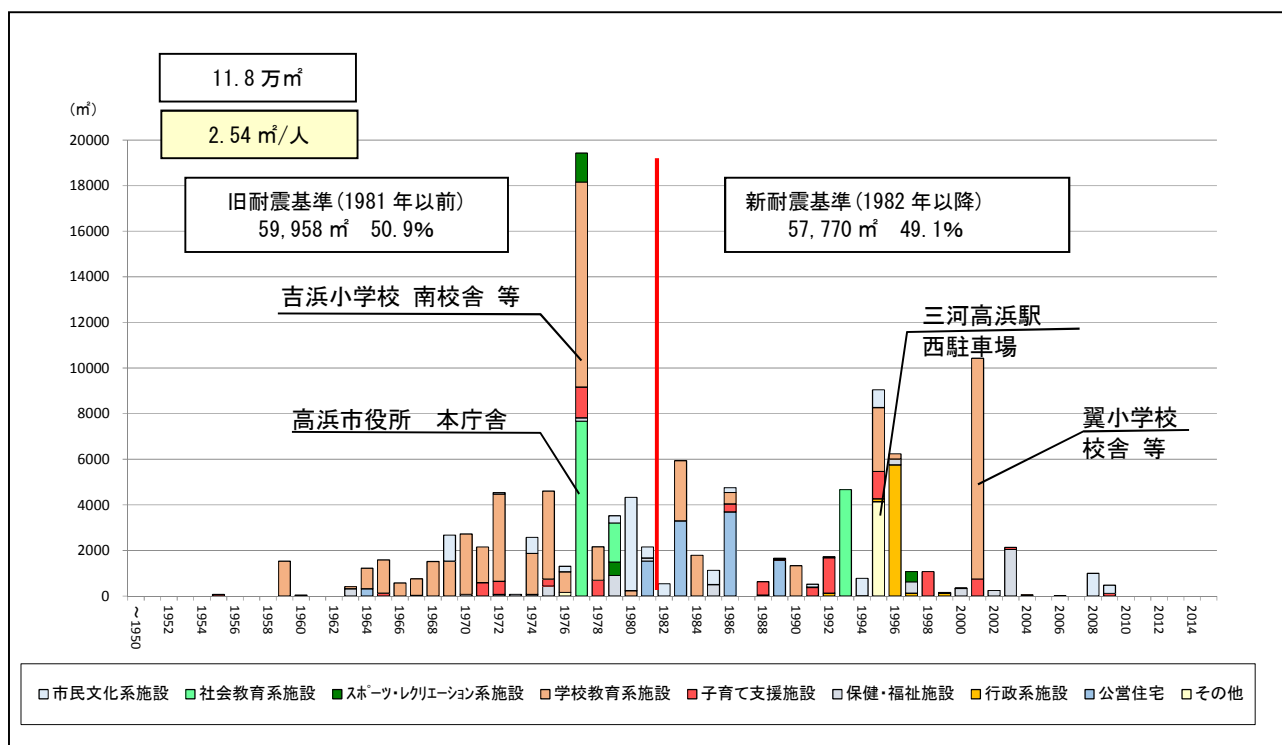


図 用途別の延床面積の比較

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

2. ハコモノ施設の将来の施設更新・投資費等の試算

本市が現在保有しているハコモノ施設について、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について、総務省より提供されている試算ソフトを用いて試算を行いました。

更新する周期や単価等については、総務省ソフトの標準単価である「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ施設の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕（財団法人自治総合センター）」に示される内容で設定しました。

表 ハコモノ施設の更新費

試算条件	40年間の更新費用総額	1年当たり更新費
大規模改修 30年、更新 60年 (114施設)	522.5億円	13.1億円/年

公共施設あり方計画の対象施設である114施設について大規模改修30年、更新60年で今後も保有し続けたと仮定した場合に必要な更新費用等の将来コストを試算したところ、40年間で522.5億円、年平均で13.1億円となります。

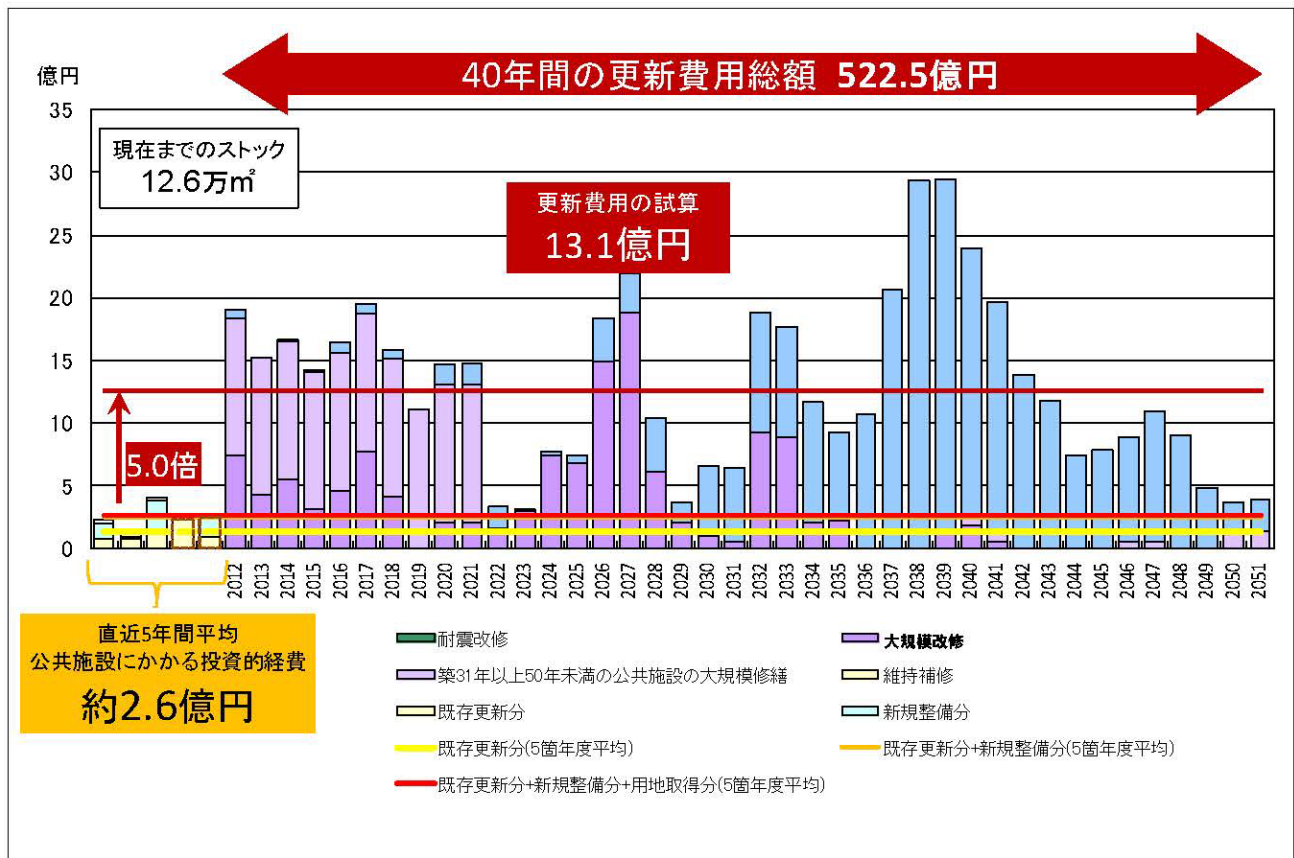


図 将来の更新費用等の試算
(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

3. ハコモノ施設の現状【用途別】

(1) 集会施設

①施設の概要

■公民館

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築年度	公民館	併設施設		対象範囲	備考
					図書室	その他		
1 中央公民館 ※1 (市民センター)	湯山町六丁目7番地3	4,091	昭和55	●		商工会	全市域	女性文化センター・エコハウスと隣接
2 吉浜公民館	屋敷町五丁目12番地8	1,147	昭和44	●	●		地域	
3 高取公民館	向山町一丁目214番地4	771	平成7	●	●	まちづくり協議会	地域	
4 大山公民館	春日町二丁目1番地1	621	昭和60	●			地域	
5 高浜南部公民館 ※2	碧海町三丁目5番地4	478	昭和56	●			地域	
合 計		7,108						

※1 中央公民館は、平成29年度に取壊し

※2 高浜南部公民館は、平成28年度からコミュニティプラザ（高浜南部第2ふれあいプラザ）に用途変更

■コミュニティプラザ

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築年度	併設施設		対象範囲	備考
				公民館	その他		
1 南部ふれあいプラザ	二池町一丁目8番地5	385	昭和54			地域	H17 改修工事
2 翼ふれあいプラザ	神明町二丁目18番地13	764	平成7	●	夢・未来館	地域	H20 改修工事
3 高浜ふれあいプラザ	青木町四丁目2番地16	237	昭和51			地域	H21 改修工事
4 吉浜ふれあいプラザ	屋敷町二丁目3番地15	348	平成21			地域	H21 新築工事
※1 合 計		1,734					

※1 高浜南部公民館は、平成28年度からコミュニティプラザ（高浜南部第2ふれあいプラザ）に用途変更

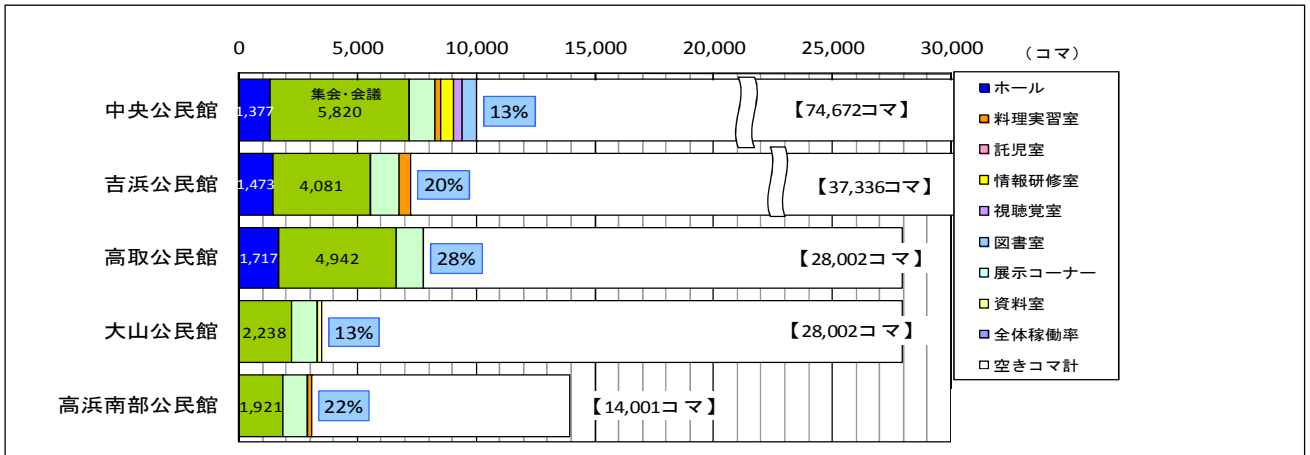
■その他の集会施設

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築年度	集会施設	併設施設				対象範囲	備考
					スポーツ施設	幼保 こども園	幼児児童 施設	その他		
1 女性文化センター	湯山町六丁目6番地4	752	平成6	●				婦人会事務局	広域	中央公民館と隣接
2 勤労青少年ホーム	論地町五丁目6番地4	694	昭和49	●	●				全市域	
3 高浜エコハウス	沢渡町四丁目6番地2	1,001	平成20	●					全市域	中央公民館と隣接
4 春日庵	春日町三丁目2番地21	124	平成2	●					全市域	
5 高取農業センター	向山町二丁目1番地31	544	昭和57	●		●			地域	
6 東海会館	田戸町二丁目2番地59	211	昭和61	●			●		地域	東海児童センターと複合
合 計		3,326								

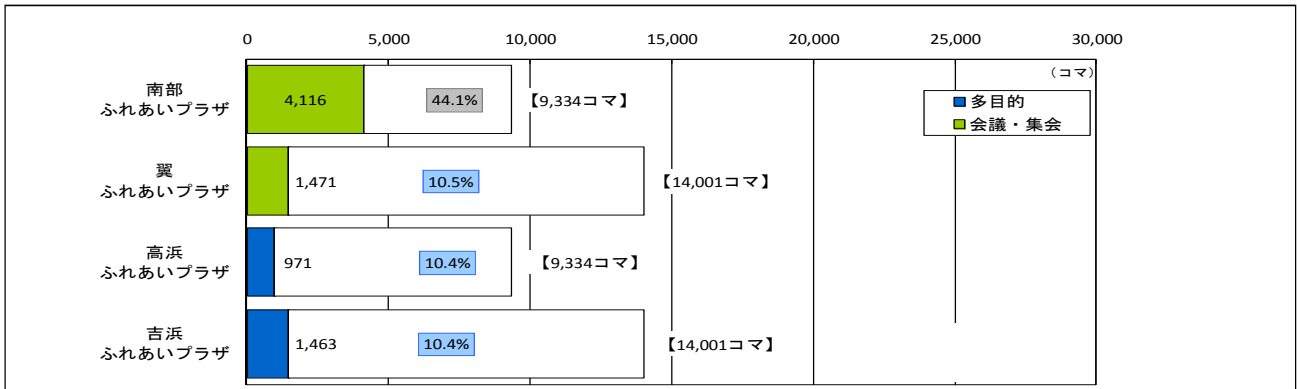
(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

②施設の利用状況

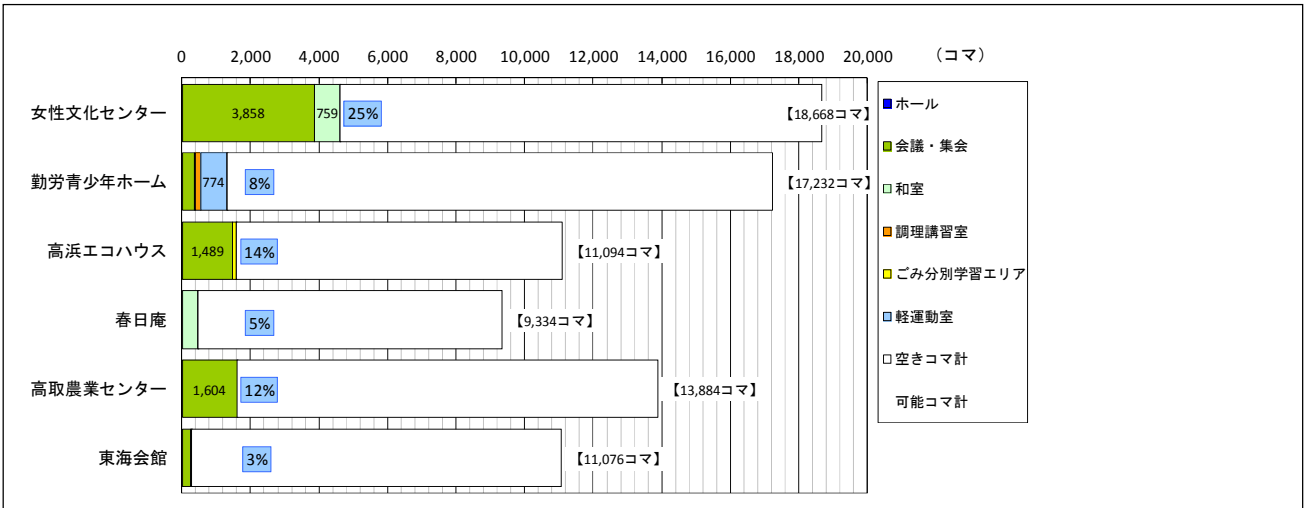
■公民館



■コミュニティプラザ



■その他の集会施設



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

③課題

公民館・ふれあいプラザ等の集会機能の重複が見られ、施設の利用率が低いことから、集会機能・ホール機能等の施設の集約化・複合化の検討が必要です。

(2) 図書館

①施設の概要

図書館本館には、郷土資料館が併設されています。分室の吉浜図書室及び高取図書室は、それぞれ吉浜公民館、高取公民館に併設されています。市内図書館3施設のほか、市内13か所にある受渡拠点（いつでもどこでも図書館）でも借りることができます。

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築 年度	図書館	資料館	併設機能	備考
						公民館	
1 図書館・郷土資料館	碧海町五丁目1番地5	1,707	昭和54	●	●		
2 吉浜図書室	屋敷町五丁目12番地8	49	昭和44	●		●	
3 高取図書室	向山町一丁目214番地4	28	平成7	●		●	
合 計		1,784	—				

(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

②施設の利用状況

■蔵書数

図書館本館の蔵書数は19.1万冊で、吉浜図書室・高取図書室は4千冊～1万冊です。平成24年度の蔵書数は、約20.3万冊です。また、蔵書の94%が本館の蔵書となっています。

平成24年度 施設別蔵書数				単位：冊
	図書館・ 郷土資料館	吉浜図書館	高取図書館	いつでもどこでも 図書館
一般書(a)	131,935	1,527	686	1,052
児童書(b)	57,090	4,724	3,445	27
図書資料計(a)+(b)	189,025	6,251	4,131	1,079
視聴覚資料(c)	2,238	0	0	0
合計(a)+(b)+(c)	191,263	6,251	4,131	1,079

H24図書蔵書場所内訳

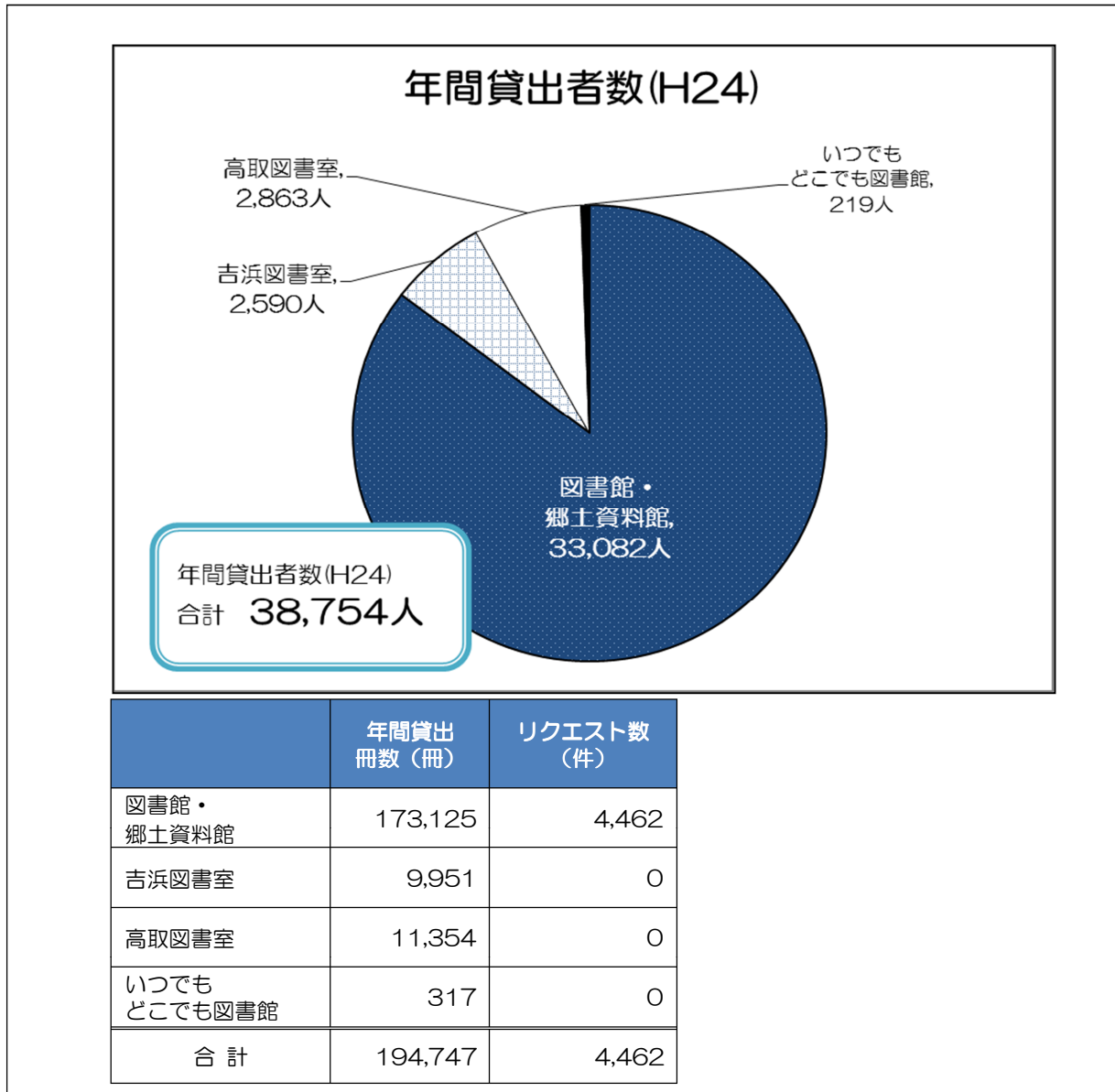
場所	割合
図書館・郷土資料館	94%
吉浜図書館	3%
高取図書館	2%
いつでもどこでも図書館	1%

- 図書館・郷土資料館
- 吉浜図書館
- ▨ 高取図書館
- いつでもどこでも図書館

(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

■年間貸出者数・貸出冊数

平成24年度の年間貸出冊数は19万4,747冊、貸出者数は3万8,754人です。1人当たりの貸出冊数は5.0冊です。図書館本館の年間貸出冊数は17万3,125冊、貸出者数は3万3,082人です。1人当たりの貸出冊数は5.2冊です。吉浜、高取等図書室、貸出拠点での貸出冊数は、2万1,622件です。



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

③課題

図書館の蔵書数は、書架等の状況から約20万冊で推移していくと想定され、貸出の多くは市立図書館本館からの貸出が多い傾向です。現在の図書の利用状況、施設の立地環境から液状化の危険性や津波による被害も想定されることから、複合化も視野に入れた新たな図書館のあり方の検討を行う必要があります。

(3) スポーツ施設

①施設の概要

名称	住所	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築 年度	利用種目					
					体育室	柔道場	剣道場	艇庫	グラウンド (野球場)	テニス コート
1 体育センター	碧海町二丁目7番地8	3,786	1,260	昭和52	●					
2 武道館	碧海町二丁目6番地1	1,800	598	昭和54		●	●			
3 漕艇センター	碧海町一丁目2番地地内	448	448	平成9				●		
4 碧海グラウンド	碧海町二丁目6番地1	14,422							●	
5 流作グラウンド	新田町四丁目1番地5	12,000							●	
6 五反田グラウンド	向山町二丁目1番地8	5,958							●	
7 五反田第二グラウンド	向山町二丁目1番地3	8,601							●	
8 碧海テニスコート	碧海町二丁目6番地1	1,786								●
9 南テニスコート	論地町五丁目6番地55	8,495								●
合 計		57,296	2,306							

■耐震化状況

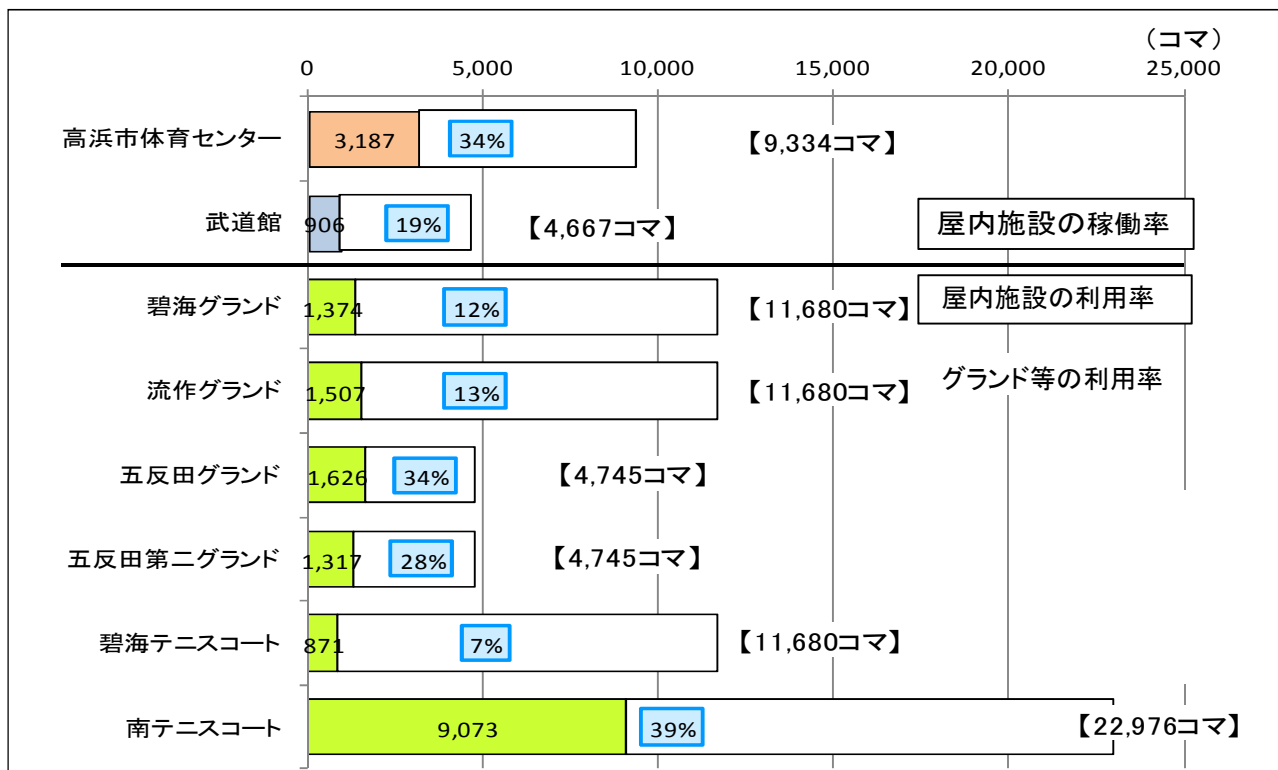
(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

	耐震診断	耐震補強工事	判断基準/対応
体育センター	実施済み	未実施	対応が必要
武道館	実施済み	不要	耐震強度を保持
漕艇センター	不要	不要	新耐震基準のため

②施設の利用状況

(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

全施設平均は24.4%で、グラウンドの平均利用率は17.7%ですが、スポーツ施設は、施設の利用が土曜日、日曜日が主であることから、利用率が低くなっています。



③課題

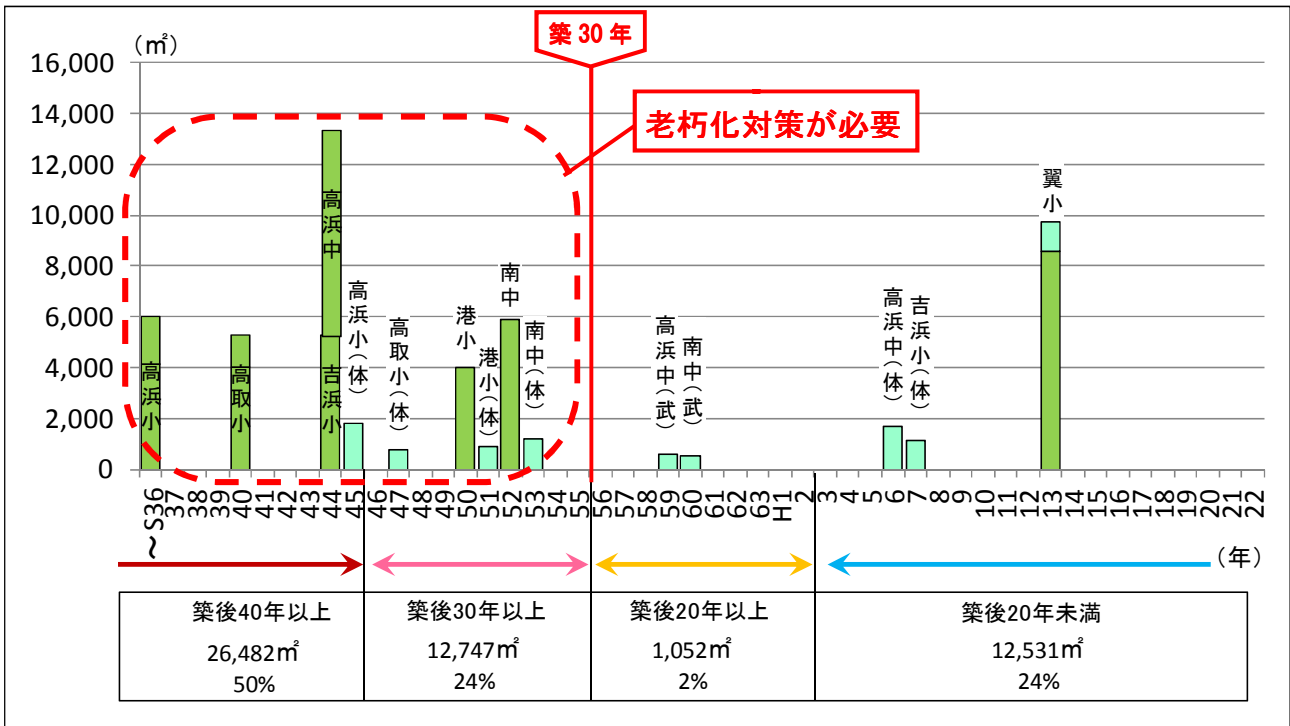
(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

耐震化未実施施設や低地に立地している施設については、災害に対する早急な対応が必要です。スポーツ施設は、民間活力の導入を検討する必要があります。

(4) 学校施設

① 施設の概要

学校施設の 74%が築 30 年以上となっており、老朽化に対する対策が急務となっています。



(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

■ 耐震化状況

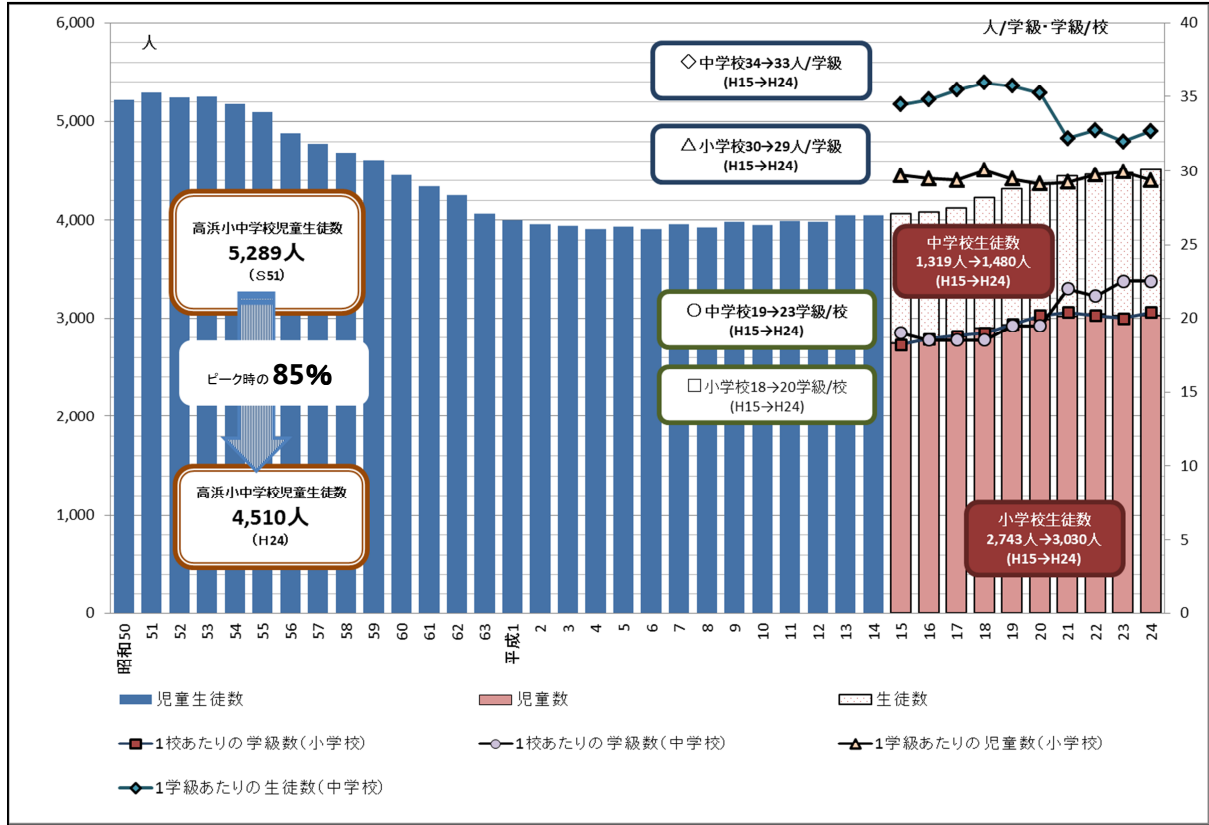
	耐震診断	耐震補強工事	判断基準
高浜小学校	実施済み	実施済み	
吉浜小学校	実施済み	実施済み	
高取小学校	実施済み	実施済み	
港小学校	実施済み	実施済み	
翼小学校	不要	不要	新耐震基準のため
高浜中学校	実施済み	実施済み	
南中学校	実施済み	実施済み	

※耐震改修促進法において、Is 値 0.6 以上についての安全性とは「地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、または崩壊する危険性が低い」と評価されています。文部科学省では学校施設の耐震性能として、割り増しをした Is 値 0.7 以上の安全性を求められています。

(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

②施設の利用者数

児童生徒数は、昭和51年の5,289人をピークに減少しています。平成4年から12年までは横ばい傾向が続き、平成13年頃からは増加しています。児童生徒数は近年増加傾向にある一方、将来予測ではほぼ横ばい状況であり、ピーク時と比較すると85%程度となっています。



(出典：高浜市公共施設あり方計画（案）)

③課題

築30年以上の施設が74%と老朽化が進行しており、早急な対応が必要です。

(5) 幼稚園・保育園・こども園

①施設の概要

幼稚園 4 園、保育園 6 園、認定こども園 2 園の計 12 園があります。幼稚園 4 園はすべて市営となっており、翼地区を除く、高浜、吉浜、高取、港地区に各 1 園ずつ配置されています。

保育園は、6 園のうち 2 園が市営、4 園が民営となっています。本市では多様化する保育ニーズに対応するため、民間園が持つ柔軟性、機能性を活用し、保育サービスの充実を図っています。吉浜保育園を平成 24 年度に、中央保育園を平成 25 年度に民営化しています。

名称		住所	延床面積 (㎡)	建築 年度	保育開始 年齢 (歳)	開園時間	運営	施設 保有	土地 保有	
幼稚園	1	高浜幼稚園	青木町六丁目1番地15	757	平成1	3歳	8:30-14:30	市	市	市
	2	吉浜幼稚園	屋敷町五丁目9番地2	1,066	昭和47	3歳	8:30-14:30	市	市	市 (一部民間)
	3	高取幼稚園	本郷町六丁目6番地35	658	昭和48	3歳	8:30-14:30	市	市	市
	4	高浜南部幼稚園	碧海町四丁目6番地13	625	昭和53	3歳	8:30-14:30	市	市	市
幼稚園計			3,106							
保育園	1	吉浜保育園	呉竹町三丁目8番地20	800	平成7	生後6ヶ月	※1 7:00-19:00	民間	市	市
	2	高取保育園	向山町二丁目1番地15	※2 860	昭和53	1歳	7:30-18:00	市	市	市
	3	高浜南部保育園	田戸町三丁目5番地26	※2 1,048	平成10	生後6ヶ月	7:30-19:00	民間	市	市
	4	吉浜北部保育園	八幡町四丁目8番地4	727	昭和52	1歳	7:30-18:00	市	市	市
	5	中央保育園	稗田町二丁目3番地7	1,236	平成4	生後6ヶ月	7:30-19:00	民間	市	市
	6	よしいけ保育園	湯山町四丁目7番地13	835	平成15	生後6ヶ月	7:00-19:00	民間	民間	市
保育園計			5,506							
認定 こども園	1	翼幼保園	神明町二丁目8番地2	1,219	平成18	生後6ヶ月	7:30-19:00	民間	民間	民間
	2	ひかり	清水町六丁目6番地37	2,203	平成13	生後6ヶ月	7:30-19:00	民間	民間	民間
認定こども園計			3,422							
合計			12,034							

※1 平成24年4月1日から。それ以前は7:30-18:00。

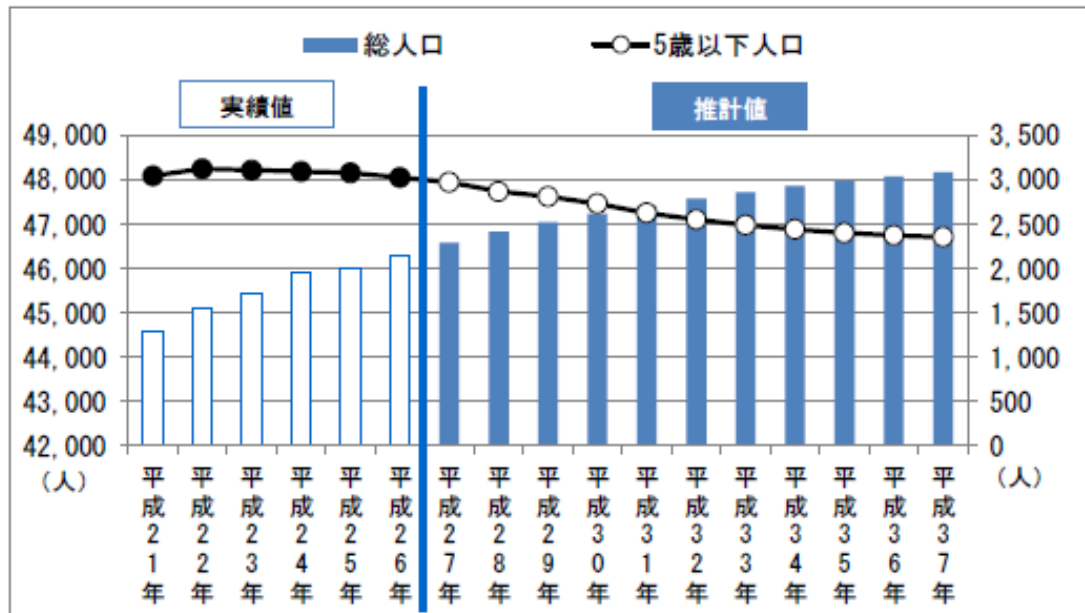
(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

※2 高取保育園及び高浜南部保育園の延床面積には分園面積も含まれます

②施設の利用者数

高浜市の幼稚園・保育園の利用者数の将来推計について高浜市の5歳以下人口は、「高浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」によると、今後も減少傾向にあるとされています。

平成31年までの年齢別のこどもの人数の将来推計を見ると、年齢ごとに多少の増減がありますが、全体として減少傾向にあることがわかります。また、同計画に示された保育園・幼稚園の利用者数の推計を見ると、0歳、1・2歳、3歳以上のいずれにおいても、利用人数は減少すると見込まれています。



(出典：「高浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」)

図 高浜市の将来人口の推計

表 高浜市の子どもの数の将来推計

	平成27年	28年	29年	30年	31年
0歳	432	417	407	397	388
1歳	472	454	438	428	418
2歳	517	475	457	441	431
3歳	503	519	477	459	443
4歳	496	509	525	483	464
5歳	556	496	509	525	483
6歳	522	560	499	512	528
7歳	540	521	559	498	512
8歳	511	538	519	556	496
9歳	534	510	537	517	554
10歳	508	534	510	537	517
11歳	491	506	531	507	534
計	6,082	6,039	5,968	5,860	5,768

(出典：「高浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」)

表 高浜市内の幼稚園・保育園の利用者数の想定

(単位：人/日)		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	① 保育園等の利用〔3号認定〕	62	59	58	57	55
1・2歳	② 保育園等の利用〔3号認定〕	364	342	330	320	313
3歳以上	③ 幼稚園等の利用〔1号認定〕	693	679	674	654	620
	④ 幼稚園等の利用〔2号認定〕 (保育の必要性あり)	34	33	33	32	30
	⑤ 保育園等の利用〔2号認定〕	718	704	698	678	642
①+②+⑤		1,144	1,105	1,086	1,055	1,010
③+④		727	712	707	686	650
合計		1,871	1,817	1,793	1,741	1,660

(出典：「高浜市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」より)

③課題

多くの施設で老朽化が進行しています。地域ニーズの変化に対する対応が必要です。

(6) 高齢福祉施設

①施設の概要

■宅老所

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	高齢福祉施設			併設施設		備考
				介護予防拠点施設	宅老所	その他	幼児・児童施設	障がい福祉施設	
1 宅老所「じい&ばあ」	青木町四丁目7番地1	221	昭和35		●				
2 宅老所「いっぶく」	青木町九丁目2番地5	161	昭和38		●				
3 宅老所「あっぼ」	田戸町三丁目8番地21	548	昭和30		●				
4 宅老所「こっこちゃん」	呉竹町二丁目2番地2	129	昭和44		●		● 家庭的保育		
5 宅老所「悠々たかとり」	本郷町六丁目6番地15	358	☆平成12		●		● 家庭的保育	●	みどり学園、となりのおばちゃんと同敷地、高取小隣接
合計		1417							

☆改修年度

■介護予防拠点施設

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	高齢福祉施設			併設施設		備考
				介護予防拠点施設	宅老所	その他	幼児・児童施設	障がい福祉施設	
6 ものづくり工房「あかおにどん」	青木町九丁目6番地5	208	昭和48	●					平成12年より借用
7 サロン赤窯	青木町九丁目7番地28	250	平成14	●					
8 IT工房「くりっく」	青木町三丁目5番地15	155	昭和51	●			● 家庭的保育		平成13年より借用
9 全世代学習館	本郷町六丁目11番地15	180	昭和38	●			● 児童クラブ		
10 生きがいセンター (シルバー人材センター)	湯山町六丁目2番地6	512	昭和60						
合計		1305							

■老人憩の家

名称	住所	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	高齢福祉施設	併設施設		備考
					宅老所	公民館	
1 高浜北部老人憩の家	春日町二丁目1番地1	76	昭和50	●		●	
2 高浜中部老人憩の家	青木町七丁目6番地41	78	昭和45	●			
3 高浜南部老人憩の家	田戸町七丁目7番地24	68	昭和49	●			
4 吉浜北部老人憩の家	屋敷町三丁目5番地16	76	昭和48	●			
5 吉浜南部老人憩の家	屋敷町七丁目7番地26	69	昭和52	●			
6 高取北部老人憩の家	本郷町五丁目1番地15	67	昭和47	●			
7 高取南部老人憩の家	論地町二丁目2番地80	69	昭和52	●			
8 高浜老人ふれあいの家	青木町九丁目2番地5	163	昭和38	●	●		
9 湯山老人憩の家	湯山町四丁目11番地1	81	昭和50	●			
合計		747					

(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

■耐震化状況

■宅老所

	耐震診断	耐震補強工事	判断基準/対応
宅老所「じい&ばあ」	未実施	未実施	早急な対応が必要
宅老所「いっぶく」	未実施	未実施	早急な対応が必要
宅老所「あっぼ」	未実施	未実施	早急な対応が必要
宅老所「こっこちゃん」	未実施	未実施	早急な対応が必要
宅老所「悠々たかとり」	未実施	未実施	早急な対応が必要

■介護予防拠点施設

	耐震診断	耐震補強工事	判断基準/対応
ものづくり工房「あかおにどん」	未実施	未実施	早急な対応が必要
サロン赤窯	不要	不要	新耐震基準のため
IT工房「くりっく」	未実施	未実施	早急な対応が必要
全世代楽習館	未実施	未実施	早急な対応が必要
生きがいセンター	不要	不要	新耐震基準のため

■老人憩の家

	耐震診断	耐震補強工事	判断基準/対応
高浜北部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
高浜中部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
高浜中南部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
吉浜北部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
吉浜南部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
高取北部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
高取南部老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要
高浜老人ふれあいの家	未実施	未実施	早急な対応が必要
湯山老人憩の家	未実施	未実施	早急な対応が必要

(出典：高浜市公共施設マネジメント白書)

②課題

耐震化未実施・老朽化施設が存在しています。老人憩の家は全て耐震化未実施・老朽化が進行しています。

4. 課題整理

●人口

- 市全体の将来人口は増加の予測
- 地域によって人口動態に差異が発生
- 少子高齢化が進行

●財政

- 今後の厳しい財政見通し、抑制が続いている投資的経費の確保が困難（扶助費の増加、税込先行き不透明、人件費抑制の限界）

●施設

<市全体>

- 保有するハコモノ施設は12.6万㎡。多くの施設が30年以上経過し、一部の施設が耐震対策未実施
- 今後40年間に522.5億円（13.1億円/年）の投資的経費が必要

<用途別>

- 集会施設 : 集会機能の重複。利用率の高くない施設が多い
- 図書館 : 立地状況から災害に対する検討が必要
- スポーツ施設 : 耐震化未実施施設が存在。利用率の低い施設がある
- 学校施設 : 築30年以上の施設が74%と老朽化が進行。
整備レベルの向上が必要
- 幼稚園・保育園
子育て支援センター : 老朽化施設が存在。地域ニーズの変化に対する対応が必要
- 高齢福祉施設 : 耐震化未実施・老朽化施設が存在し老朽化が進行。早急な対応が必要
- 庁舎等 : 本庁舎の耐震化未実施

●公共施設マネジメントが必要

- 保有施設の有効活用が必要
- 老朽化した施設が多く、維持、改修コストの大幅な増加への対応が必要
- 財源の確保が重要
- 全庁的なデータの整理・収集・管理体制整備が必要
- 施設の有効活用が必要
- 社会状況の変化に対応するために、市民との情報共有、民間活力の導入が必要

II. 公共施設マネジメント基本方針

第3章の公共施設総合管理計画の全体方針に基づき、ハコモノ施設にかかる大方針は次のとおりです。

1. 高浜市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

(1) 小学校区の特徴

本市は、総合計画、防災等まちづくりを考えていく上で、小学校区を単位として考えています。長期的な視点に立って、それぞれの地域の特性を踏まえたハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(2) 地域による人口動態の差異

本市の将来予測人口は増加傾向である一方、児童・生徒等の年少人口は横ばいとなっています。今後の人口予測では、人口の増減が地区ごとに違いがあることから、それぞれの人口構成を踏まえたハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(3) 地勢を考慮した再配置

本市は、臨海部に位置し、海岸部の一部では標高が約2mの低地や埋め立てにより造成された場所があります。今後、公共サービスを安心・安全かつ安定的に提供するため、防災上の観点を踏まえ、標高や地質等高浜市の地勢を考慮したハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

(4) 周辺地域との連携（衣浦東部広域行政圏、衣浦定住自立圏）

本市は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市の5市を管轄する衣浦東部広域行政圏にあり、図書館や市民ホール等の文化施設、グラウンドやコート等のスポーツ施設において相互利用がされています。また、消防活動を担っている衣浦東部広域連合においても、この圏域で組織しています。さらに刈谷市を「中心市」とする衣浦定住自立圏を形成しています。今後、更なる近隣市との連携を踏まえながら、市民の利便性の向上を目指した取り組みを進めます。

2. 新たな取り組みによる公共施設マネジメント

(1) すべてのハコモノ施設を対象

本市が保有または借用している土地に建物が建築され、目的を持って使用している施設を対象とします。

(2) トップマネジメントによる推進

組織の縦割りを越えて、総合的、長期的な視点で検討するため、市長をトップに全庁を挙げて横断的な推進体制を整備します。

(3) 数値目標を明示

ハコモノ施設の現状や実態を把握するとともに、利用頻度に対する目標を数値で明示し、進行管理を行います。

(4) 財政との連動

ハコモノ施設の将来コストの試算や長期財政計画との連動を考慮しながら、財政負担の軽減と平準化等に向けた取り組みを進めます。

(5) モデルケースを推進力とする

施設機能に応じた今後の方向性を具体化するため、ハコモノ施設の中でモデルケースを取り上げ、市民の合意を含めたあり方を作成、その検証を行い、これを他の施設への推進力とします。

【モデル事業】①複合化 →高浜小学校等整備事業

②跡地活用→（仮称）勤労青少年ホーム跡地活用事業

(6) 市民と問題意識を共有・協働

高浜市公共施設マネジメント白書を定期的に更新し、施設の現状と課題について問題意識を共有し、市民が市民サービスの受益者という立場だけでなく、行政と共に知恵を出し合ってハコモノ施設のあり方を進めます。

3. 大方針実現に向けての5つの柱

(1) 中長期的な視点からのマネジメント

①あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント

本市が目指す都市将来像を実現するためのまちづくりに向けて、総合計画や他の行政計画との整合性を踏まえ、今後どうあるべきかを考え、ハコモノ施設の必要性を精査したうえで、施設の改修・改築、統廃合等の改善策の優先順位付けを行います。なお、必要性が低いものについては、廃止若しくは別機能での活用を進めます。

②地域区分等を踏まえたマネジメント

本市は、徒歩圏が維持できるというコンパクトな地域特性を考慮し、既成の地域区分を尊重しつつも、長期的視点に立って地域の特性を見据えた配置の検討を進めます。

③人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント

地域の人口動態や将来人口の構成の変化による市民ニーズからの量と質の変化、人口増加に伴う行政サービス全体の需要量の変化を想定し、身の丈にあった適切なハコモノ施設のあり方計画を進めます。また、長期間にわたる中で時代の変化に対応できるよう、適宜、見直しが行える体制を整備します。

④地勢を考慮したマネジメント

公共サービスを安心・安全かつ安定的に提供するため、防災上の観点を踏まえ、施設の立地状況等に留意したあり方を検討する必要があります。特に本市の臨海部には、標高約2mの低地や埋め立てにより造成された場所があるという高浜市の地勢を考慮したハコモノ施設のあり方計画を進めます。

⑤ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント

ハコモノ施設の将来にわたる人件費を含めた維持管理費や修繕費等、長期的な視点でコストを把握し、これを縮減、平準化するため、総量の圧縮、建替えから大規模改修を進めます。

⑥施設の長寿命化（建物の維持・更新のあり方の見直し、機能転用等既存施設の有効活用）

ハコモノ施設を安心・安全に利用できる状態を保つためには、建物や設備の劣化状況等を把握し、計画的かつ段階的な修繕が必要となります。そのため、これまでの建物の維持・更新のあり方を見直すとともに、財政負担の軽減と計画的な財政支出を図るため、建物の維持・改修への継続的な投資による施設の延命を図る長寿命化を進めます。また、機能転用等や民間活力の導入も視野に入れた既存施設の有効活用を進めます。

⑦時代の要請に対応したマネジメント

設計・運営における環境への配慮、バリアフリー対応や防災対応等、時代の要請に対応したハコモノ施設の活用及び整備を実現するための、整備手法や維持管理手法を導入します。

(2) 施設の実態を踏まえ、「機能の複合化」・「単一目的施設から多目的化」に転換するマネジメント

①「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント

施設があるからサービスが提供できるという施設先行型の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があることを踏まえ、施設の機能を重視し、機能は極力維持するという考え方を推進します。なお、類似した機能の施設については、機能の統合化を図ります。

②施設の実態を踏まえたマネジメント

利用状況や老朽化等、高浜市公共施設マネジメント白書で整理したハコモノ施設の現状と課題を踏まえ、今後の利活用について具体的な方向性を示します。

③適切な評価指標を用いたマネジメント

ハコモノ施設の配置、利用・運営状況、コストの状況から各施設を評価し、費用対効果の比較や施設の整備目的と利用実態の適合性について、評価指標を用いて評価します。

④システム化等による一元化したマネジメント

施設状況を把握するため、所管グループが個別に管理しているハコモノ施設に関するデータを一元管理するための固定資産台帳等を活用しマネジメントに活かすとともに、そのデータの収集・更新をシステム化して、施設の改修・建替え等にあたっての優先順位や全体方針との調整等、全庁で統一した考え方に基づいた推進体制、状況に応じた見直しができる体制を整備します。

⑤「機能複合化」「用途見直し」を含むマネジメント

ハコモノ施設の利用率や空きスペースなどを考慮し、既存施設の有効活用を図るため、他の用途への転換（リノベーション）や複合化、同じ機能の集約化等を図ります。

また、民間活力を活用した有効活用や近隣市との相互利用等を視野に入れ、各施設が連携し、補完し合うことによって、公共サービスが提供できる仕組みを整備します。

(3) 市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

①市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント

高浜市公共施設マネジメント白書により、市民等にハコモノ施設の現状と課題を公表し、問題意識を共有することにより、市民サービスの受益者という立場だけでなく、サービスの供給者の視点で、行政と共に知恵を出し合ってハコモノ施設の利用率を上げるなどの体制を整備します。

②受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント

ハコモノ施設の利用料金と人件費を含めた維持管理コストについて、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担になっているか確認するとともに、料金設定や減免制度の見直し等使用料手数料の基本方針との整合性を図りつつ、施設利用者だけでなく幅広い市民の意見を聞きながら、受益者負担と管理方法のバランスを踏まえたあり方の検討を進めます。

③施設の管理・運営に市民参加を促進するマネジメント

既にハコモノ施設の管理運営に市民の参加が進められていますが、ハコモノ施設の利用率の向上を目指し、市民や地域団体に施設の管理・運営を更に促す手法の検討を進めます。

④PPPの推進によるマネジメント

ハコモノ施設の整備、管理・運営において、指定管理者制度やPFI等のPPP手法（公民連携）を導入するなど、民間活力を活用し、より効果的かつ効率的なサービスの提供を図ります。

⑤民間施設の活用を含めた施設の再配置

ハコモノ施設の全てを公共で賄うのではなく、維持管理に関するコスト等を比較検討したうえで、民間施設の活用も視野に入れたハコモノ施設のあり方の検討を進めます。

（４） 近隣自治体との連携・相互利用の拡大

①近隣自治体のハコモノ施設の相互利用を前提とした施設の再配置

衣浦東部広域行政圏内、衣浦定住自立圏内の近隣自治体とは、既にハコモノ施設の相互利用を実施していますが、更に近隣自治体と連携した相互利用の検討や相互利用を前提とした施設のあり方を検討します。

②「フルスペック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント

各地区に全ての施設機能を均一に配置するのではなく、コンパクトにまとまったまちであるという特性を活かし、効果的かつ効率的な機能を実現するため、施設間の連携を考慮した施設配置の検討を検討します。

（５） 全庁を挙げた問題意識の共有・体制整備と財政と連動したマネジメント

①トップマネジメントによる推進

組織の縦割りを越えて、総合的、長期的な視点で、市長をトップに各部局長で構成する「公共施設あり方推進本部（公共施設総合管理計画推進会議）」を核として、施設の改修等の優先順位付けの決定や全体方針との調整等トップマネジメントによる推進体制を整備します。

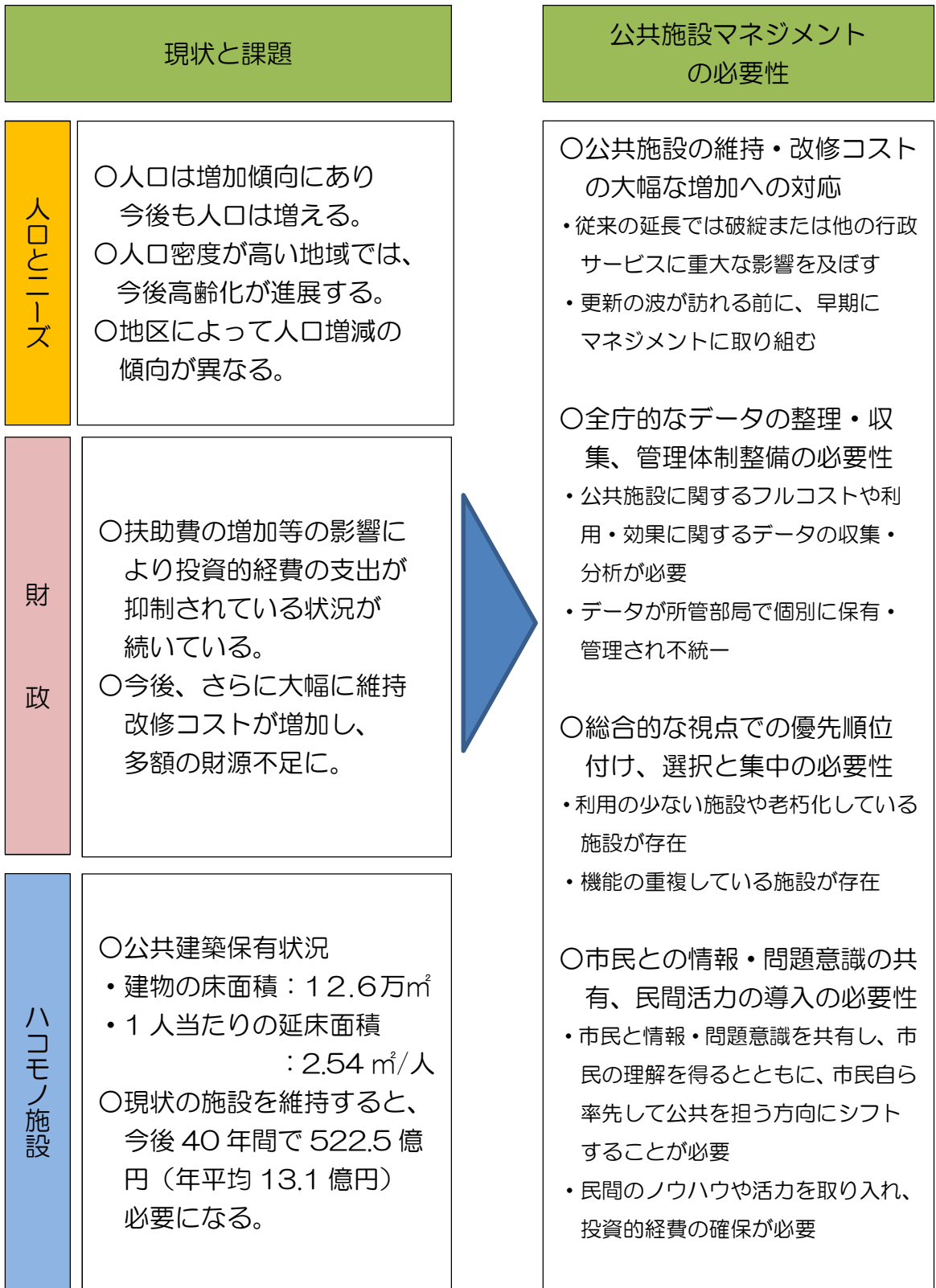
②数値目標の明示による現状把握と問題意識の共有

利用頻度に対する目標等具体的な数値目標を明示し、公共施設マネジメントの必要性や緊急性を庁内で共有することにより、各施設の現状を把握するとともに、庁内一丸となって、より適切なハコモノ施設のあり方の知恵を出し合い共有します。また、目標の達成状況を管理し、継続的な改善につなげる進行管理ができる体制を整備します。

③財政制約を意識した優先順位付け

第2次産業の就業率が高い本市では、今後の景気動向、産業構造の変化、人口推移等により税収が大きく影響されます。また、扶助費の増加等による影響により、投資的経費が圧縮されている状況にあります。こうした要因を踏まえ、長期財政計画による財政負担の平準化や財源の確保を検討するとともに、施設の改修や建替えにあたっての優先順位付けを行います。

4. 公共施設マネジメント基本方針のまとめ



大方針

5つの柱

1. 高浜市の地域特性を反映した公共施設マネジメント

- ①小学校区の特性
- ②地域による人口動態の差異
- ③地勢を考慮した再配置
- ④周辺地域との連携
(衣浦東部広域行政圏、衣浦定住自立圏)

2. 新たな取組みによる公共施設マネジメント

- ①すべてのハコモノ施設を対象
- ②トップマネジメントによる推進
- ③数値目標を明示
- ④財政との連動
- ⑤モデルケースを推進力とする
- ⑥市民と問題意識を共有・協働

1. 中長期的な視点からのマネジメント

- ①あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント
- ②地域区分等を踏まえたマネジメント
- ③人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
- ④地勢を考慮したマネジメント
- ⑤ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント
- ⑥施設の長寿命化（建物の維持・更新のあり方の見直し、機能転用等既存施設の有効活用）
- ⑦時代の要請に対応したマネジメント

2. 施設の実態を踏まえ、「機能の複合化」・「単一目的施設から多目的化」に転換するマネジメント

- ①「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント
- ②施設の実態を踏まえたマネジメント
- ③適切な評価指標を用いたマネジメント
- ④システム化等による一元化したマネジメント
- ⑤「機能複合化」「用途見直し」を含むマネジメント

3. 市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント

- ①市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント
- ②受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント
- ③施設の管理・運営に市民参加を促進するマネジメント
- ④PPPの推進によるマネジメント
- ⑤民間施設の活用を含めた施設の再配置

4. 近隣自治体との連携・相互利用の拡大

- ①近隣自治体のハコモノ施設の相互利用を前提とした施設の再配置
- ②「フルスペック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント

5. 全庁を挙げた問題意識の共有・体制整備と財政と連動したマネジメント

- ①トップマネジメントによる推進
- ②数値目標の明示による現状把握と問題意識の共有
- ③財政制約を意識した優先順位付け

長寿命化の方針

・維持更新のあり方の見直し

モデルの検討

・改善方針のモデル検討による推進

新たな運営方式

・民間活力による効率化推進

近隣自治体との連携

長期の財政見通

・投資的経費の捻出検討

改善項目

財源確保の取組み

①機能の複合化・運営の見直し・統合等による総量の圧縮
ハコモノ施設にかかる投資的経費の確保

施設改善方針

②長寿命化(建替えから大規模改修へ)

施設保全方針

複合化施設の跡地活用

複合化施設跡地活用方針

III. 施設改善方針

1. 施設改善方針の内容

公共施設あり方計画では、公共施設マネジメント白書から見てきた現状と課題から、市が保有するハコモノ施設について、厳しい財政状況のもと、限られた財源の中で将来に向けた改善策等の全体方針や方向性をまとめています。

施設改善方針では、公共施設マネジメント基本方針に基づき、

原則「新たなハコモノ施設はつくらない」ことを前提に、

「学校」を地域コミュニティの拠点として位置づけ、他の施設との複合化を視野に入れた、施設の改修・建替えを行う。という考えのもと、

施設の総量圧縮、機能移転等、今後の公共施設マネジメントを進めていくための改善案やハコモノ施設の具体的な方向性を示しています。

施設改善方針の基本的な考え方は、市民の方々にサービスを提供するために施設を活用するとし、機能を重視しており、施設の大規模改修や建替え等の更新時期に合わせて、機能の複合化や機能の集約化を図ることにより、サービスを低下させることなく、これまで以上のサービスが提供できるようにすることとしています。

これまで、ハコモノ施設は市民のニーズに corres する形でサービスを提供してきましたが、時代の変化により、その利用のされ方も変化してきています。また、今後の社会情勢の変化の中では、ハコモノ施設が果たす役割も変わってくるのが想定されます。そうした時代の変化に対応していけるよう、別途作成する公共施設推進プランの定期的な見直しを行い、進めていきます。

2. 施設改善方針の考え方

施設改善方針については、公共施設マネジメント基本方針をもとに、高浜市公共施設マネジメント白書で示した次の8つの視点により検討します。

＜財産の有効活用に関する検討項目＞

①使用形態・利用形態の見直し等による効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> 各部門横断的利用 利用機能の見直し 多用途への転用 遊休施設の外部利用 	⑤建物のライフサイクルを通じた効率化等	<ul style="list-style-type: none"> 整備方針の見直し 優先度判定 (建替・改修の判断) (事業方針等の判断) 維持管理コスト削減
②保有形態の見直し等による効率化	(新規整備時・継続整備時) <ul style="list-style-type: none"> 自ら所有 賃借 	⑥集約化・合同化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> 施設の集約化・合同化 統廃合 総量の圧縮
③運営面の効率化(業務改善)	<ul style="list-style-type: none"> 自ら運営 一部アウトソーシング 運営の外部化 (指定管理者制度等) 	⑦情報化等による効率化	<ul style="list-style-type: none"> IT化による業務の変化 IT化による施設変化
④スペースの効率的利活用	<ul style="list-style-type: none"> スペースの有効活用 共用化、集約化 	⑧予算面	<ul style="list-style-type: none"> 重点投入すべき分野の明確化 評価結果の予算への反映

上記の検討項目を踏まえ、主に施設の用途・機能別の改善案、改善方策の検討、改善効果等の検討を行った結果は次のとおりです。

(1) 用途別改善の方向性

対象施設	改善案	改善方策	改善効果
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用率の低い施設の複合化・集約化 ◆保有形態の見直しによる効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用率が低い、又は老朽化が進行している集会施設は、機能が異なる施設との複合化や類似施設との集約化により総量の圧縮を図る。 ○保有形態の見直しによる効率化を図る。 	△74.5%
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ◆機能の複合化、近隣自治体との連携・相互利用の拡大 ◆ネットワークシステム等による効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館は、現敷地から機能移転させ、他の施設との複合を図る。 ○専門書は市外の図書館と相互利用するなど、近隣自治体との連携・相互利用の拡大による効率化を図る。 ○図書館と学校図書室をネットワーク化し、情報化等による効率化を図る。 	△100%

対象施設	改善案	改善方策	改善効果
美術館	◆保有形態・あり方の見直しによる効率化	○地域文化の発信拠点であることから、あり方を検討し、保有形態を含めて見直しを行い、より効率的かつ市民サービスの向上を図る。	0%
スポーツ施設	◆機能の集約化・複合化によるスペースの効率的利活用	○施設の機能移転、学校開放の拡充により、施設を廃止し総量圧縮を図る。 ○民間活力の有効活用を図る【モデル事業】	△80.6%
学校施設	◆他の施設との複合化の推進 ◆大規模修繕による長寿命化 ◆災害時の避難所機能の充実	○高浜小学校の施設更新に併せ、地域コミュニティの拠点施設として集会機能やスポーツ施設等との複合化を図る。【モデル事業】 ○災害時の避難所施設としての機能充実を図る。 ○大規模修繕等による長寿命化を図る。	0%
幼稚園	◆大規模修繕による長寿命化 ◆認定こども園化を推進	○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○認定こども園化の推進を図る。 ○民間活力の有効活用を図る。	△21.7%
保育園	◆大規模修繕による長寿命化 ◆認定こども園化を推進	○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○認定こども園化の推進を図る。 ○民間活力の有効活用を図る。	△35.4%
子育て支援センター	◆機能移転による複合化	○施設の更新、大規模修繕を行わないものとし、他施設への機能移転を図る。	△100%
幼児・児童施設	◆機能移転による複合化	○施設の更新、大規模修繕を行わないものとし、学校施設等への機能移転を図る。	△19.3%
高齢福祉施設(介護予防拠点)	◆大規模修繕による長寿命化 ◆機能移転による複合化	○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○機能が異なる施設との複合化により総量の圧縮を図る。	△81.3%
高齢福祉施設(老人憩の家)	◆機能移転による複合化	○施設建替えは行わず、機能が異なる施設との複合化により総量の圧縮を図る。	△100%
高齢福祉施設(介護サービス)	◆民間事業者との費用負担の調整	○大規模修繕費等の費用負担について民間事業者と協議を行う。	△45.7%

対象施設	改善案	改善方策	改善効果
障がい福祉施設	◆機能の集約化、 機能移転による複 合化	○施設の建替えは行わず、他の施設への機 能移転を図る。	△42.9%
保健センタ ー	◆施設の集約化	○中央保健センターを廃止し、いきいき広 場へ集約化する。	△100%
市営住宅	◆大規模修繕によ る長寿命化 ◆民間施設の活用	○大規模修繕等による長寿命化を図る。 ○老朽化した施設の更新時には建替えは行 わず、施設の廃止又は民間施設の活用を検 討する。	△3.1%
庁舎等	◆保有形態の見直 しによる効率化	○老朽化及び耐震未実施の本庁舎は、いき いき広場との連携を踏まえ、リース方式に より民間施設として建物を賃借することに よる保有形態の見直しを図る。 【モデル事業】（実施済）	△56.1%
施設延床面積圧縮率 合計			△23.7%

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

(4) 小学校区別の改善方針

① 高浜小学校区の方向性

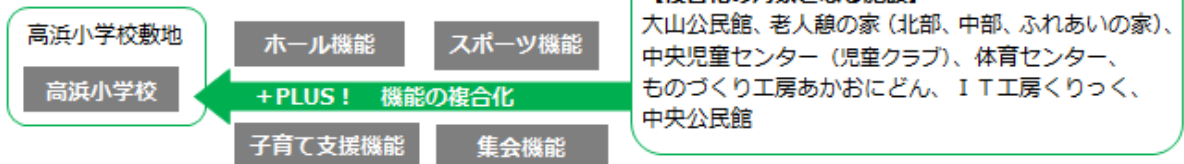
■高浜小学校区における公共施設マネジメント 現在の検討の方向性

①高浜小学校の建替えにあわせた、他施設の機能の複合化【モデル事業】

今後、本市が進める公共施設のあり方のモデルケースとして検討を進め、将来を担う子どもたちの学び舎として、そして、地域ぐるみで子育て・子育てを支えていくための環境の充実をめざします。

また、子どもから高齢者まで、小学校区の住民が集う「地域活動拠点」として、新たな交流の場をめざします。

【高浜小学校の複合化イメージ】



②高浜幼稚園のこども園化

多様で柔軟な保育サービス提供の一環として、現在の高浜幼稚園の敷地を、新たなこども園の建設場所として計画し、整備を進めます。

③中央保育園、高浜ふれあいプラザを大規模改修・建替え

今後も維持していく施設として、財政状況などをふまえながら、計画的に大規模改修や建替えを進めます。

※ふれあいプラザについては、今後まち協の活動拠点のあり方の検討を行っていく中で、状況に応じて学校への機能移転を検討します。

② 高取小学校区の方向性

■高取小学校区における公共施設マネジメント

現在の検討の方向性

①高取小学校の建替えにあわせた、他施設の機能の複合化

小学校は耐用年数の長寿命化（大規模改修：35年、建替え：70年）の観点に立ち、維持をしていきます。

建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・こども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【高取小学校の複合化イメージ】



※今後、どの施設の機能がどの時期に移転するかを、皆さんと協議していきます。

②高取幼稚園・高取保育園の統合、こども園化（施設の建替え）

多様で柔軟な保育サービス提供の一環として、現在の高取保育園の駐車場敷地を、新たなこども園の建設場所として計画し、整備を進めます。

③高取農業センターの機能を移転し、跡地活用を検討

施設の老朽化に加え、新たなこども園整備に伴う駐車場の確保や、保育室として利用していた1階部分の利用がなくなることなどから、早期に施設の機能移転を検討します。

2階の集会機能の代替場所については、他施設での活動可能性を検討します。

③ 港小学校区の方向性

■ 港小学校区における公共施設マネジメント 現在の検討の方向性

① 港小学校の建替えにあわせ、他施設の機能の複合化

小学校は耐用年数の長寿命化（大規模改修：35年、建替え：70年）の観点に立ち、維持をしていきます。
建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・子ども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【港小学校の複合化イメージ】



※今後どの施設の機能がどの時期に移転するかを皆さんと協議していきます。

② 高浜南部保育園、高浜南部ふれあいプラザを改修・建替え

高浜南部保育園、高浜南部ふれあいプラザは、今後も維持していくとして、大規模改修、建替えを進めます。

※ふれあいプラザについては、今後まち協の活動拠点のあり方の検討を行っていく中で、状況に応じて学校への機能移転を検討します。

④ 吉浜小学校区の方向性

■ 吉浜小学校区における公共施設マネジメント 現在の検討の方向性

① 吉浜小学校の建替えにあわせ、他施設の機能の複合化

小学校は耐用年数の長寿命化（大規模改修：35年、建替え：70年）の観点に立ち、維持をしていきます。
建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することにより、高齢者・親世代・子ども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【吉浜小学校の複合化イメージ】



※今後、どの施設の機能がどの時期に移転するかを市民の皆さんと協議していきます。

② 吉浜北部保育園、吉浜ふれあいプラザを改修・建替え

吉浜北部保育園、吉浜ふれあいプラザは、今後も維持していくとして、大規模改修、建替えを進めていきます。

※ふれあいプラザについては、今後まち協の活動拠点のあり方の検討を行っていく中で、状況に応じて学校への機能移転を検討します。

③ 吉浜保育園の民間譲渡

吉浜保育園は、現在運営を行っている民間事業者へ建物を譲渡し、民間事業者が施設の維持管理をしていきます。

⑤ 翼小学校区

■翼小学校区における公共施設マネジメント

現在の検討の方向性

学校は耐用年数の長寿命化(大規模改修：35年、建替え：70年)の観点に立ち、維持をしていきます。

①翼小学校の大規模改修

今後も維持していく施設として、大規模改修を進めます。

②高浜中学校の建替えにあわせ、他施設の機能を複合化

建替えにあわせて集会施設などの機能を移転し、施設を複合化することによって、高齢者・親世代・子ども・地域住民が集い、交流が生まれる新たな地域活動拠点の形成をめざします。

【高浜中学校の複合化イメージ】



※今後、移転機能・時期などについて市民の皆さんと協議していきます。

※南中学校(港小学校区)は、学校単独施設として維持をしていきます。(大規模改修:H39~H40、建替え:H59~H60)

③翼ふれあいプラザのあり方の検討、保有形態の見直し

翼ふれあいプラザは、現在、民間施設を借用して運営しています。今後、まちづくり協議会の活動拠点のあり方を考える中で、状況に応じて学校への機能移転、保有形態の見直しなどを検討します。

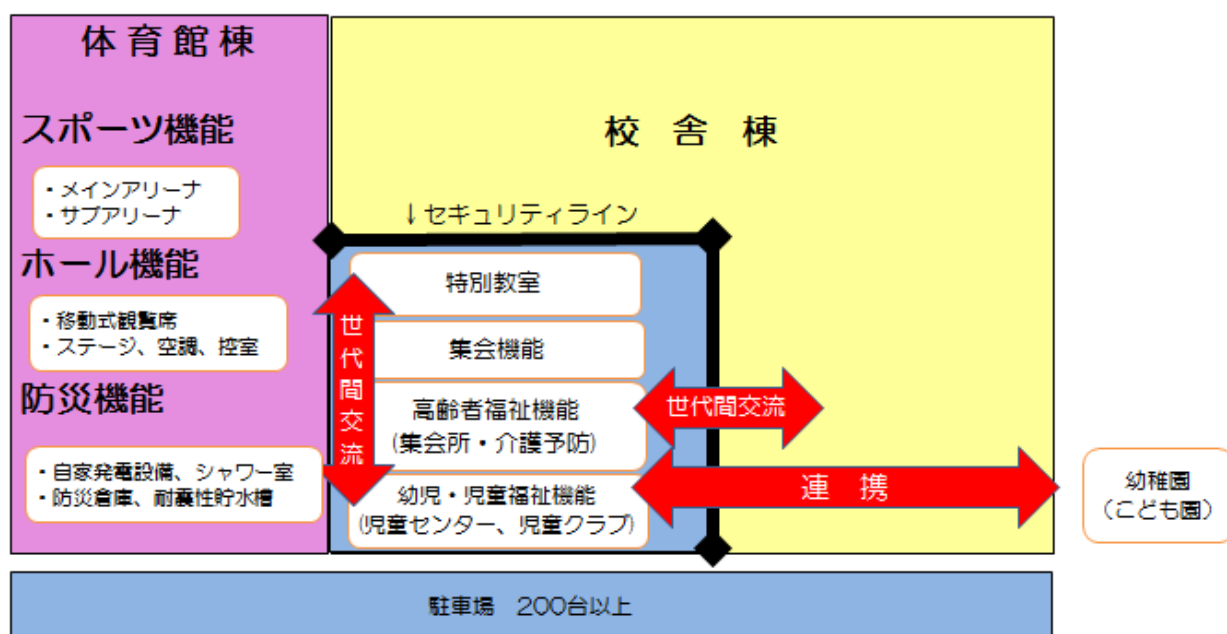
(5) モデル事業のイメージ

モデル事業 1 <高浜小学校等整備事業> 【平成 29 年度～平成 32 年度】

○高浜小学校の施設更新に併せ、地域コミュニティの拠点施設として児童センターや集会機能（ホール機能含む）、スポーツ施設等との複合化を図る。

○災害時の避難所施設としての機能充実を図る。

高浜小学校複合化イメージ図



モデル事業2〈勤労青少年ホーム跡地活用事業〉
【平成30年度～平成31年度】

○機能移転を図る勤労青少年ホームの跡地をスポーツ拠点施設として民間活力の導入により、屋内プール、マシジム、テニスコートなどの機能整備を行い、学校プールや介護予防等の事業の民間委託による有効活用を図る。

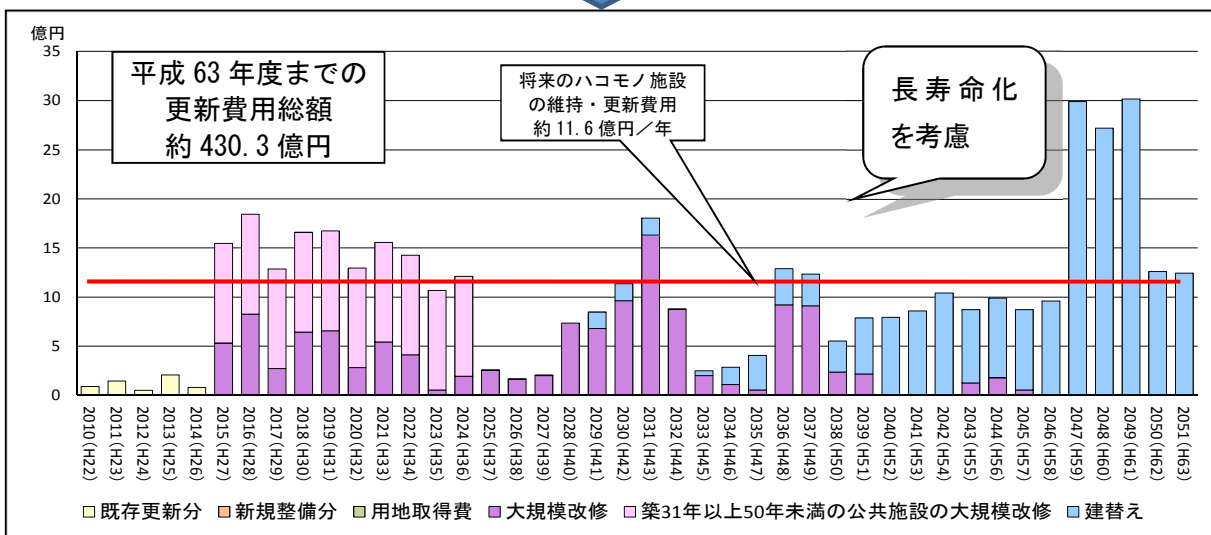
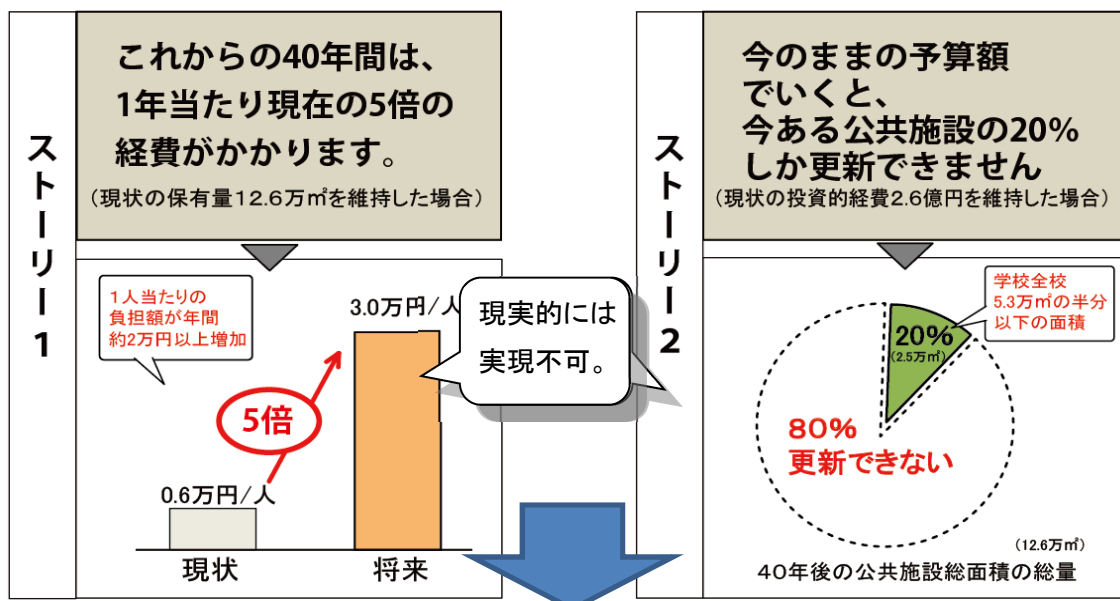
3. 削減目標の設定

(1) コストシミュレーションの結果

高浜市公共施設マネジメント白書より、本市におけるハコモノ施設の保有面積から、市民一人当たりの投資的経費額を換算した場合の、総量（施設数）とコスト（投資的経費）の視点から見てみると、まず、ストーリー1として、今後も現状の保有面積を維持した場合、更新費用を年平均で13.1億円とすると、市民1人当たりの投資的経費額は現状の投資経費0.6万円の5倍の約3万円となります。つまり、市民1人当たり年間2.4万円も増額することになります。

一方、ストーリー2として、現状の投資的経費の年平均2.6億円で今後も推移した場合、更新できる保有面積が今ある施設の20%、2.5万㎡しか更新できないことになり、10.1万㎡の施設が維持できないということになります。高浜市の小中学校全7校を合わせると約5.3万㎡ですので、全学校の半分しか更新できなくなることから、相当のハコモノ施設の総量圧縮をしなければならないこととなります。

また、すべてのハコモノ施設で長寿命化による維持を行った場合を試算しても、平成63年度までに約430.3億円が必要となり、施設の更新を先延ばしただけでは、市の財政状況を考慮すると、すべてのハコモノ施設を維持していくことは困難になります。



(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

(2) 改善項目による取組み

ハコモノ施設が抱える課題を解決するには、「コストシミュレーションの結果」で述べたようなストーリーは、行政サービス面や財政面からいずれも実際には不可能と言えます。課題解決のためには、公共施設マネジメントを通して行政サービスの見直しも行いながら、様々な手法を用いて改善していくとともに、数値目標を設定し明示する必要があります。

そこで、ハコモノ施設にかかるトータルコストに着目して、公共施設マネジメント基本方針から導き出された改善項目による取り組みから、目標値を設定することとしました。

まず、対象施設として、広域施設、土地・建物のいずれも民間である施設を除いた114施設から、民間所有施設（他団体施設）を除いた90の施設について、公共施設マネジメント基本方針を踏まえ、今後も継続して維持していく施設と、複合化や機能移転等により施設の総量圧縮を図る施設の棲み分けを行います。棲み分けにあたっては、年少人口が今後ほぼ横ばいで推移するという人口推計から、学校や子育て関連施設は今後も維持していくこととし、学校を核として周辺の機能を複合化することができないか、また、高齢化が進行する中、地域の利便性を考慮しながら、効率化・機能の複合化・保有形態の見直し等によりコストの縮減を図るといった考え方により棲み分けを行います。

この棲み分けをした施設について、施設の総量圧縮（改善項目①）を行い、圧縮した施設に対して施設の長寿命化（改善項目②）による削減額を検討します。

なお、施設の具体的な総量圧縮や整備の時期は別紙「公共施設総合管理計画推進プラン」に示しています。

①保全の取組み対象施設一覧

今後も継続して維持していく施設は、下記の50施設になります。

保全対象施設一覧				
No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設延床面積 (㎡)
1	南部ふれあいプラザ	集会施設	S54	385
2	吉浜ふれあいプラザ	集会施設	H21	348
3	高浜ふれあいプラザ	集会施設	S51	404
4	高浜エコハウス	集会施設	H20	1,001
5	女性文化センター	集会施設	H6	752
6	かわら美術館	美術館	H5	4,669
7	高浜市漕艇センター	スポーツ施設	H9	448
8	五反田グラウンド	スポーツ施設	S58	0
9	五反田第二グラウンド	スポーツ施設	H4	0
10	流作グラウンド	スポーツ施設	S56	0
11	碧海グラウンド	スポーツ施設	S50	0
12	碧海テニスコート	スポーツ施設	S52	0
13	高浜小学校	学校施設	S34	7,841
14	吉浜小学校	学校施設	S44	6,390
15	高取小学校	学校施設	S40	6,061
16	港小学校	学校施設	S50	4,898

No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設延床面積 (㎡)
17	翼小学校	学校施設	H13	9,729
18	高浜中学校	学校施設	S44	10,320
19	南中学校	学校施設	S52	7,573
20	高浜幼稚園	幼稚園	S63	757
21	吉浜幼稚園	幼稚園	S46	992
22	高浜南部幼稚園	幼稚園	S52	625
23	吉浜北部保育園	保育園	S52	727
24	高浜南部保育園	保育園	H10	1,063
25	高浜南部保育園子育て支援センター	子育て支援センター	H10	-
26	中央保育園	保育園	H4	1,236
27	中央児童センター	幼児・児童施設	H4	293
28	中央児童クラブ	幼児・児童施設	H4	22
29	東海児童センター	幼児・児童施設	S61	326
30	翼児童センター	幼児・児童施設	H13	671
31	東海児童クラブ	幼児・児童施設	S61	23
32	翼児童クラブ	幼児・児童施設	H13	82
33	高取児童クラブ	幼児・児童施設	S40	129
34	楽習館児童クラブ	幼児・児童施設	S38	89
35	となりのおばちゃん	幼児・児童施設	H12	20
36	宅老所「いっぷく」	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	S38	161
37	宅老所「悠遊たかとり」	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	H12	161
38	南部デイサービスセンター	高齢福祉施設 (介護サービス)	H10	496
39	アサヒサンクリン高浜ケアハウス	高齢福祉施設 (介護サービス)	H15	1,817
40	みどり学園	障がい福祉施設	H12	177
41	いきいき広場	庁舎等	H7	6,011
42	東海住宅	市営住宅	S61	3,693
43	稗田住宅	市営住宅	H1	1,569
44	湯山住宅	市営住宅	S58	3,305
45	芳川住宅	市営住宅	S56	1,581
46	三河高浜駅西駐車場	その他施設	H7	4,145
47	第一分団詰所	その他施設	H4	129
48	第二分団詰所	その他施設	H9	130
49	第三分団詰所	その他施設	H7	130
50	第四分団詰所	その他施設	H11	130
合 計				91,509

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

②改善の取組み対象施設一覧

複合化や機能移転等により施設の総量圧縮を図る対象施設は、下記の40施設です。

改善対象施設一覧				
No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設延床面積 (㎡)
1	勤労青少年ホーム	集会施設	S49	694
2	春日庵	集会施設	H3	124
3	高取農業センター	集会施設	S57	381
4	東海会館	集会施設	S61	211
5	大山公民館	集会施設	S60	621
6	吉浜公民館	集会施設	S44	1,098
7	高浜南部公民館	集会施設	S56	478
8	高取公民館	集会施設	H7	743
9	中央公民館(市民センター)	集会施設	S55	4,091
10	市立図書館・郷土資料館	図書館	S54	1,707
11	吉浜図書室	図書館	S44	49
12	高取図書室	図書館	H7	28
13	武道館	スポーツ施設	S54	598
14	高浜市体育センター	スポーツ施設	S52	1,259
15	南テニスコート	スポーツ施設	S57	-
16	高取幼稚園	幼稚園	S47	658
17	高取保育園	保育園	S53	860
18	吉浜保育園	保育園	H7	800
19	吉浜児童センター	幼児・児童施設	H7	351
20	吉浜児童クラブ	幼児・児童施設	H7	46
21	いちごプラザ	子育て支援センター	S50	307
22	全世代楽習館	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	S38	91
23	サロン赤窯	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	H14	250
34	生きがいセンター	高齢福祉施設 (介護予防拠点)	S60	512
25	小規模多機能居宅介護支援事業 オリーブ	高齢福祉施設 (介護サービス)	S50	285
26	高取南部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S52	69
27	高取北部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S47	67
28	高浜中部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S45	78
29	高浜南部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S49	68

No.	施設名	用途	建築年度	市保有施設延床面積 (㎡)
30	高浜北部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S50	76
31	湯山老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S50	81
32	吉浜南部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S52	69
33	吉浜北部老人憩の家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S48	76
34	高浜老人ふれあいの家	高齢福祉施設 (老人憩の家)	S38	163
35	障害者地域生活支援施設「みんなの家」	障がい福祉施設	H15	133
36	保健センター	保健施設	S54	831
37	市役所	庁舎等	S52	7,673
38	葭池住宅	市営住宅	S39	320
39	地域安心安全ステーション	その他施設	S47	67
40	シルバー作業所 (旧福祉作業所)	その他施設	S56	140
合 計				26,153

(出典：高浜市公共施設総合管理計画 (平成28年3月策定時))

上記のうち、廃止・保有形態の見直しを行った施設は下記のとおりです。

(平成30年3月時点)

No.	施設名	用途	廃止・見直し年度	圧縮効果	備考
9	中央公民館 (市民センター)	集会施設	H29	△4,091 ㎡	解体処分
37	市役所	庁舎等	H28	—	保有形態を市の所有からリース方式に変更し、現在リース期間中

(3) 改善項目の試算

改善項目① 機能の複合化・運営の見直し・統廃合等による総量の圧縮

公共施設あり方計画の対象施設から、機能の複合化や機能移転等によって施設の総量圧縮を図る施設と、今後も維持していくとした施設の棲み分けを行い、削減効果を試算します。

施設の総量の圧縮を図った場合、更新費用がかからなくなることから、総額 522.5 億円が約 339.1 億円（年平均 9.2 億円）となり、約 35%の削減結果になります。また、機能の複合化、機能移転等による運営面での効率化を考慮すると、約 93 億円の削減効果（長期財政計画より）になります。

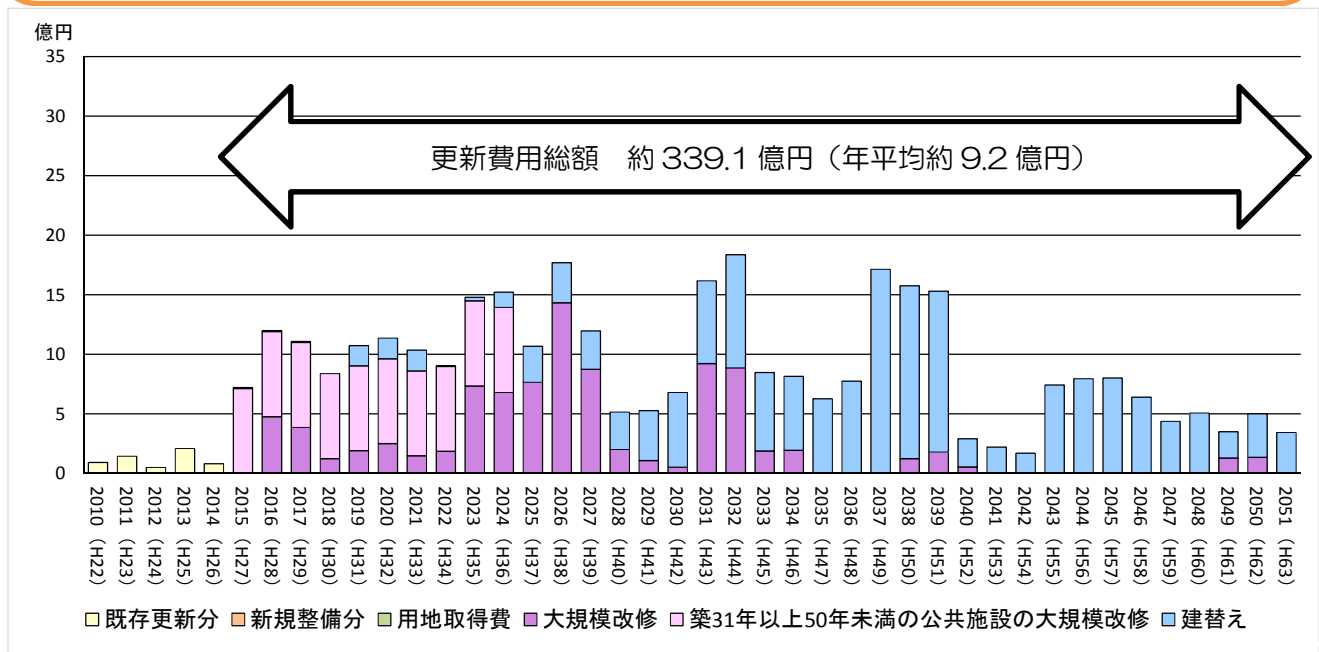
機能の複合化や集約化等の総量圧縮による更新費用試算

【総量圧縮（面積 23.7%削減）による効果】

→約 339.1 億円（年平均 9.2 億円）

総量圧縮しない場合の試算額 約 522.5 億円、（年平均 13.1 億円）より → **約 35%減**

【総量圧縮に伴う運営費用の削減効果】削減効果より → **約 93 億円減**



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

施設の総量圧縮についての考え方は、学校施設の大規模改修や建替えなどの更新する時期に合わせて機能移転を図る。また、現状の耐用年数をもとに、年数が経過した段階で周辺施設への機能移転を図ることを基本としています。

総量圧縮については、施設の利用状況を踏まえ、当該施設の更新時期が来る前の段階において、総量圧縮に向けた具体的な検討を進めていきます。

改善項目② 長寿命化（建替えから大規模改修へ）

改善項目①の試算結果では、市の財政状況を考慮すると、まだハコモノ施設を維持していくことは困難です。そこで、改善項目②では、さらにコストを削減するために、総量圧縮に加え、長寿命化による削減効果を試算します。

これまでの不具合が生じてから修繕するというのではなく、不具合が生じる前に計画的な修繕や大規模改修を行うとともに、適正な維持管理を実施するなど、ハコモノ施設の延命化を図ることによりコスト削減を図ります。長寿命化案として、大規模改修時期を建築後 35 年、建て替え時期を建築後 70 年とすると、総額で約 293.6 億円（年平均約 7.9 億円）となり、約 13%のコスト削減となる試算結果となっています。

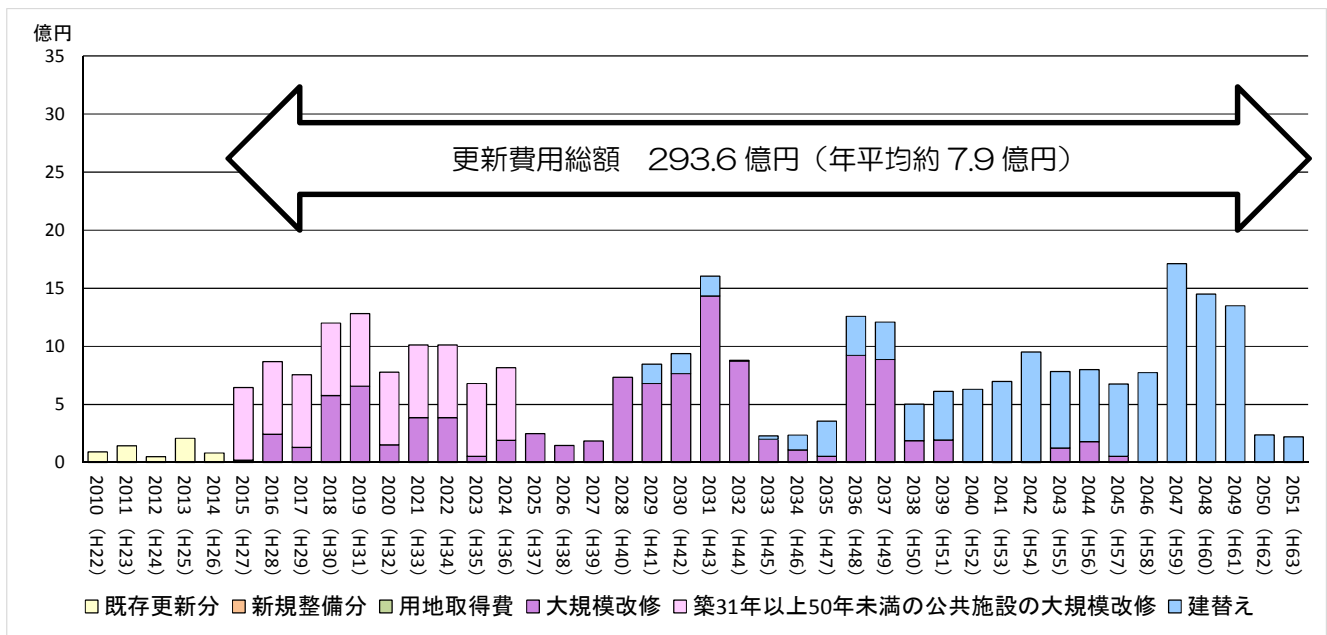
なお、改善項目での試算結果を参考に、実際のハコモノ施設の具体的な総量圧縮や整備の時期は別紙「公共施設総合管理計画推進プラン」に示しています。

ハコモノ施設の長寿命化による更新費用試算（大規模改修35年、建替え70年）

【長寿命化による効果】

→約 293.6 億円（年平均 7.9 億円）

長寿命化しない場合の試算額 約 339.1 億円、（年平均 9.2 億円）より → **約 13%削減**



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

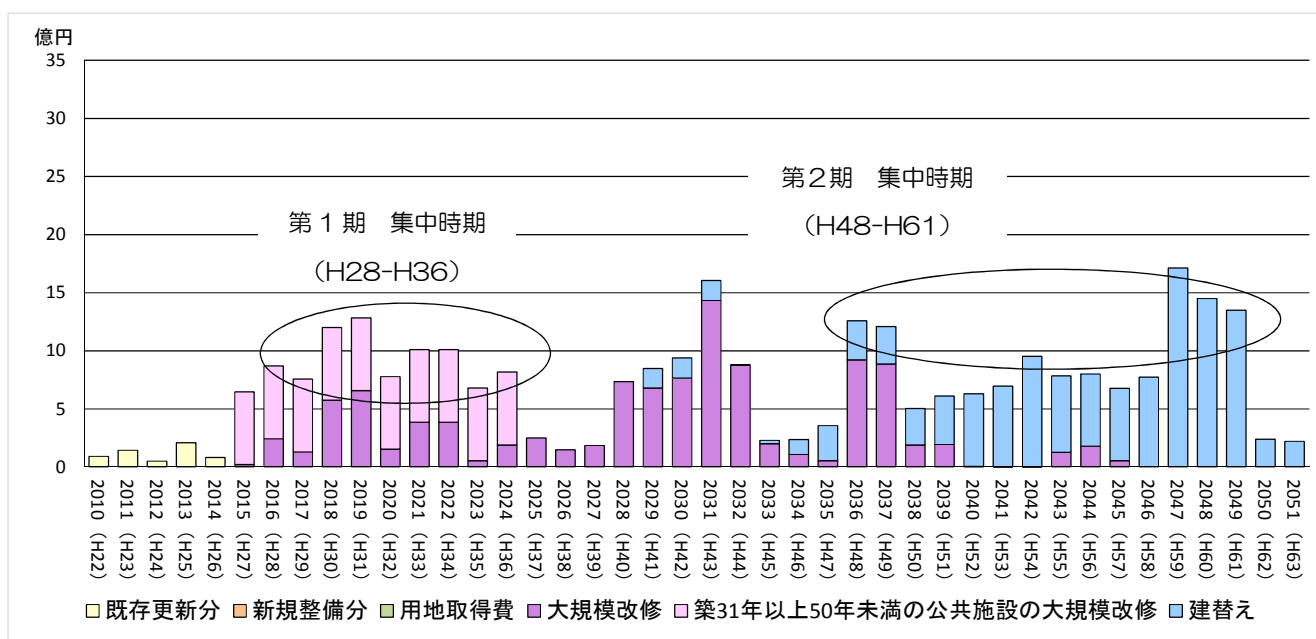
投資的経費の推移から見る財政見通し（長期財政計画の策定の必要性）

改善項目①と②による試算結果に対し、今後市の財政がどのように推移していくかのシミュレーションを行いました。シミュレーションした結果、ハコモノ施設の建替え・改修費用が集中する時期として、大規模改修を行う施設が集中する平成28年度～平成36年度までの間（第1期集中期）と、建替えを行う施設が集中する平成48年度～平成61年度までの間（第2期集中期）の大きく分けて、2度到来することになります。

平成26年度に策定した、「公共施設あり方計画（案）」での試算結果においては、第1期集中期において、市債による借入や、基金の取り崩しを行うなど、最大限努力しても、第1期集中期の後期には基金の残高が枯渇する結果となりました。

そのため公共施設あり方計画の策定にあたっては、持続可能な自立した高浜市を目指すとして、補助金の活用等による保全対象施設の費用負担の軽減や平準化、民間活力（PPP手法）の活用、計画を前倒しで実施するなどによる計画の見直しを行うとともに、長期財政計画を策定し、公共施設あり方計画との連動を図ることとします。

なお、試算結果の詳細については、「高浜市長期財政計画」に掲載しています。



（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

表 集中時期における主な対象施設

第1期 集中時期	【大規模改修】 吉浜小学校、吉浜北部保育園、吉浜幼稚園、港小学校、高浜ふれあいプラザ、高浜中学校、高浜南部幼稚園、高浜幼稚園、南中学校、南部ふれあいプラザ、高取小学校
第2期 集中時期	【大規模改修】 翼小学校、吉浜ふれあいプラザ、高浜エコハウス 【建替え】 吉浜小学校、高浜中学校、吉浜幼稚園、港小学校、高浜ふれあいプラザ、吉浜北部保育園、高浜南部幼稚園、南中学校、高取小学校、南部ふれあいプラザ

(4) 改善項目のまとめ

114施設

平成63年度まで維持した場合の試算結果

総額 約522.5億円 (年平均13.1億円)

114の施設を維持すると財政が破たん

行政サービスを維持していくために

民間所有施設を除く90施設を対象

維持していく施設と総量圧縮を図る施設の棲み分けにより

改善項目①

- ・今後も維持していく 50施設の更新費用
総額 約339.1億円 (年平均9.2億円)
- ・総量圧縮を図る 40施設の更新費用
総額 △約183.4億円 (約35%削減)
(・総量圧縮した施設の維持管理・運営費用)
(総額 △約93億円)

更新時期の長寿命化により
(大規模改修35年・建替え70年)

改善項目②

- ・ハコモノ施設の長寿命化による更新費用
総額 約293.6億円 (年平均7.9億円)
- ・長寿命化による削減効果
総額 △約45.5億円 (約13%削減)

IV. 施設保全年針

1. 施設保全年針の内容

(1) 施設保全年針の目的

本方針は、公共施設マネジメント基本方針及び施設改善方針に基づき、今後も維持していくとしたハコモノ施設の耐用年数の長寿命化やコスト平準化を考慮した保全スケジュールを作成するため、市民の貴重な財産であるハコモノ施設を安心・安全に継続して利用できるよう、具体的な維持管理や効率的かつ効果的な保全を行うための考え方をまとめています。

本方針に基づく公共施設総合管理計画推進プランは、今後の社会情勢の変化や市民ニーズの変化等に対応できるよう定期的に見直しを行います。

(2) 施設保全年針の流れ

本方針では、建物の劣化状況調査をもとに劣化状況を総合的に判断しています。また、施設一覧及び建物の劣化状況から、施設の長寿命化の検討、整備レベルの設定、保全の優先度の考え方などを整理しています。なお、建物の劣化状況調査の結果については参考資料をご覧ください。

2. ハコモノ施設の保全優先度の設定

(1) 保全優先度設定の目的と流れ

今後、限られた財源の中で、ハコモノ施設の保全を推進していくために、適切な基準に基づくコスト平準化を考慮しながら、同一年度に施設の更新時期が集中する年度においては、どの施設を優先的に改修するかを選択しなければなりません。

そこで、ハコモノ施設の保全優先度を設定することにより、優先度が高いと判断される施設の改修時期を早めることや、優先度が他の施設と比べて高くないと判断した施設の改修時期を遅らせる等、更新時期を設定する判断基準とします。

なお、保全優先度は施設の優劣を図る基準ではなく、あくまでコスト平準化を考慮するための評価基準という位置づけとなります。

優先度を決定する2つの視点

①ハコモノ施設の総合劣化度

→ 老朽化が進行している施設を優先的に修繕

②避難所指定の施設（施設重要度基準）

→ 災害時の避難拠点となる施設を優先的に修繕、一定規模の施設（施設重要度基準）

→ ハコモノ施設の複合化・集約化の拠点施設を優先的に修繕

(2) 施設重要度基準の設定

①避難所指定の施設

ハコモノ施設の中で、避難所に指定されている施設は、地震災害や風水害等の災害が発生した場合の市民の緊急避難所として、優先的な修繕を行い、緊急時の市民の安全を確保する必要があります。

②一定規模の施設

延べ床面積200㎡を超えるハコモノ施設は、施設機能の移転に伴う施設の複合化・集約化を検討するうえで、ハコモノ施設のあり方を見直す重要な拠点施設となります。

表 施設重要度一覧

重要度		概要	施設名
<div style="text-align: center;"> </div>	I	避難所指定あり	小中学校（体育館） 勤労青少年ホーム 中央公民館 大山公民館 高浜南部公民館 吉浜公民館 高取公民館 東海会館 高浜幼稚園 吉浜幼稚園 高取幼稚園 高浜南部幼稚園 吉浜北部保育園 中央保育園 高浜南部保育園 吉浜保育園 認定こども園ひかり
	II	避難所指定なし かつ 一定規模の施設 （200㎡超または2階以上）	小中学校（校舎） 女性文化センターなどの集会施設 図書館（郷土資料館）、かわら美術 館、体育センター いちごプラザ、高浜市役所、 いきいき広場、公営住宅 など
	III	200㎡以下かつ平屋	上記以外

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））



（3）ハコモノ施設の総合劣化度と施設重要度からの優先度判定及びグループ分類

保全優先度を決定するための3つの視点におけるハコモノ施設の「総合劣化度」を横軸とし、避難所指定及び一定規模の施設の組み合わせによる「施設重要度」を縦軸としたマトリクス表を用いて、保全の優先度の判定を行います。

施設重要度 \ 総合劣化度	I (65点以上)	II (55点以上 65点未満)	III (45点以上 55点未満)	IV (45点未満)
I	優先度 1	優先度 2	優先度 3	優先度 4
II	優先度 2	優先度 3	優先度 4	優先度 5
III	優先度 3	優先度 4	優先度 5	優先度 6

(4) ハコモノ施設の保全優先度の設定

総合劣化度と施設重要度の2軸によるマトリクス表を作成し、保全の優先度付けを行います。優先度は、①～④の順とし、優先度が同じ場合は総合劣化度が高い順とします。

表 保全優先度一覧

		総合劣化度						
		I (65点以上)		II (55点以上65点未満)		III (45点以上55点未満)		IV (45点未満)
施設重要度	I	114 吉浜北部保育園 園舎	107 吉浜幼稚園 教室等	116 中央保育園				
		7 吉浜公民館 集会所	102 南中学校 体育館	104 高浜幼稚園 教室等				
		32 高浜小学校 屋内運動場	125 東海児童センター	118 吉浜保育園 園舎				
		4 中央公民館(市民センター) 集会所	5 大山公民館 集会所					
		112 高浜南部幼稚園 園舎	2 勤労青少年ホーム(ふらっとホーム) 勤労青少年福祉施設					
		6 高浜南部公民館 集会所	111 高取幼稚園 東向教室					
		73 港小学校 屋内運動場	54 高取小学校 屋内運動場					
		110 高取幼稚園 南向教室						
	II	30 高浜小学校 南校舎	35 高浜小学校 渡り廊下	148 中央保健センター				
		31 高浜小学校 北校舎	56 高取小学校 北校舎	37 高浜小学校 中校舎				
		62 港小学校 校舎	152 葭池住宅 共同住宅	153 芳川住宅 共同住宅				
		80 高浜中学校 南校舎	9 高取農業センター	10 南部ふれあいプラザ 集会所本館				
		83 高浜中学校 北校舎	146 養護老人ホーム高浜安立	135 生きがいセンターシルバー人材セ 生きがいセンター				
		132 旧南部保育園	123 高浜市いちごプラザ 子育て支援施設	174 第一分団詰所 分団詰所				
		39 吉浜小学校 北校舎		124 小規模多機能居宅介護支援事業				
		20 高浜市体育センター 体育館						
		40 吉浜小学校 南校舎						
		50 高取小学校 南校舎						
		130 宅老所「じい&ばあ」						
		19 武道館 武道館						
		113 高取保育園 園舎						
		91 南中学校 南校舎						
		92 南中学校 北校舎						
		16 図書館・郷土資料館 図書館						
		III	143 高浜老人ふれあいの家 老人憩の家	137 高浜北部老人憩の老人憩の家				
			136 高浜中部老人憩の家 老人憩の家	138 高浜南部老人憩の老人憩の家				

(出典：高浜市公共施設総合管理計画(平成28年3月策定時))

3. 保全に係る基準の見直し

(1) 基準の目的

ハコモノ施設の保全に向けて、施設の現状を把握し、今後の人口動向や財政状況の変化にハコモノ施設が柔軟に対応できるように、予防保全や安全性・機能性・経済性等を踏まえた保全に係る統一基準を設定し、施設の整備水準を維持・向上させながら、全体経費の縮減をめざします。

(2) ハコモノ施設の長寿命化

① 目標耐用年数の設定

■ ハコモノ施設の耐用年数

建物の耐用年数は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的、また機能的な観点から建替え若しくは解体され、耐用年数を終える場合があります。

表 ハコモノ施設の耐用年数

物理的な耐用年数	建物が経年劣化など自然的原因によって滅失する場合、通常は危険を予知し、自然崩壊する前に解体する。なお、地震や風水害によって滅失する場合も含まれる。
経済的な耐用年数	建物の機能が低下する過程において、不具合や故障が発生するため、事前に若しくは事後にその復旧を行う必要が発生する。不具合や故障の程度や回数、時期により新築するより高額と見込まれる場合は、解体され、新築されることとなる。
機能的な耐用年数	新築当初に想定していた利用方法に対して機能が満足されていても、使用方法が時とともに変化する場合や、新たな機能が要求されることがある。その場合、建物の形態・構造など新しい要求に対応できない場合は、機能的な寿命に達し、建替えをすることになる。

■ 目標耐用年数の設定の意義

建築物は、躯体の耐用年数よりも建築物を構成する部位の耐用年数が短いため、躯体の耐用年数が来るまでに複数回の修繕を必要とし、また、部位によってその周期も様々です。

しかし、長寿命化を実現するために、漠然と修繕や改修を繰り返すだけでは、多額の費用を必要とします。そのため、目標耐用年数を設定し、使用していく期間を明確にすることで、効率的で無駄の無い改修周期や改修の方法を計画する必要があります。

■ 目標耐用年数

建築物の耐用年数として提示されている数値は、鉄筋コンクリート造だけでも財務省令や学会基準等により、50年から65年まで幅があります。

一方、建築物は躯体の健全性が確保されてはじめて、長期に使用することが可能になります。躯体の健全性を測る指標としては、コンクリートの中性化^{※1}深さ、鉄筋の腐食度、コンクリート圧縮強度等があります。今後は、大規模な改修を行う前に躯体の健全性調査を実施し、良好であれば長期に使用することとし、目標耐用年数を次のように設定します。

躯体の健全性を確認できる場合は目標耐用年数を70年と設定

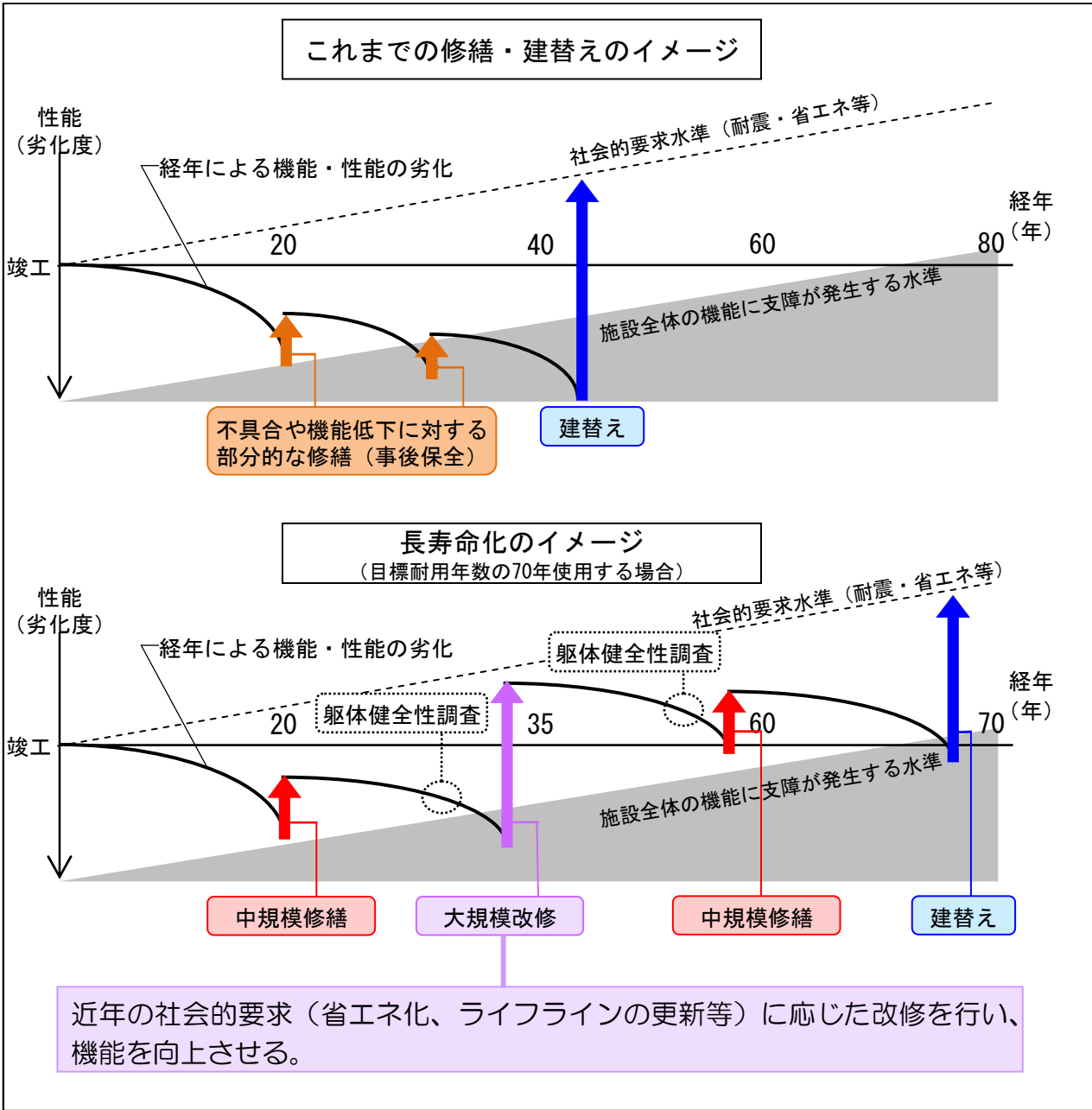
※1 コンクリートの中性化とは…経年によりコンクリート内部のアルカリ成分が失われること。これにより鉄筋の腐食が進行しやすくなり、腐食が進むとコンクリートが爆裂等を起こしやすくなります。コンクリート中性化は、それが許容深さ(30mm)を超えると、鉄筋が腐食しやすい状態にあるという意味であり、ただちに、建物の強度が損なわれるという意味ではありません。

②改修・更新のあり方の見直し

建物が経年により劣化する一方で、耐震性能や省エネ性能などの社会的要求水準は年々高まるため、定期的に修繕・改修を行わなければ建築物を長期に使用することはできません。

そこで、目標耐用年数の中間年で、社会的要求に応じた大規模改修を行うこととします。さらに、部位の更新時期に合わせて15～20年周期で修繕周期を設定することで、建築物を使用している間、求められる性能を確保できる状態を維持するように努めます。

目標耐用年数の中間年（35年）で社会的要求に応じた大規模改修を実施



※ 躯体の健全性調査とは…建築物の骨組みの健全性を調査すること。骨組みの種類に応じて次の調査を想定している。
 ・鉄筋コンクリート造（RC造）：コンクリートの強度、コンクリートの中性化、鉄筋の腐食状況の調査
 ・鉄骨造（S造）：鉄部の腐食状況の調査 ・木造（W造）：木部の腐朽状況の調査

図 修繕・改修周期の設定

(3) 今後の建替え・大規模改修の整備レベル

今後、ハコモノ施設を更新していく場合の整備レベルのモデルとして、ハコモノ施設の大半を占め、昭和50年代に多く建築された学校施設をとりあげ、改修工事の内容を検討します。

① 整備レベルの設定

30年前の整備レベルは、現在の省エネルギー化等の社会的要求に対応できていないとは言えません。整備レベルについては、大規模改修の仕様にかかる整備レベルを比較すると、下図のとおりです。この比較を踏まえ、今後の整備レベルを下図のとおり設定します。

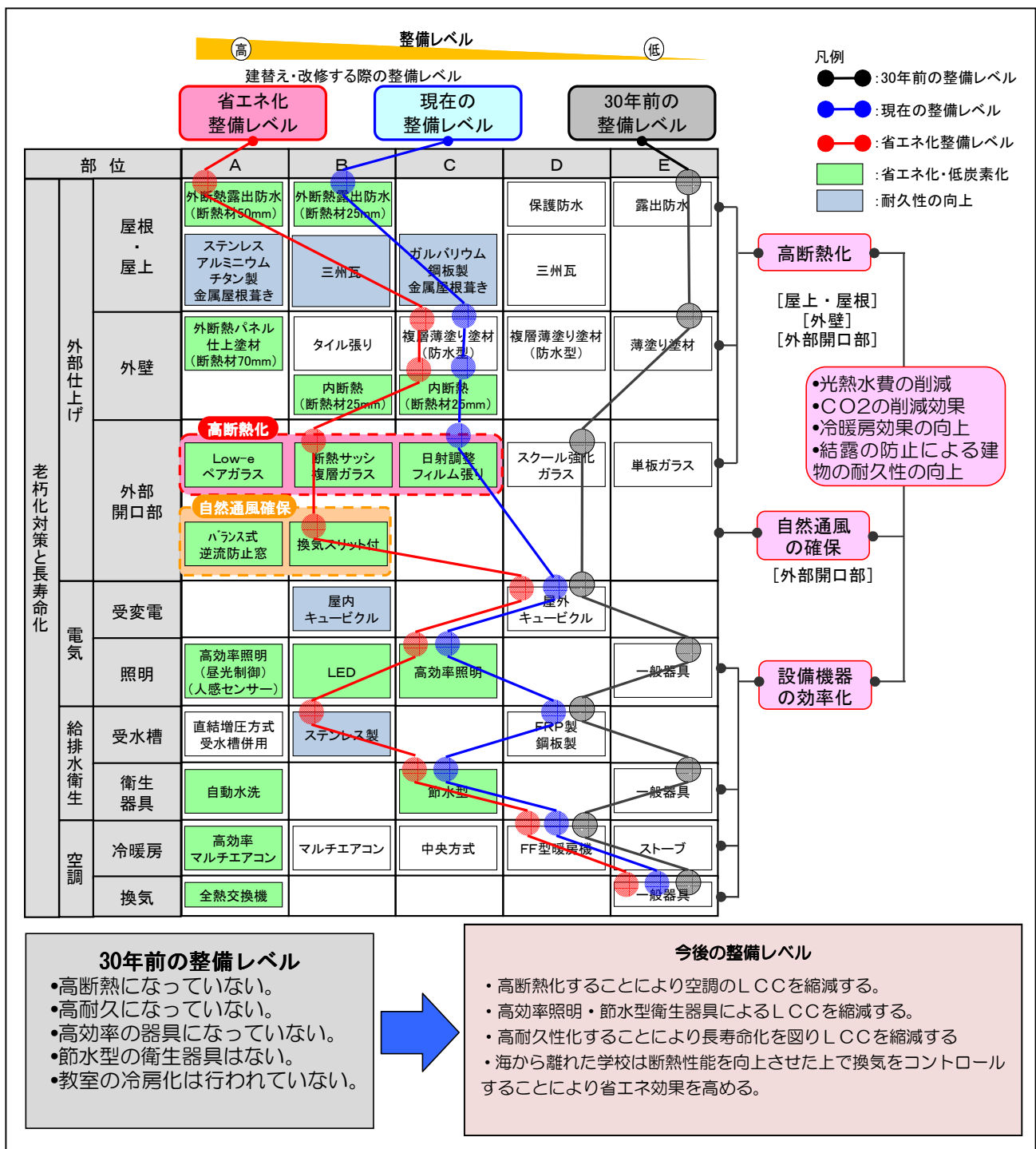


図 大規模改修の整備レベル (学校校舎の例)

②今後の維持管理のあり方

施設の長寿命化を図るためには、耐用年数の中間年で実施する大規模改修に加え、各部の定期的な修繕を実施し、施設を安全で良好な状態に保つことが必要です。そこで、15～20年周期で行う工事と、それ以外に緊急的に行う修繕を分け、それぞれ年あたりの金額を設定します。

これまで	<ul style="list-style-type: none">・不具合や故障が生じた後で事後的に対処している。・耐震補強による耐震安全性の確保を優先して実施してきた。・屋上・外壁の全面的な修繕や、内部の機能改善は、計画的に実施できていない。
------	---



今後	<ul style="list-style-type: none">・施設の点検・診断に基づく計画的な保全に切り替える。・屋上防水や外壁は15～20年周期で全面的に修繕を実施する。・鉄部は錆を防ぐため、定期的に塗装する。・給排水ポンプ、空調機器、受変電機器、設備配管は、定期的な修繕・更新を実施する。
----	---

(4) 保全スケジュールの作成

保全スケジュールは、平成63年度までのハコモノ施設に係る大規模改修及び建替え等の費用が、今後どの時期にどのくらい必要になるのかを示します。

保全スケジュールの作成にあたっては、公共施設マネジメント基本方針による中・長期的な視点からのマネジメントの考え方及び、施設の実態を踏まえた施設機能の複合化等の方針、また、施設改善方針で示した長寿命化によるコスト削減、機能の複合化・運営の見直し等による総量圧縮、長期財政計画に基づき作成します。さらに、更新時期が単年度に集中することを防ぐため、施設の保全優先度を設定し、投資的経費の平準化を図ることや、施設の劣化状況を踏まえ、早急な修繕が必要となる施設を把握し、優先的に修繕を実施するなどとしたスケジュールをまとめました。

この保全スケジュールは、前項の改善方針及び本方針を踏まえ、「高浜市公共施設総合管理計画推進プラン」において、各年次に更新を予定する施設名および概算更新費用を示します。

第5章

インフラ長寿命化計画

1. インフラ施設の現況と課題

(1) インフラ施設の対象範囲

総務省からの総合管理計画の策定要請では以下のように示されており、全てのインフラ施設を対象として設定することが望ましいとされています。

一 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等¹及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析すること。なお、これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とするとともに、その期間は、できるかぎり長期間であることが望ましいこと。

¹公共施設等…公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。
具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。

【出典：H26.4 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針】



インフラ長寿命化計画においては、インフラ施設の対象を将来の更新費用が大きい主要な分野である道路、橋りょう、河川、公園、上・下水道とします。

表 施設類型別対象施設

施設類型		施設名称等	所管G	個別台帳	個別計画	固定資産	今回対象	
中分類	小分類							
道路施設	市道関連施設	道路	都市整備	有	無	○	○	
		橋りょう	都市整備	有	有	○	○	
		駅自由通路	都市整備	無	無	-	-	
		駅前広場	都市整備	無	無	-	-	
		側溝	都市整備	無	無	-	-	
		防護柵	都市整備	無	無	-	-	
		道路標識	都市整備	無	無	-	-	
		道路照明施設	都市整備	一部有	無	○	-	
		視線誘導標	都市整備	無	無	-	-	
		道路反射鏡	都市整備	無	無	-	-	
		街路樹	都市整備	無	無	-	-	
		よう壁、のり面	都市整備	無	無	-	-	
		防犯灯	都市防災	有	無	○	-	
河川管理施設	河川管理施設	準用河川	都市整備	無	無	○	○	
雨水排水施設	建築物	揚排水機場	都市整備	無	無	○	-	
		排水路	都市整備	無	無	○	-	
	建築物以外	管路施設(雨水)	都市整備	無	無	○	-	
		樋門・樋管	都市整備	無	無	○	-	
		調整池	都市整備	無	無	-	-	
海岸・港湾施設	海岸・港湾施設	海岸施設	都市整備	無	無	-	-	
		港湾施設	都市整備	無	無	-	-	
治山・砂防施設	治山・砂防施設	砂防ダム、急傾斜地等保護法面等	都市整備	無	無	-	-	
公園・緑地	都市公園	都市公園	都市整備	有	無	○	○	
	緑地・広場等	広場、都市公園以外の公園	都市整備	有	無	○	○	
	児童遊園等	子ども広場、ミニパーク	都市整備	無	無	○	-	
農業用施設	用悪水路等	用悪水路	地域産業	無	無	○	-	
		樋門・樋管	地域産業	一部有	無	○	-	
	農道	農道	地域産業	有	無	○	-	
水道施設(企業会計)	建築物	ポンプ場	揚排水機場(農業用)	地域産業	有	有	○	-
		配水場	上下水道	有	有	○	-	
下水道施設(特別会計)	建築物以外	管路施設	上下水道	有	有	○	○	
		管路施設(汚水)	上下水道	有	無	○	○	
		管路施設(雨水)	上下水道	有	無	○	○	
駐車場	駐車場	樋門・樋管	上下水道	無	無	○	-	
		公共駐車場	都市整備	無	無	○	-	
消防・防災施設	消防・防災施設	防災無線施設	都市防災	有	無	○	-	
供給処理施設	墓園	市民墓園	市民生活	無	無	○	-	

(2) インフラ施設の現状と課題

①道路・橋りょうの状況

施設の概要		
位置づけ等	道路法にもとづき、一般交通の用に供する道として、市民生活の基盤を支えています。	
施設数	管理路線数（路線）	740 路線
	道路延長（km）	197.2 km
	道路面積（㎡）	1,194,784 ㎡
	管理橋りょう	40 橋（内、刈谷 1、碧南 1）
	橋りょう延長（m）	612.2m
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 道路改良率は、平成 27 年 3 月時点で 69.6%（愛知県下の市町村道全体の道路改良率は、道路統計年報 2015 によると、平成 26 年 4 月 1 日現在で 63.1%） ※道路改良率は、改良済道路延長/道路実延長 都市計画道路の整備状況は平成 27 年 4 月時点で 79.0% 道路や橋りょうなどの多くは、築後 40 年から 50 年を経過しつつあり、今後、老朽化による更新時期が集中するため、計画的な維持・更新を進めることが必要となります。 	

①-1 道路の状況

市が維持管理する市道は、大きく一級^{※1}、二級^{※2}及び一級・二級道路以外のその他道路に区分され、それぞれの管理延長は、道路台帳の道路現況調書により、以下のように整理されています。

表 道路の整備状況一覧表

（平成 27 年 3 月時点）

	一 級 道 路	二 級 道 路	そ の 他 道 路	総 合 計
延長（m）	10,672.2	19,723.6	166,837.1	197,232.9
路線数	4	14	722	740
道路面積（㎡）	149,176.90	174,934.41	870672.76	1,194,784.07

※四捨五入の単位は、出典元に合わせています。（出典：道路台帳）

※1 一級道路：市道のうち、幹線道路をいいます。

※2 二級道路：市道のうち、補助幹線道路をいいます。

①-2 橋りょうの状況（年度別 構造別）

本市が維持管理する橋りょうは、年度別および構造別（PC 橋※¹、RC 橋※²、鋼橋、その他）の整備量は、橋梁台帳により以下のように整理されています。

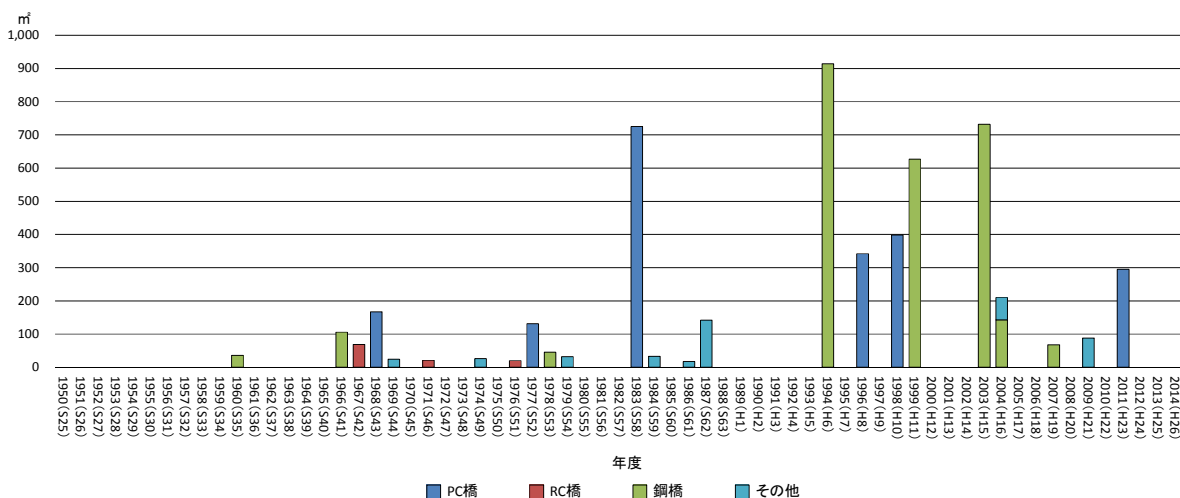


図 橋りょう 構造別年度別整備面積

近年に整備された橋長の長い橋りょうは、PC 橋や鋼橋が多く、橋長が短い橋梁はその他（BOXカルバート）が多くなっています。

表 橋りょう一覧表

（平成 27 年 3 月時点）

番号	橋りょう名	橋長 (m)	有効幅員 (m)	橋種 (上部工材料)	径間数	架設年次
1	横浜橋	65.90	11.00	PC 橋	3	昭和 58 年 3 月
2	坂上橋	76.20	12.00	鋼橋	2	平成 6 年 12 月
3	外渚橋	44.80	14.00	鋼橋	1	平成 11 年 5 月
4	論地橋	77.00	9.50	鋼橋	2	平成 15 年 7 月
5	吉野橋	35.10	9.75	PC 橋	1	平成 8 年 2 月
6	中学橋	38.80	10.25	PC 橋	1	平成 10 年 12 月
7	前橋	31.90	9.25	PC 橋	1	平成 23 年 2 月
8	小橋	28.50	5.00	鋼橋	1	平成 16 年 10 月
9	中根橋	12.39	5.55	RC 橋	2	昭和 42 年
10	上田橋	13.60	7.00	PC 橋	1	昭和 43 年
11	西の橋	4.80	6.50	BOXカルバート	1	不明
12	清吉橋	15.00	3.00	鋼橋	1	昭和 53 年 9 月
13	春日橋	7.25	9.20	BOXカルバート	1	平成 16 年
14	蛇抜橋	8.90	4.10	鋼橋	1	昭和 35 年
15	平松橋	9.90	10.75	鋼橋	1	昭和 41 年
16	小中根 4 号橋	7.20	3.20	BOXカルバート	1	平成 21 年 3 月
17	小中根橋	7.20	9.00	BOXカルバート	1	平成 21 年 3 月

番号	橋りょう名	橋長 (m)	有効幅員 (m)	橋種 (上部工材料)	径間 数	架設年次
18	中井筋橋	8.10	12.10	BOXカルバート	1	不明
19	吉田橋	7.40	19.20	BOXカルバート	1	昭和62年9月
20	小中根3号橋	3.20	2.80	RC橋	1	不明
21	小中根2号橋	3.05	10.80	BOXカルバート	1	昭和59年3月
22	山田橋	3.15	10.00	BOXカルバート	1	不明
23	誠橋	2.98	3.40	BOXカルバート	1	不明
24	山田3号橋	3.70	6.40	BOXカルバート	1	昭和44年4月
25	小池2号橋	5.40	5.00	BOXカルバート	1	不明
26	蜂ヶ尻橋	3.00	6.00	BOXカルバート	1	不明
27	蜂ヶ尻2号橋	6.00	15.51	BOXカルバート	1	不明
28	小池橋	2.90	6.00	BOXカルバート	1	昭和61年3月
29	古新田橋	3.50	11.55	RC橋	1	不明
30	中吉新田橋	3.50	11.50	RC橋	1	不明
31	江添橋	9.65	6.50	BOXカルバート	1	不明
32	江川橋	3.60	5.50	RC橋	1	昭和51年
33	元八幡橋	3.60	9.00	BOXカルバート	1	昭和54年
34	横田橋	3.70	8.40	BOXカルバート	1	不明
35	池田2号橋	3.45	5.95	RC橋	1	昭和46年
36	池田橋	10.30	7.00	PC橋	1	昭和43年
37	池田3号橋	4.60	5.60	BOXカルバート	1	昭和49年
38	中島橋	3.00	2.10	RC橋	1	
39	洲崎橋	13.00	10.10	PC橋	1	昭和52年
40	神明社跨線橋	17.00	4.00	鋼橋	1	平成19年
	合計	612.22				

※四捨五入の単位は、出典元に合わせています。（出典：橋梁台帳）

※1 PC橋：鋼線でコンクリートを補強したPC（プレストレスト・コンクリート）を使った橋をいいます。

※2 RC橋：鉄筋でコンクリートを補強したRC（鉄筋コンクリート）を使った橋をいいます。



図 橋りょう位置図

②河川の状況

施設概要		
位置づけ等	河川法にもとづき、流水の正常な機能が維持されるよう河川環境の整備と保全を行っています。	
施設数	河川	準用河川： 5本 延長： 3,170m
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸は、高度経済成長期に築造されているが、経年劣化による損傷が見られます。 ・整備年度が不明であり、今後も老朽化状況を適切に把握し、対策を行う必要があります。 	

市が保有および管理する河川は、以下に示す準用河川一覧表のとおりです。河川の種類には、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川があり、準用河川は、河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川です。

表 準用河川一覧表

(平成 27 年 3 月時点)

水系名	河川名	延長	告示年月日
単独江川	江川	1,160m	昭和49年 7月 1日
二級河川 高浜川	鮫川	800m	昭和49年 7月 1日
二級河川 高浜川	小脇川	900m	昭和49年 7月 1日
単独田戸川	田戸川	200m	昭和50年 8月20日
単独江川	大坪川	110m	昭和53年 6月15日
合計		3,170m	

※四捨五入の単位は、出典元に合わせています。

(出典：準用河川一覧表)

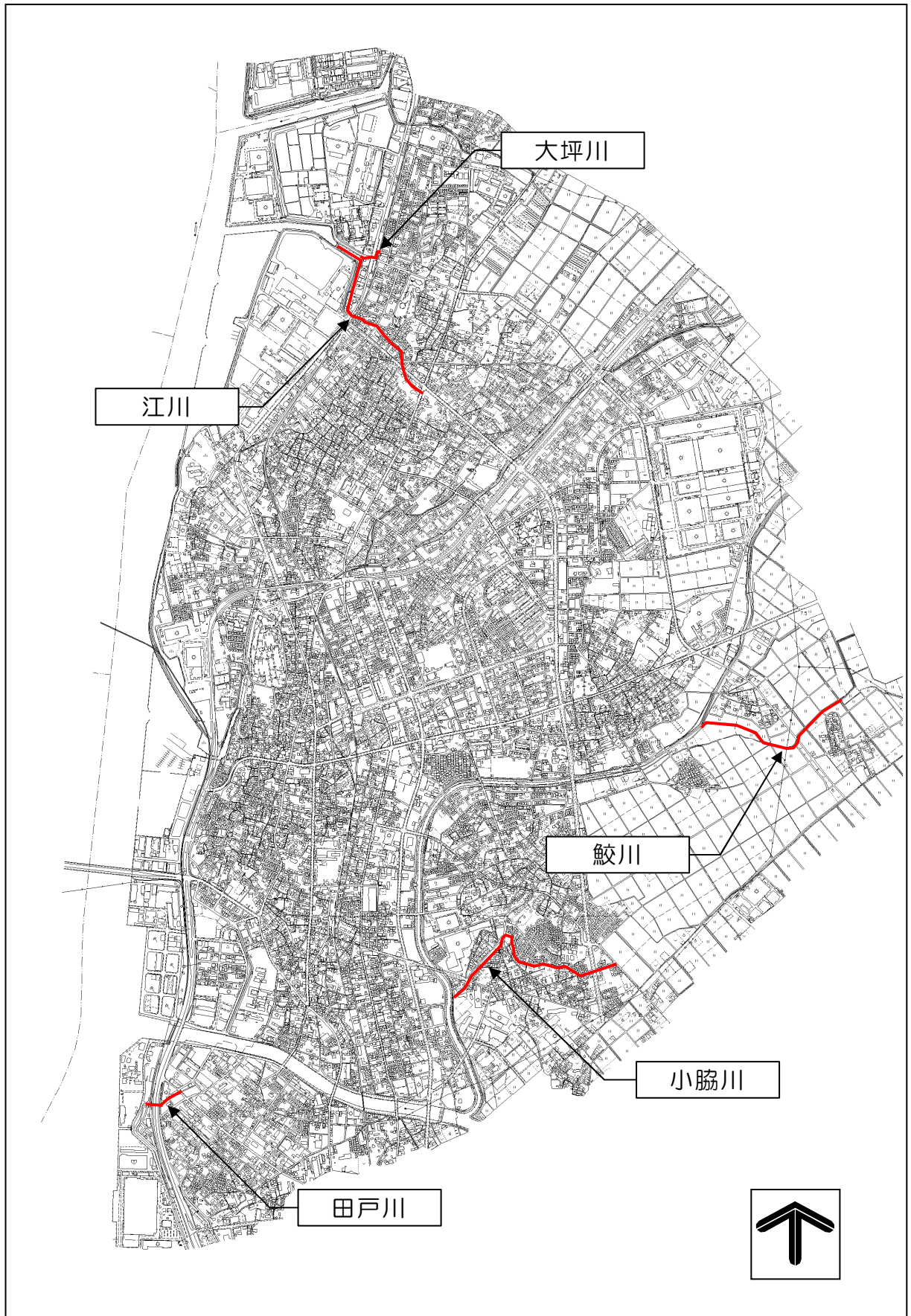


図 準用河川 位置図

③公園の状況

施設概要	
位置づけ等	市民生活における憩いや交流の場、災害時の一時避難所としての空間を有しています。
施設数	都市公園※ ¹ 21 箇所 面積 10.97ha
	市立公園※ ² 2 箇所 面積 1.24ha
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・設置から20年以上経過した施設が多く、経年劣化による損傷や故障が近年多くみられます。 ・設置後10年以上経過した機械設備等については、修理の部品が無い場合、機能維持のためには、本体の取替が必要となります。

※1 都市公園：都市公園法の規定により定めた公園です。

※2 市立公園：地方自治法の規定により定めた公園です。

市が維持管理する公園の年度別の整備量は、以下のように整理されています。中部公園が昭和63年度に、大山緑地が平成4年度に開園しており、その年の整備面積が大きくなっています。

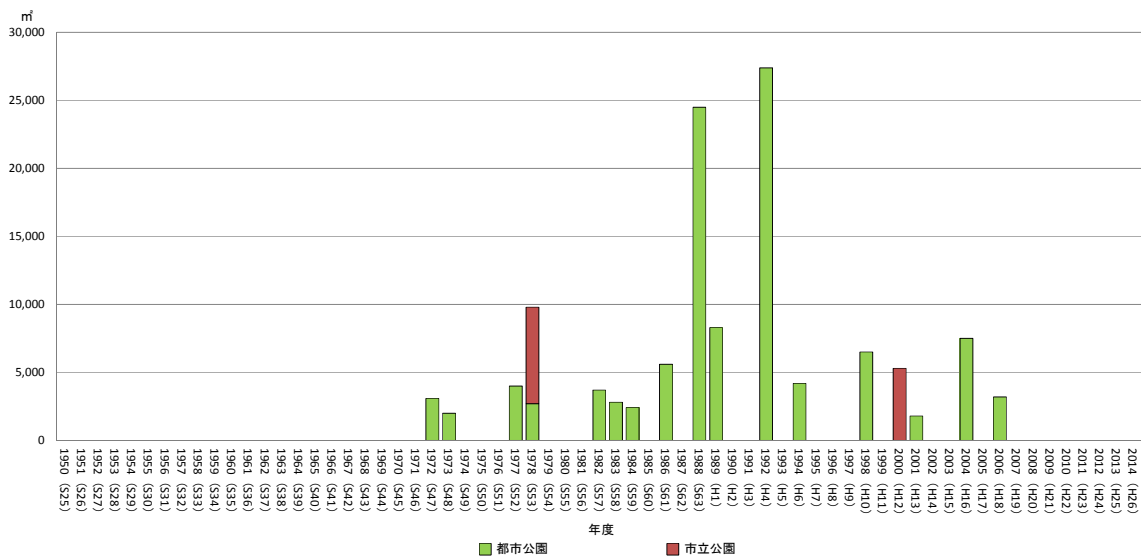


図 公園 年度別整備面積

市が維持管理する公園には、21箇所の都市公園と2箇所の市立公園があります。それぞれの整備状況を以下に整理します。

表 都市公園一覧表

(平成27年3月時点)

番号	区分	名称	所在地	面積 (ha)	開園 年月日	避難 場所
1	街区	丸畑公園	呉竹町一丁目2番地1	0.31	S48.3.7	○
2	街区	大坪公園	八幡町五丁目9番地14	0.20	S49.2.12	
3	街区	洲崎公園	田戸町七丁目7番地20	0.40	S52.5.1	○
4	街区	碧海公園	碧海町二丁目6番地2	0.27	S53.4.1	
5	街区	蛇抜公園	芳川町三丁目6番地12	0.13	S57.4.1	
6	街区	小中根公園	呉竹町四丁目13番地1	0.24	S57.4.1	○
7	街区	湯山公園	湯山町八丁目11番地1	0.28	S58.4.1	
8	街区	山田公園	小池町四丁目7番地11	0.24	S59.4.1	○
9	街区	竜田公園	芳川町二丁目6番地13	0.10	S61.4.1	
10	街区	後世山公園	湯山町五丁目9番地1	0.46	S61.4.1	
11	近隣	中部公園	神明町一丁目12番地1	2.45	S63.4.1	○
12	街区	大清水公園	八幡町一丁目9番地1	0.50	H1.4.1	○
13	街区	神明公園	神明町二丁目11番地1	0.33	H1.4.1	○
14	都緑	大山緑地	春日町二丁目1番地1	2.74	H4.6.22	
15	歴史	やきものの里森前公園	青木町九丁目7番地29	0.42	H6.4.1	
16	街区	外淵公園	二池町四丁目204番地1	0.23	H10.4.1	
17	街区	吉久伝公園	豊田町一丁目211番地1	0.42	H10.4.1	
18	街区	八反田公園	向山町一丁目208番地2	0.18	H13.6.1	
19	街区	フレンド公園	向山町一丁目1番地7	0.70	H16.4.1	
20	街区	ふれあい手づくり公園	神明町四丁目200番地6	0.05	H16.4.1	
21	街区	さわたり夢広場	沢渡町三丁目6番地16	0.32	H18.4.1	○
計	21			10.97		

※上記以外に論地どんぐり公園(0.14ha)を平成27年8月に開園しています。

表 市立公園一覧表

(平成27年3月時点)

番号	区分	名称	所在地	面積 (ha)	開園 年月日	避難 場所
1	市立	八幡公園	八幡町四丁目1番地16	0.71	S53.4.1	○
2	市立	高平公園	芳川町二丁目1番地7	0.53	H12.4.1	○
計	2			1.24		

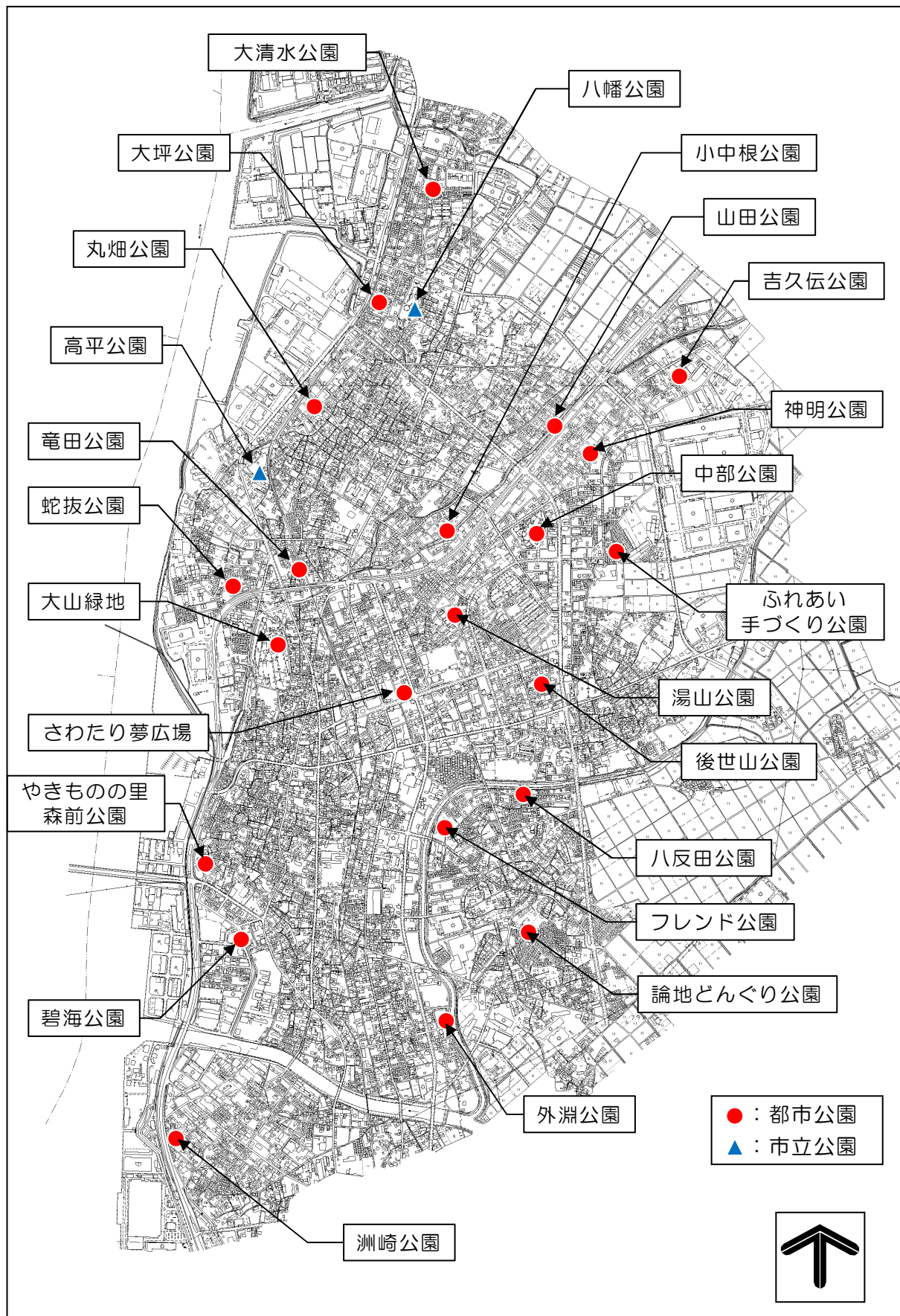


図 公園位置図

④上水道の状況

施設概要	
位置づけ等	市民生活及び社会生活に資する水道水を供給するための施設として設置されています。
施設数	配水管 (km) 222 km
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 普及率は99.9%であり、整備はほぼ完了している状況です。 人口が増加する一方で、水道給水量については節水機能向上及び使用者の節水意識の向上により生活用水量の増加は大きく見込めず、業務用に使用している大口使用者についても水道使用機器の節水機能の高性能化等により給水収益の悪化が想定されます。

市が保有する上水道の整備状況は、年度別および管径別に、以下のように整理されています。

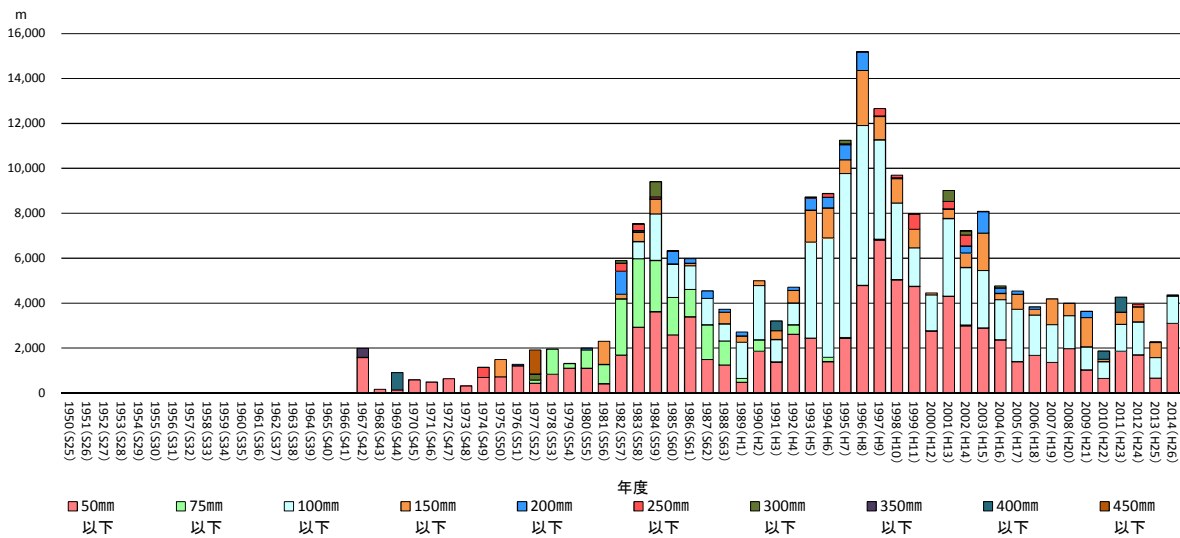


図 上水道 年度別整備延長 (平成 27 年 3 月時点)

⑤ 下水道の状況

施設概要	
位置づけ等	市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するための施設として設置しています。
施設数	管路延長 (km) 154 km (污水管+雨水管)
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 普及率^{※1}は平成26年度末時点で56.7%であり、水洗化率^{※2}は81.3%です。 近隣市や愛知県（平成26年度末の下水道普及率75.6%）と比較して、普及率が低く、整備施設の有効活用を図る必要があります。 老朽化による問題は、現時点では顕在化していませんが、今後、大量の更新時期が集中するものと考えられます。

※1 普及率：供用開始区域内人口÷住民基本台帳人口で示されます。

※2 水洗化率：水洗化人口÷供用開始区域内人口で示されます。

市が保有する下水道の整備状況は、年度別および管種別に、以下のように整理されています。

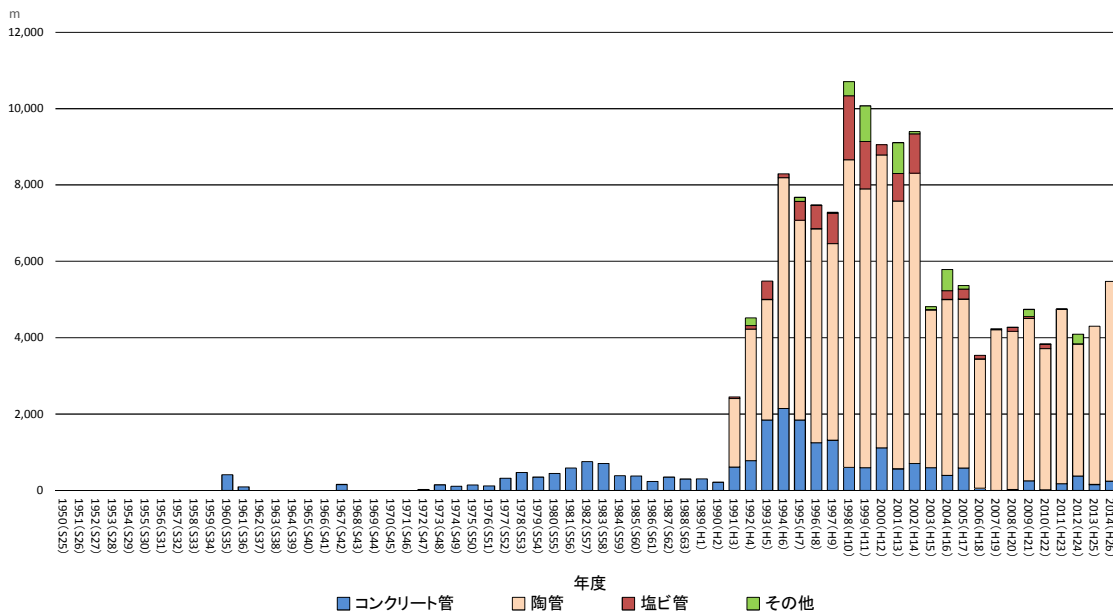
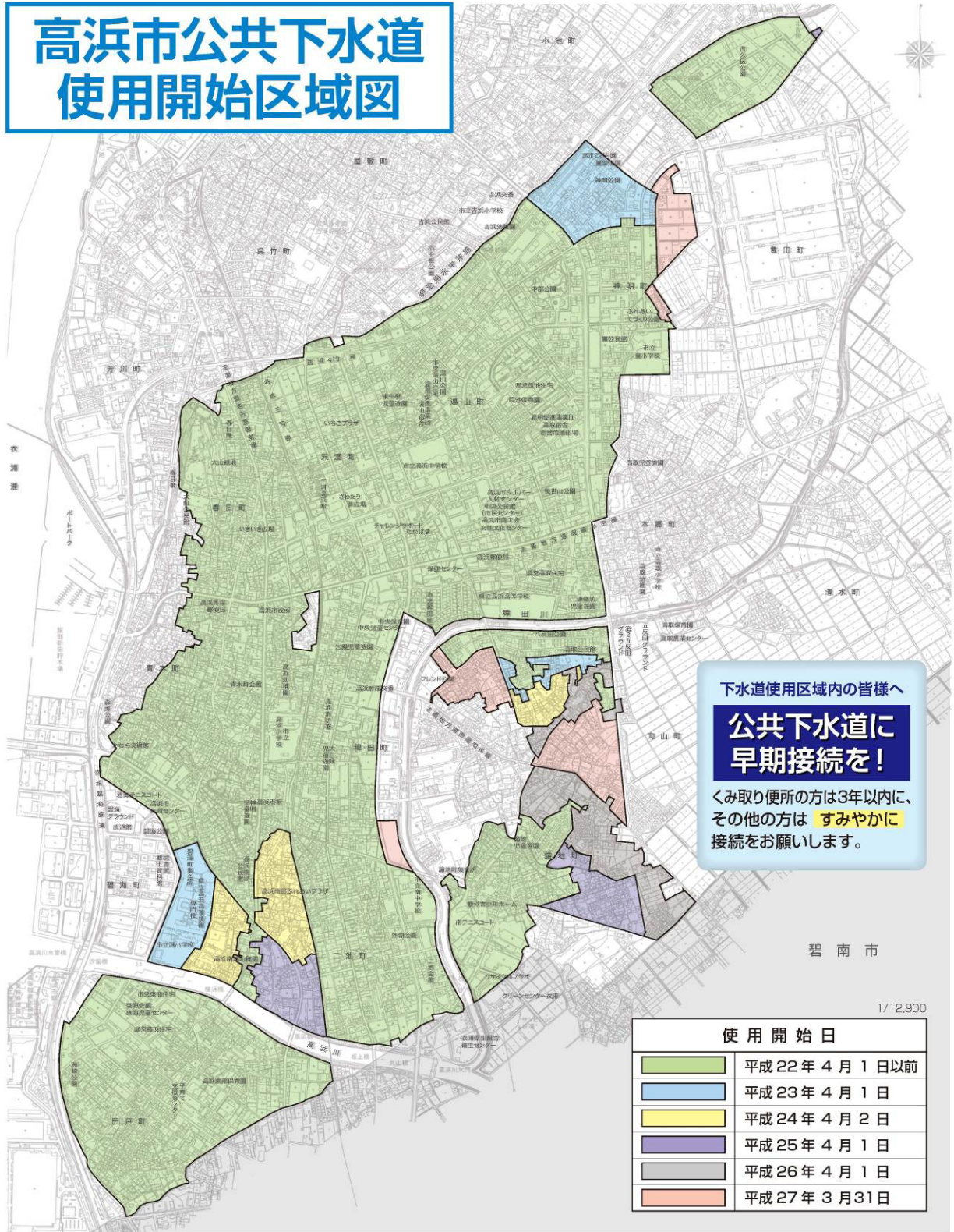


図 下水道 年度別整備延長 (平成27年3月時点)

高浜市公共下水道 使用開始区域図

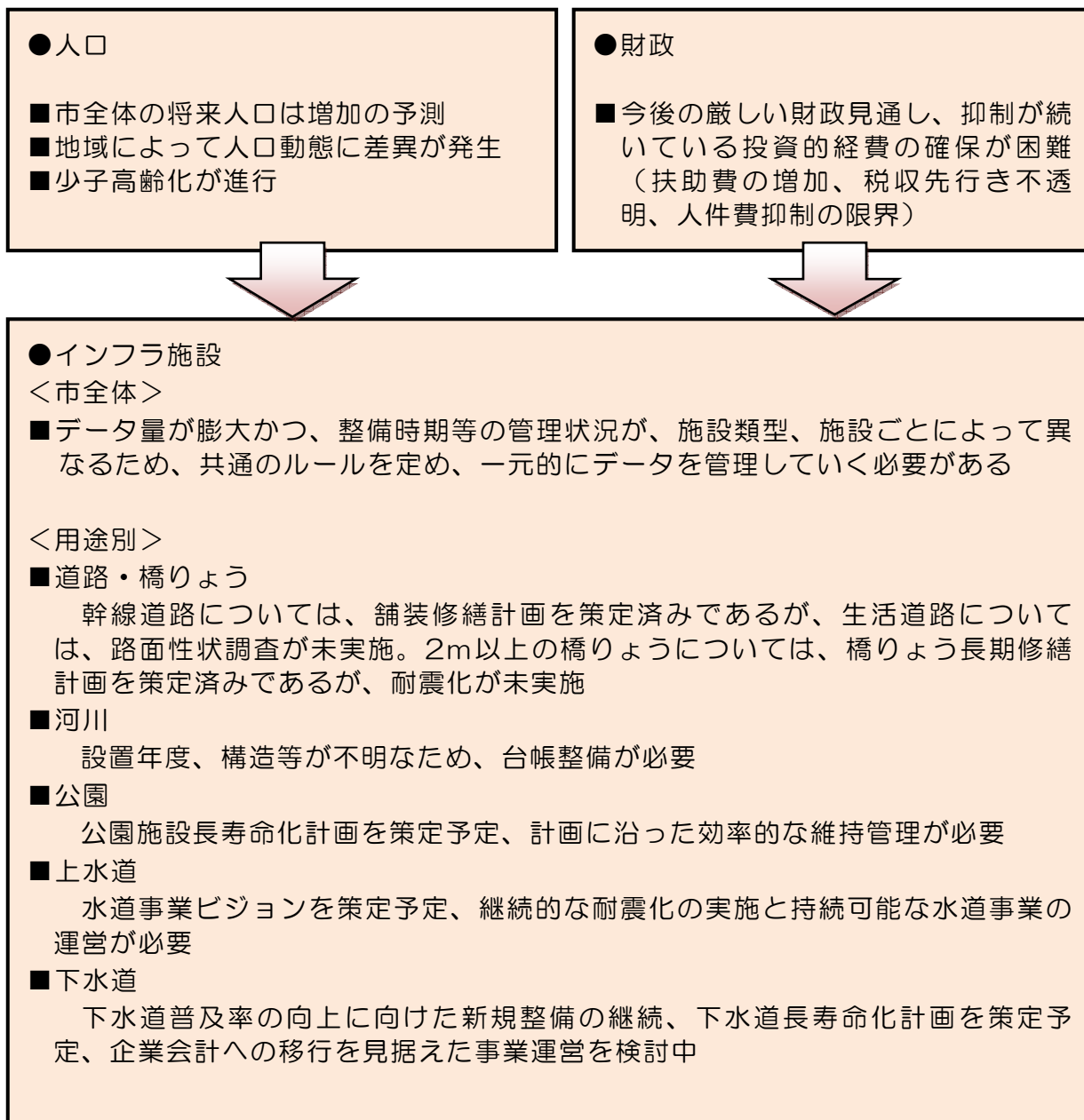


下水道使用区域内の皆様へ
**公共下水道に
 早期接続を!**
 くみ取り便所の方は3年以内に、
 その他の方は **すみやかに**
 接続をお願いします。

図 下水道 供用開始区域図

(3) インフラ施設の現状と課題のまとめ

ここまでのインフラ施設の現況と課題より抽出される課題は、以下のとおりです。



2. インフラ施設の将来の施設更新・投資費等の試算

本市が現在保有しているインフラ施設について、将来も同種・同規模で更新したと仮定した場合の費用について、総務省の試算ソフトを用いて試算を行いました。なお、1年当たりの整備額は、平成27年度から平成63年度までの37年間で平均した金額になります。

【総務省試算ソフトによる試算結果】

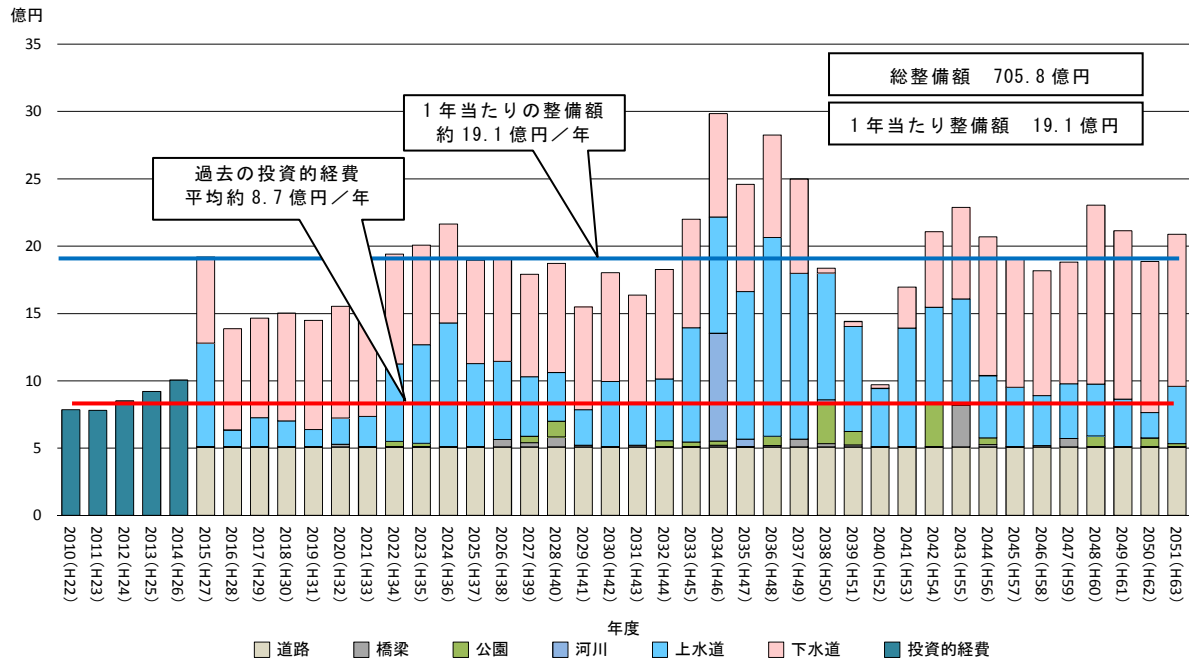


図 将来の更新等費用の試算

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

総務省試算ソフトによる標準の設定でインフラ施設全体の試算を行いますと平成63年度までに必要となる更新費用は、総額で705.8億円となり、平均で19.1億円/年が必要となります。

これまでの過去5年間で投じてきた投資的経費の平均である8.7億円/年と比較しますと、約2.2倍の費用が必要という試算結果です。

そこで、本市の財政状況を踏まえ、更新時期や更新内容などの条件を見直して試算を行いました。

(1) 分野別インフラ施設の試算結果

①-1 道路の試算結果

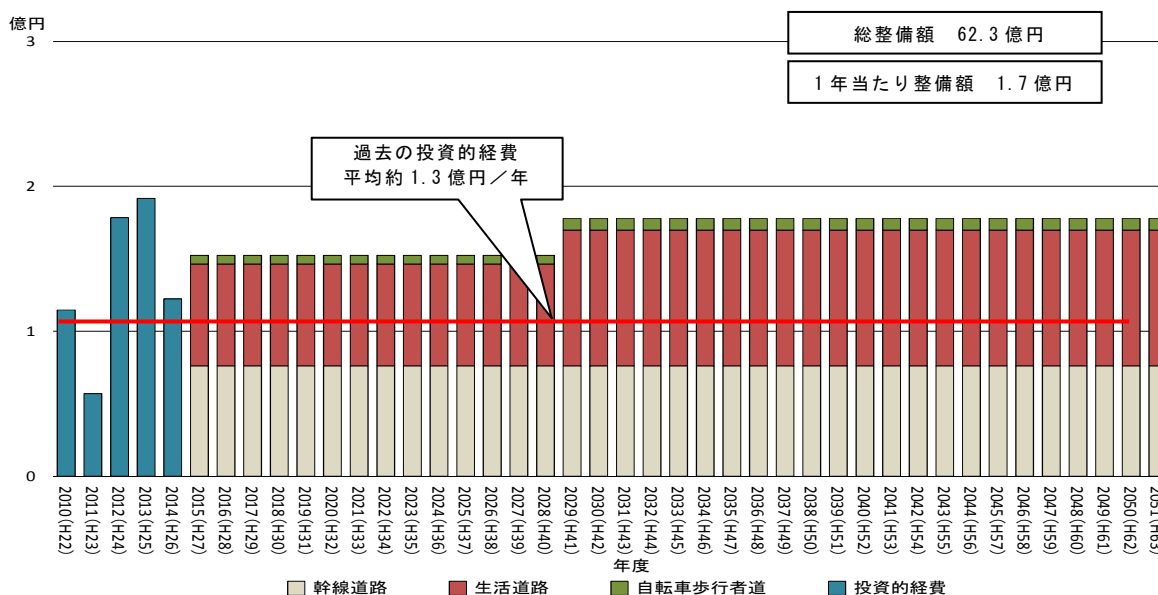


図 道路総面積による将来の更新費用の推計

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

これまで整備してきた道路の総面積について、舗装の打ち替えを幹線道路 20 年、生活道路・自転車歩行者道を 40 年とすると共に、生活道路・自転車歩行者道に関しては、下水道工事を行った際に舗装も更新されることを想定し、平成 40 年度までは 1 年当たりの 1/2 の面積で試算、平成 41 年度以降は 1 年当たりの 2/3 の面積で試算して総面積で除すると、道路付属物を除き、平均で 1.7 億円/年の整備費用がかかる結果となりました。

今後、道路施設を維持していくため、一定規模の投資費用を確保し、維持していく必要があります。

①-2 橋りょうの試算結果

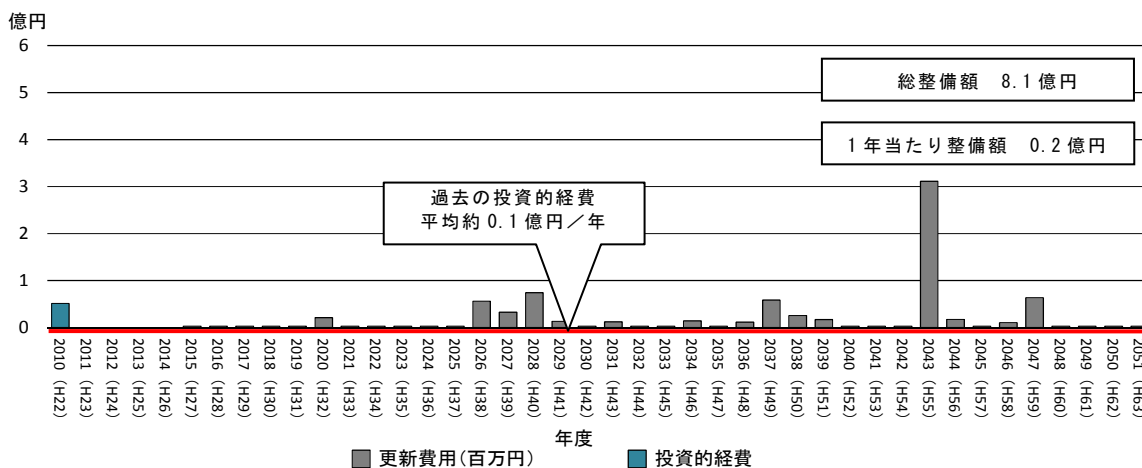


図 橋梁 構造別面積による将来の更新費用の推計

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

橋りょうについては、平成63年度までに要する整備費用は8.1億円、年間0.2億円必要となる結果となりました。今後、大規模改修により延命化を図る必要があります、平成55年度以降に多額の費用が必要となります。

② 河川の試算結果

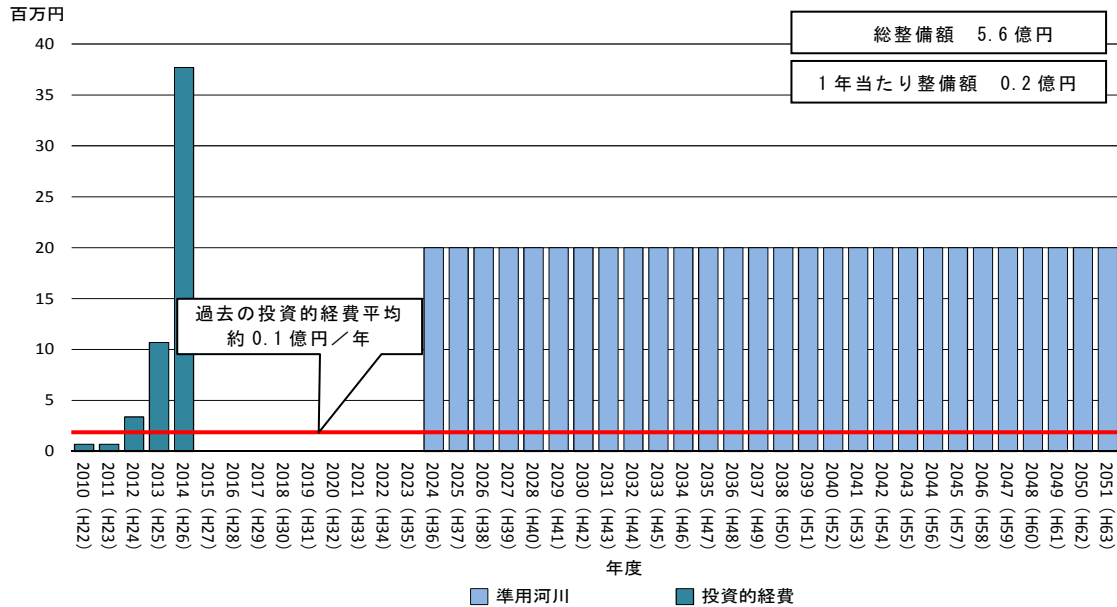


図 河川 年度別整備延長による将来の更新費用の推計
(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

河川については、整備時期が不明なところもありますが、集中的な投資を避けるために平成36年度以降に計画的に改修を進めるものとして推計します。その結果、平成63年度までに5.6億円の費用が必要となります。ただし、試算結果にポンプ場は含まれていません。

③ 公園の試算結果

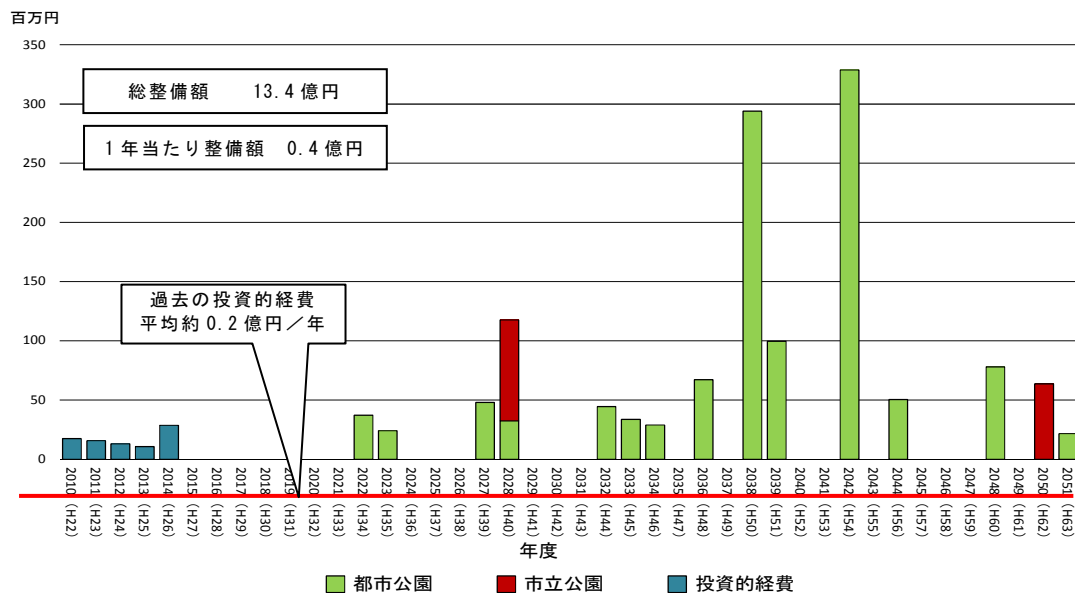


図 公園 年度別整備面積による将来の更新費用の推計
(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

これまで整備してきた公園の年度別面積に対し、遊具等の公園施設の全面的なリニューアル整備を建設から50年後に実施するものとして試算すると、平均で年間0.4億円の整備費用がかかる結果となりました。直近5年間の投資的経費に対して、倍程度の費用が必要となります。また、大規模な公園の改修時に投資費用が集中します。

④ 上水道の試算結果

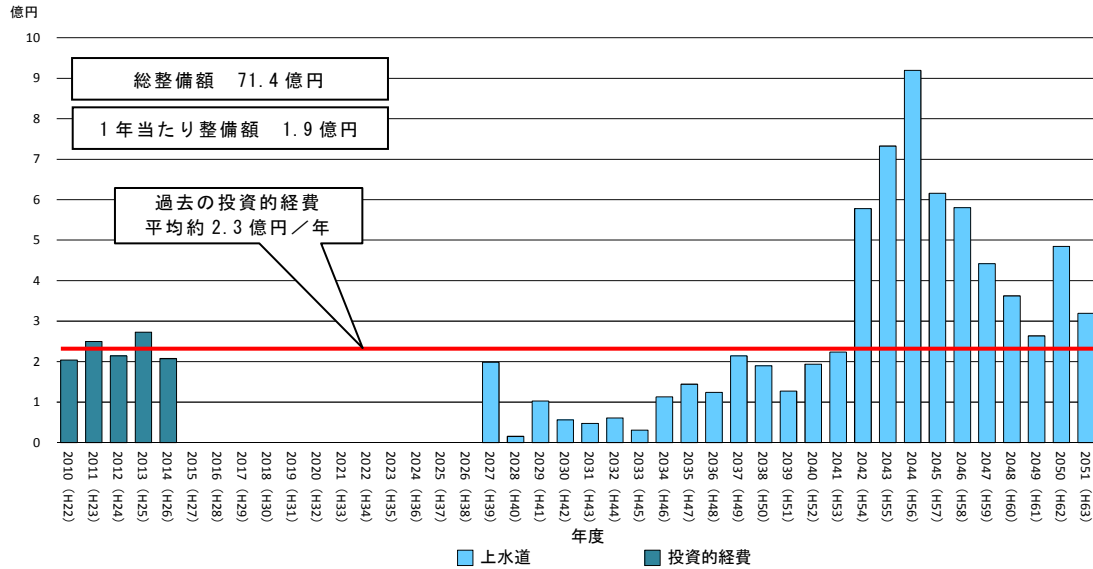


図 上水道 管径別延長による将来の更新費用の推計

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

上水道について、更新年数を60年として、年度別の整備延長から更新費用を試算すると、平成63年度までに71.4億円、平均で1.9億円/年が必要という結果となります。しかし、平成54年度以降は大幅に費用が発生するため、施設を維持していくためには、コスト削減、平準化を図りながら、一定規模の投資費用を確保して維持していく必要があります。ただし、試算結果には、配水場は含まれていません。

下水道整備工事に併せ、また、重要給水施設配水管については老朽化とは別に耐震化の工事が進められており、その時点で工事が実施された箇所の管路は更新されていきます。

⑤ 下水道の試算結果

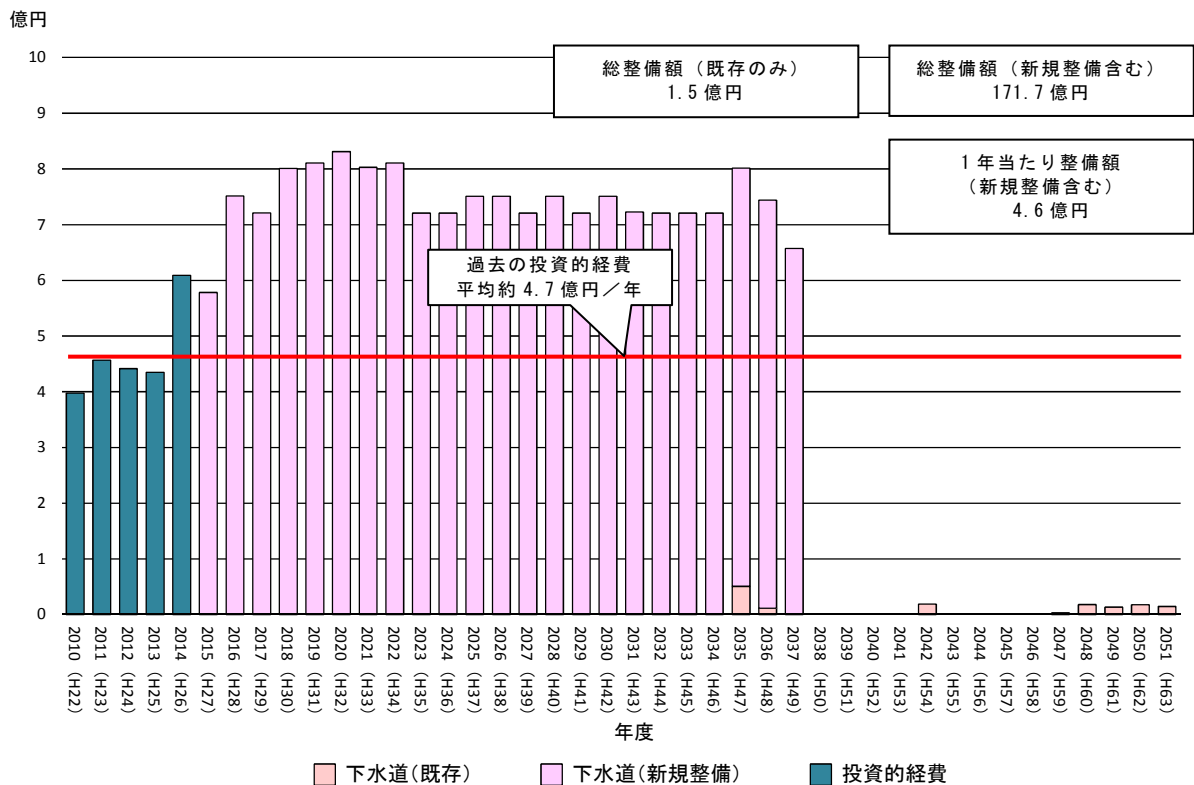


図 下水道 管種別年度別延長による将来の更新費用の推計

(出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時）)

下水道については、更新年数を 75 年とした場合、整備年度が新しいこともあり、平成 63 年度までに更新を迎える管路は少なく、必要となる更新費は約 1.5 億円ですが、今後も管路の新規整備が続いていくため、その費用を含めた場合、約 171.7 億円になります。平成 49 年度までは過去の投資的経費を上回ることであり、更なる投資費用の確保が必要となります。

(2) インフラ施設全体の試算結果

平成 63 年度までに必要となる将来コストは、更新費用が 332.5 億円（一般会計・特別会計含む）となり、1 年当たりの更新費用は 9.0 億円/年となります。

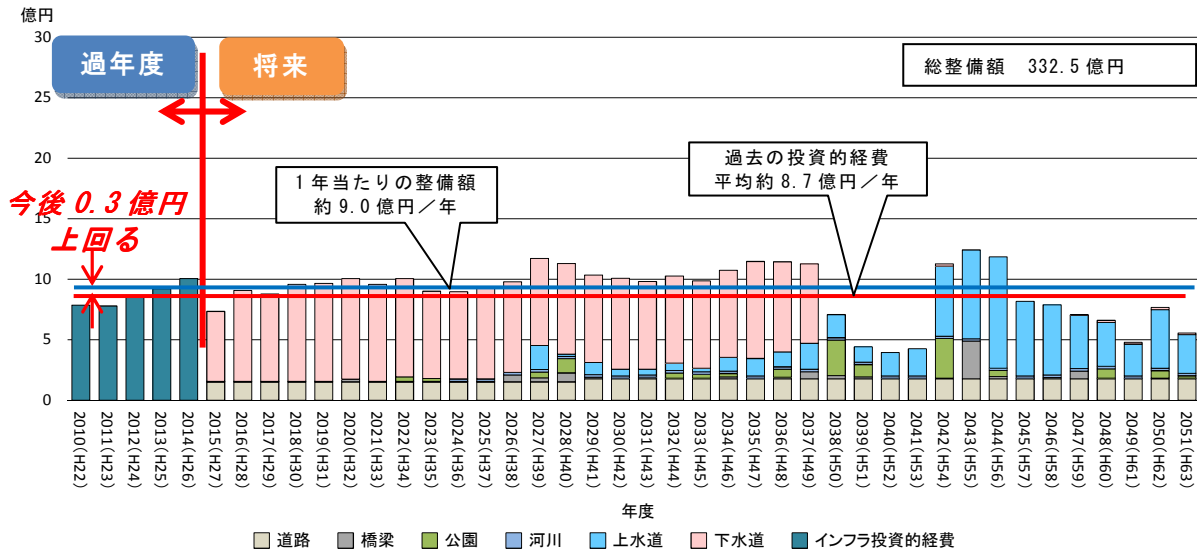


図 将来の更新等費用の試算（インフラ施設）

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成 28 年 3 月策定時））

上記のグラフは、将来必要となる更新費用が過年度の投資的経費で概ね賄っていますが、平均して 3,000 万円/年程度の財源が不足します。そのため、財源のバランスを考慮し、計画的な維持管理によりコスト縮減と平準化を図る必要があります。

インフラ施設は、まちづくりを進める上で重要な都市基盤を構成するものであり、市民のライフラインを支える必要不可欠な施設です。よって、ハコモノ施設のように統廃合するということは考えにくい施設です。

今後、インフラ施設を維持していくため、コスト縮減を図りながら、一定規模の投資費用を確保して維持していく必要があります。

(3) 会計別の試算結果

試算条件を見直して試算した会計別の結果を示します。

①一般会計に係るインフラ施設全体の試算結果

インフラ施設のうち、一般会計の対象となる道路、橋りょう、公園および河川について、試算結果を以下に整理します。

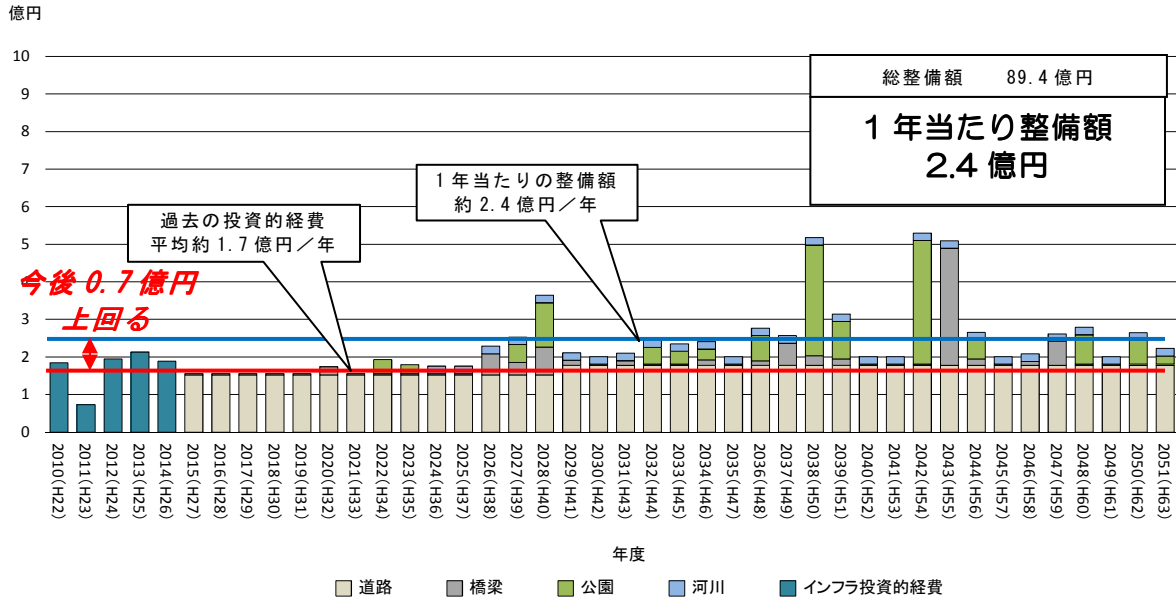


図 将来の更新等費用の試算（一般会計）

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

②企業会計（上水道）の試算結果

公営企業会計である上水道の試算結果を以下に整理します。

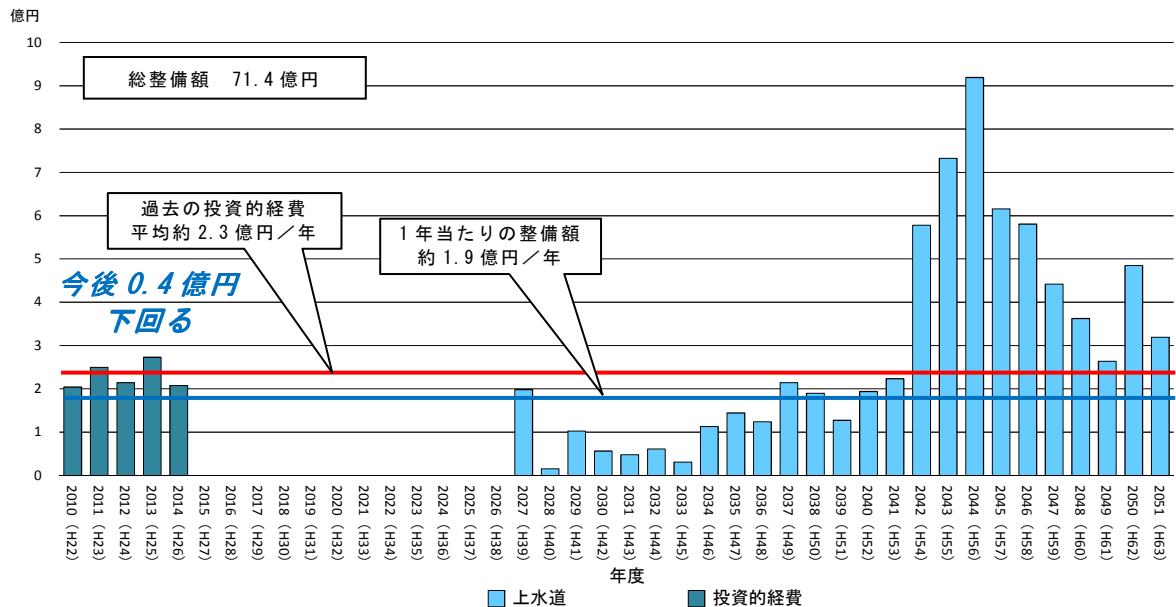


図 将来の更新等費用の試算（企業会計）

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

③ 特別会計（下水道）の試算結果

下水道特別会計の対象となる下水道施設の試算結果を以下に整理します。

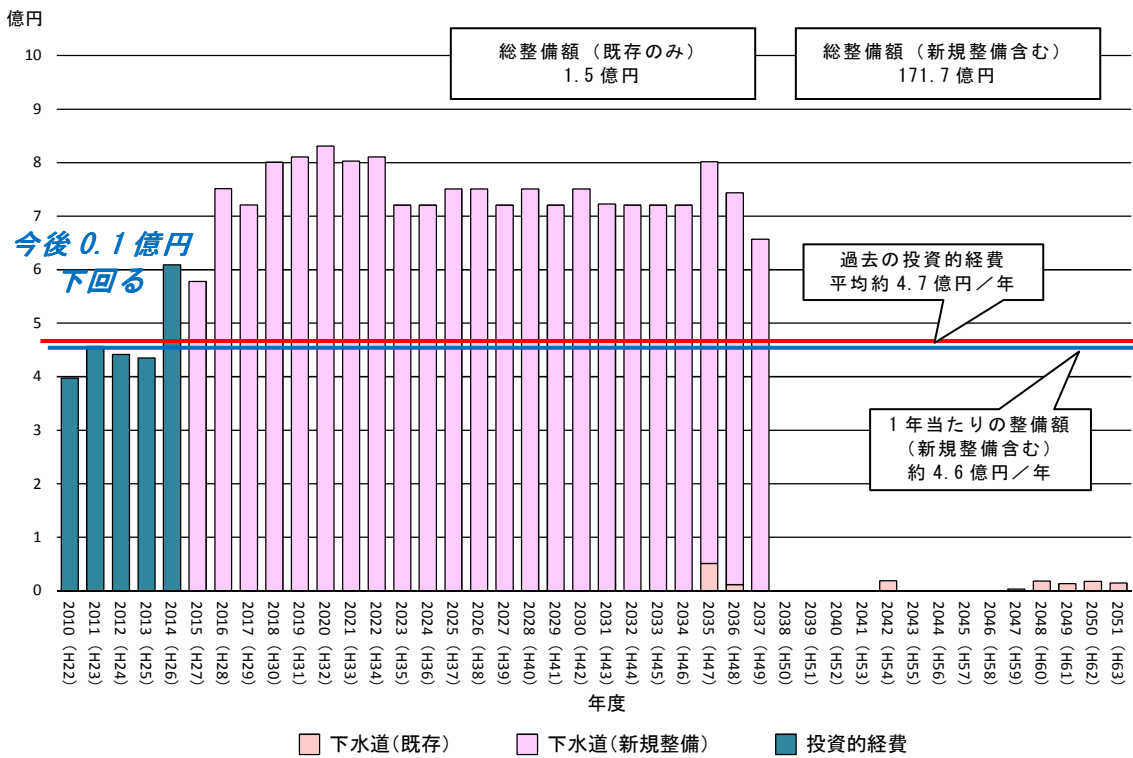


図 将来の更新等費用の試算（下水道特別会計）

（出典：高浜市公共施設総合管理計画（平成28年3月策定時））

(4) インフラ施設の試算結果のまとめ

分野別に平成 63 年度まで維持した場合の試算結果
インフラ施設全体（一般会計・特別会計等含む）で
705.8 億円（年平均では 19.1 億円）が必要と試算

※過去 5 年間の投資的経費の年平均 8.7 億円の約 2.2 倍の費用

更新時期や更新内容などの条件を見直して再試算

道路→下水道工事の際の道路舗装を加味することによる見直し
→更新年数に見直し
(幹線道路 15→20 年、生活道路等 15→40 年)
河川→費用の平準化
上水道→更新年数の見直し(40→60 年)
下水道→更新年数の見直し(50→75 年)
※橋りょう、公園については変更なし

インフラ施設全体（一般会計・特別会計等含む）で
332.5 億円（年平均では 9.0 億円）が必要と試算

そのうち、一般会計に係るインフラ施設全体で…

89.4 億円（年平均 2.4 億円）が必要！！

道路 : 62.3 億円（年平均 1.7 億円）

橋りょう : 8.1 億円（年平均 0.2 億円）

河川 : 5.6 億円（年平均 0.2 億円）

公園 : 13.4 億円（年平均 0.4 億円）

(参考) 企業会計、特別会計のインフラ施設

上水道 : 71.4 億円（年平均 1.9 億円）

下水道 : 171.7 億円（年平均 4.6 億円）※今後の新設分を含む。

企業会計

特別会計

●課題

- 平成 54 年度以降、インフラ施設の整備費用が増加し、平成 63 年度までに一般会計の総額で 89.4 億円（年平均 2.4 億円）を確保する必要があります。
- 現段階で試算に含んでいないインフラ施設による財源不足の恐れがあります。
- インフラ施設を今後維持していくため、コスト縮減を図りながら、投資費用を確保していく必要があります。

●今後の方向性

- 主要な分野以外での台帳整備による施設保有量の正確な把握と、長寿命化計画が未策定分野における取組推進を図ります。
- インフラ施設の管理、点検、修繕といったメンテナンスサイクルを構築するなど、インフラ施設にかかる長寿命化方針を策定します。

3. インフラ長寿命化方針

第3章の公共施設総合管理計画の全体方針に基づき、インフラ施設にかかる大方針は次のとおりです。

大方針

1. インフラ機能の確実な維持管理による安心・安全の確保

市民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設は、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、市民の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組みを確実に推進します。

2. 中長期的な視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況の下、必要なインフラ機能を維持していくためには、様々な工夫を凝らして、的確に維持管理・更新等を行うことで、中長期的な費用の縮減や予算の平準化を図る必要があります。コスト縮減や優先順位付けにより平準化を図ることにより、インフラ施設にかかる投資費用を確保します。

5つの柱

(1) 定期的な点検による損傷程度の早期把握、点検結果や補修履歴等の蓄積、活用促進

インフラは、利用状況や設置された環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時間とともに変化していきます。

施設を安全に利用できる状態を保つためには、施設状況の変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという認識に立ち、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断、修繕等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていきます。

(2) 社会構造の変化に対応した適正な供給と新たなニーズへの効率的かつ効果的な対応

今後の周辺環境の変化や将来人口の変化に伴う市民ニーズなど、長期的な時代の変化への対応を検討します。

そのため、老朽化対策の検討にあたっては、インフラ施設であっても、その時点で果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性を再検討するとともに、広域的な周辺環境の変化を考慮した対応が必要です。その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて、社会情勢の変化に応じた質的向上等を図ります。一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組みを推進します。

(3) 施設情報のデータベース化と施設ごとの特性を考慮した中長期的な取組みの実施

固定資産台帳等による施設データの一元管理や、高浜市が目指す将来都市像を実現するためのまちづくりに向け、上位計画である総合計画や関連計画である都市計画マスタープランなどのとの整合性を踏まえた取組みを検討します。

また、維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上であることを認識し、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していきます。

(4) ライフサイクルコストを考慮した効果的な長寿命化対策等による維持管理コストの縮減

将来にわたる施設の維持管理費や修繕費等、長期的な視点でコストを把握し、財政負担の軽減と計画的な財政支出を図るためには、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要となります。

このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微な早期の段階に予防的な修繕等を実施するなどのインフラの長寿命化対策により、機能の保持・回復を行う取組みを推進し、中長期的な維持管理・更新等に係る費用の縮減を図ります。

(5) 民間活力(PPP/PFI)などの導入の検討

指定管理者制度や PFI 等の PPP 手法（公民連携）を導入するなど、民間活力を活用し、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減につながる手法を検討します。

また、点検・診断、修繕、更新等を担う民間企業が、その担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築します。

4. インフラ施設個別方針

本方針については、インフラ長寿命化方針をもとに、施設の長寿命化の考え方及び維持管理・更新等の考え方を以下に示します。

(1) 道路・橋りょう

①長寿命化の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 道路は、国の基準である「総点検実施要領（案）【舗装編】（平成 25 年 2 月）」に基づき、路面性状調査を実施し、適切な維持管理水準を定めた舗装維持修繕計画により、効率的な維持管理を推進します。 道路附属物は、国の基準である「附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成 26 年 6 月）」に基づき、5 年に 1 回の頻度で定期点検を実施し、長期修繕計画を策定した上で計画的な修繕を行うことで長寿命化を図ります。 橋りょうは、国の基準である「道路橋定期点検要領（平成 26 年 6 月）」に基づき、橋長 2.0m 以上の橋、高架の道路等について、5 年に 1 回の頻度で近接目視による定期点検の結果から長期修繕計画を策定し、計画的な修繕を行うことで長寿命化を図ります。
②点検の状況
<ul style="list-style-type: none"> 市道の内、1・2 級路線は、路面性状調査を終えています。 市が管理する橋梁 38 橋については、すべて点検済みです。
③維持管理の状況
<ul style="list-style-type: none"> 路面性状調査の結果を受け、補修の優先順位が高い箇所から、状況に応じた舗装修繕を行っています。 生活道路については、日常の道路パトロール等により、損傷状況の把握に努め、常温合材等を用いた応急補修、部分打ち替え等の補修を行っています。
④維持管理の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路については、路面性状調査の結果から「舗装維持修繕計画」※1 を策定し、適切な維持管理水準で修繕を行うことで、将来のコスト削減への取組みを進めています。 道路附属物（道路照明灯など）については、今後、安全性の総点検を実施し、施設の機能を保全するための修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新します。 橋りょうについては「定期点検実施要領」※2 により義務付けられた 5 年に一度の近接目視点検を実施し、「高浜市橋りょう長期修繕計画」※3 に基づき、計画的な予防保全による長寿命化対策を実施していきます。 それぞれ定期点検を継続し、補修履歴の管理を進めることで、計画的な修繕を行い、大規模修繕にかかる費用を平準化します。
⑤防災対応
<ul style="list-style-type: none"> 橋梁点検の結果を受け、緊急性及び緊急輸送路※4 に指定している優先順位の高い橋りょうを対象に予防保全を進めていきます。 耐震診断の結果により、耐震性能を有していない橋りょうについては、耐震改修を進めていきます。

※1 舗装維持修繕計画

舗装の維持管理水準を定め、優先順位に基づき、計画期間に修繕を実施する箇所を示した計画です。

※2 定期点検実施要領

国土交通省道路局が地方自治体への技術的助言として、平成 26 年 6 月に定めた道路橋定期点検要領を指します。定期点検の内容や様式を定めています。

※3 高浜市橋りょう長期修繕計画

橋りょうを長寿命化するために計画的な予防保全を実施する年次を定めた計画です。

※4 緊急輸送路

高浜市地域防災計画で定める地震発生時に通行を確保すべき道路のことです。

(2) 河川

①長寿命化の考え方
・国の基準である「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（平成 27 年 3 月）」及び「河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル（案）（平成 27 年 3 月）」、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル（案）（平成 27 年 3 月）」に従い、年に 1 回以上の点検を行い、ゲート及びポンプについては、維持管理台帳を作成した上で中長期保全計画を策定することで長寿命化を図っていきます。
②点検の状況
・パトロールや住民からの情報提供により点検を行っています。
③維持管理の状況
・点検結果より、緊急性を判断し、修繕を行っています。
④維持管理の方向性
・本市の河川は、県が管理する 2 級河川に流入しており、一体的な管理が必要です。 ・護岸等は、適正な維持管理により機能の維持が可能です。 ・準用河川については、現況や改修状況を把握し、治水安全度を基に保全・更新方針を今後定めていきます。 ・排水機場、ポンプ施設については、月点検・年点検など日常の点検データを基に、適正な時期に修繕を行い、施設の延命化を図ります。 ・様々な形態を有している既存の護岸や樋門・樋管などの施設について、データの収集・整理に努め、点検等で判明した損傷箇所の効果的・効率的な修繕を図ります。 ・今後、河川の長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理を行います。
⑤防災対応
・流入先の 2 級河川の河川管理者である、県と連携を図り、治水対策 ^{※1} を進めていきます。

※1 治水対策

河川改修等の対策に加え、雨水の流出抑制対策として、流域における貯留・浸透等の対策や流域における土地利用等の対策を実施することです。

(3) 公園

①長寿命化の考え方
・国の基準である「公園施設の安全点検に係る指針(案) (平成 27 年 4 月)」に基づき、定期点検を実施し、「公園施設長寿命化計画策定指針(案) (平成 24 年 4 月)」に基づき、公園施設の長寿命化計画を策定した上で計画的な維持管理を実施することで長寿命化を図ります。
②点検の状況
・遊具等の施設については、毎年専門業者による定期的な点検を委託し、老朽化等による故障や破損への対応を行っています。
③維持管理の状況
・専門業者による定期的な点検結果をもとに、経年劣化による施設の損傷等を修繕しています。
④維持管理の方向性
・既存公園の適正な維持管理とともに遊具等の公園施設の長寿命化を図り、安全でコスト縮減に配慮した公園維持管理を進めて行く必要があることから、平成 28 年度に公園の長寿命化計画を策定し、予防保全の方針を定め、計画的な修繕を進めていきます。 ・公園施設の損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う対症療法的な維持管理から、損傷が深刻化する前に計画的に修繕を行う予防保全的な維持管理へ転換し、修繕の平準化を図っていきます。 ・公園が市民にとって最も身近な施設として愛されるよう、利用者主体の維持管理や遊具等の公園施設づくりを通して、コミュニティ機能の向上、市民との協働体制の構築や発展を促し、快適な居住空間の形成につなげていきます。
⑤防災対応
・公園においては、必要に応じた防災機能の充実を図っていきませんが、主たる防災機能は、避難場所としての機能を保全していきます。

(4) 上水道

①長寿命化の考え方
・国の基準である「水道事業ビジョン」作成の手引き（平成 26 年 3 月）及び「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月）」に基づき、長寿命化を推進していきます。
②点検の状況
・パトロールや住民からの情報提供により点検を行っています。
③維持管理の状況
・点検結果より、緊急性を判断し、修繕を行っています。
④維持管理の方向性
・管路については、計画的な修繕や耐用年数を見直し、管路の維持管理やモニタリングを強化することにより、長寿命化を図ります。 ・布設した年代により、既設水道管の耐用年数の見直しや支出の平準化を図ります。 ・計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、設備類については、更新計画に基づき予防保全型の更新を図ります。
⑤防災対応
・今後、管路の耐震化を順次進めていきます。平成 26 年度末での管路の耐震化率は総配水管延長に対して 14.93%となっており、基幹管路（口径 300 mm以上）では 21.61%となっています。配水場については、2 施設とも耐震対応施設となっています。

(5) 下水道

①長寿命化の考え方
・国の基準である「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-(平成27年11月)」及び「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(平成25年9月)」に基づき、長寿命化計画を策定していきます。
②点検の状況
・パトロールや住民からの情報提供により点検を行っています。
③維持管理の状況
・点検結果より、緊急性を判断し、修繕を行っています。
④維持管理の方向性
・ストックマネジメントの観点に基づいて、下水道管路の状態を適正に把握・評価して、計画的かつ効率的に管理しながら、優先順位に応じた更新あるいは修繕を実施していきます。 ・ライフサイクルコストの最小化を図るため、点検調査結果に基づいて効率的に更新、あるいは修繕を実施していきます。 ・調査結果や更新・修繕履歴を継続的に蓄積し、情報システムの効率的な運用を推進していきます。 ・膨大な管路延長の維持管理更新に対して、事業費の平準化を図ります。 ・現在は、公共下水道事業特別会計となっておりますが、今後は平成31年4月を目標に企業会計への移行を検討しています。
⑤防災対応
・都市化による雨水の急激な流出や突発的な豪雨により、近年、日本各地で水害が多発しており、本市でも時間雨量50mm程度の降雨に対し、浸水が防げるように雨水管の整備を進めていきます。

第6章

複合化施設の跡地活用方針

1. 跡地活用に関する基本的な考え方

長期財政計画から今後の社会情勢や景気の動向を考慮すると、さらに厳しい財政状況が見込まれるということを踏まえ、公共施設マネジメント基本方針に基づき、行政サービスを維持していくための財源確保として、機能の複合化や機能移転等、施設の総量圧縮により生じた未利用資産について、資産の売却、貸付などの方法について検討します。

①行政計画実現のための活用

本市では、施策分野別に関連する計画を策定しており、「公共施設あり方計画」においても各行政計画との整合を図るとしてしています。これらの計画の実現に向け、必要となるサービスを提供する施設に対して、跡地などの未利用地を活用します。

②行政サービスを提供する民間事業者の活用

保育所、福祉施設など行政サービスを提供する事業を民間事業者が行う場合は、施設跡地を売却又は長期的に貸し付けすることにより民間事業者の円滑な事業展開を促進します。

③資産としての活用

機能移転した公共施設の跡地については、自主財源を確保するため、原則として売却します。

④既存建物の活用

建物の耐用年数に達するまでの期間が十分残されており、安全が確保され、まだ利用が可能な施設については、保有形態の見直しの観点から、地域団体や民間事業者に無償譲渡あるいは貸し付けるなどの検討を行います。

第7章

公共施設総合管理計画の推進体制

1. 公共施設総合管理計画を推進するために

(1) 計画の推進

公共施設マネジメントの全体方針となる「高浜市公共施設総合管理計画」は、市民と問題意識を共有しながら、互いに知恵と工夫を出し合い、市と議会、市民との協働により計画を推進していくことが大切です。

本市の取組みは、これまでに経験したことがない取組みとなりますが、この取組みを将来にわたって着実に進めていくための体制づくりとして、長期にわたる公共施設マネジメントの理念を一貫するための条例である「高浜市公共施設マネジメント基本条例」を制定し平成27年10月から施行しました。

これから本計画を着実に進めていくために、ハコモノ施設については、今後適切な補修・大規模改修を行うことにより、建替えの周期を60年から70年に延命化とした施設の長寿命化、機能の複合化や集約化による施設の総量（総延床面積）圧縮についての具現化を進めていきます。また、インフラ施設については、メンテナンスサイクルを構築し、計画的な修繕を進めていきます。

その取組みとして、厳しい財政状況の中、本計画を推進するための推進体制の整備や、PDCAサイクルをまわす仕組みを構築するとともに、計画の進行管理を行っていきます。この取組みにより、高浜市の次世代に安定して行政サービスが提供できるよう、限られた財産の有効活用を図っていきます。

(2) 全庁を挙げた推進体制

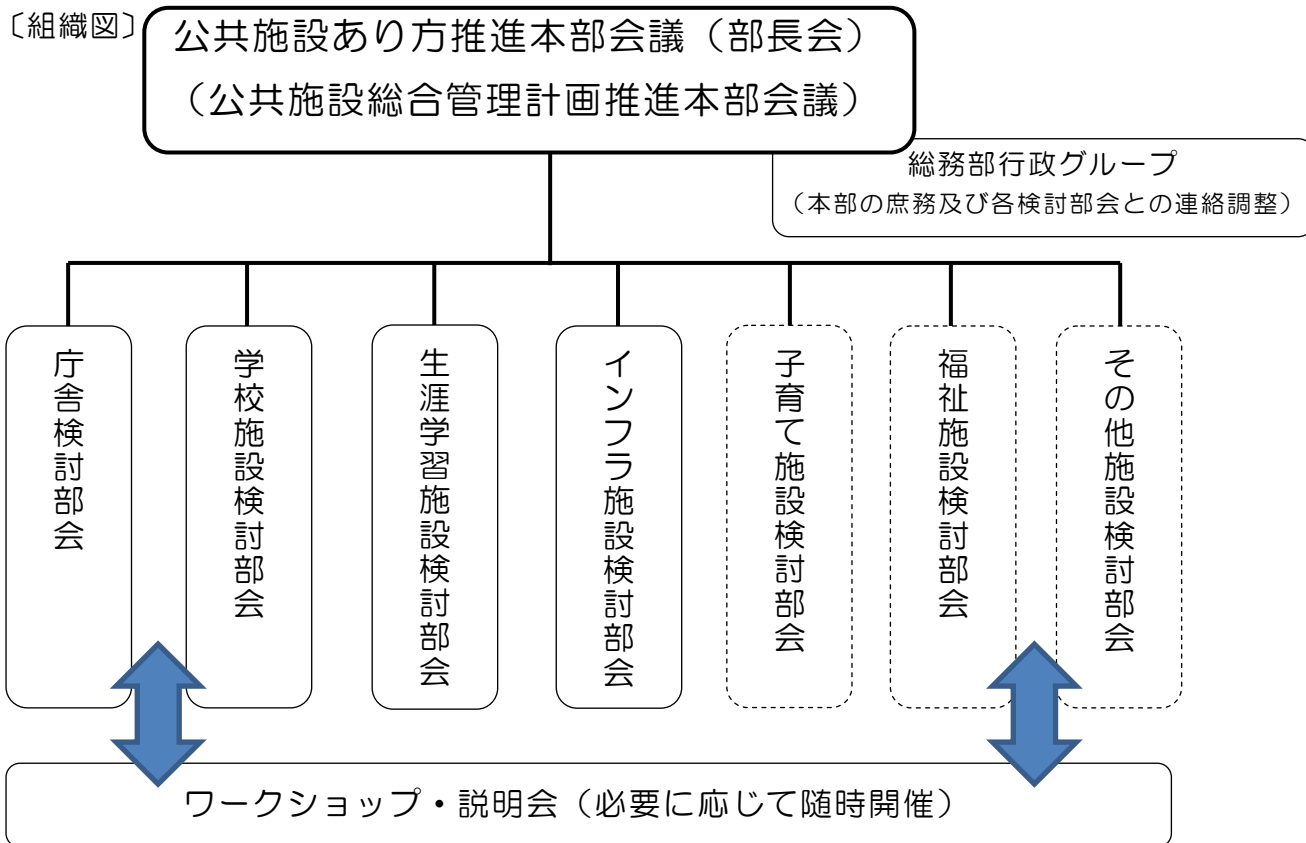
公共施設マネジメントは、市の財政事情からみえる現状と課題から、単に費用をカットして財源を捻出すれば良いという問題ではありません。市民に対する行政サービスとして、どのようなサービスを提供し、そのためにどのような施設を使うか、優先順位をどのようにつけていくか、市民がどんなサービスの提供を求めているのか、民間の知恵をどのようを使うかなどを総合的に考える自治体経営そのものです。

本計画を進めていくうえでは、施設について、個別の判断を施設所管グループに委ねると、所管する施設のみの考え方に偏り、総合的な視点に立っての判断がつかず、結果的にマネジメントすることが困難になってしまいます。

そこで、「高浜市公共施設マネジメント条例第4条2項」に基づき本計画を着実に推進していくため、トップマネジメントによる推進体制として、市長をトップに、各部局長で構成する「公共施設あり方推進本部会議（公共施設総合管理計画推進本部会議 以下略）」を設置しました。

「公共施設あり方推進本部会議」では、組織の縦割りを越えて、総合的、長期的な視点で、「公共施設総合管理計画」の検証や見直し、個別施設の更新にかかる計画に対しての調整及び了承、施設の改修等の優先順位付けの決定や全体方針との調整等の役割を担うとともに、「公共施設総合管理計画」の進行管理を行います。なお、「公共施設あり方推進本部会議」の事務局は、総務部行政グループが行います。

また、「公共施設あり方推進本部会議」の下部組織として、各検討部会を必要に応じて設置し、個別施設の課題や市民とのワークショップ、施設跡地の検討等を行い、随時「公共施設あり方推進本部会議」に報告を行います。組織図については次のとおりです。



※点線は今後設置予定

（３）公共施設あり方検討特別委員会

本市では「高浜市公共施設マネジメント条例第5条」に基づき、議会は、公共施設マネジメントに関する調査研究を行い、市民の意見が反映されるよう協議し、検討するものとしています。

議会は公共施設の維持更新にかかる財政負担への対応が全国の自治体の課題であることを踏まえ、「公共施設あり方検討特別委員会」を設置し、市の取組みが将来の高浜市の姿を見据えた適切な取組みとなっているかなどについて随時報告・協議等を行い、市と議会とで協働して公共施設マネジメントに取り組みます。

（４）公共施設マネジメント推進委員会

本市では、これまでにハコモノ施設を対象に今後の全体方針をまとめた「公共施設あり方計画」の策定などを目的とした第三者委員会を平成 24 年度に設置して、検討を進めてきました。

今後、ハコモノ施設にインフラ施設を加えた、公共施設に関わる計画を策定するため、公共施設に関する各専門分野の視点から、今後の公共施設のあり方について検討し、市に対して提言することなどを目的として、「高浜市公共施設マネジメント基本条例第8条」に基づき、第三者委員会を設置しています。

(5) 地域の提案などが反映できる推進体制

「公共施設総合管理計画」は、市民の理解と協力がなければ計画の目的を果たすことはできません。市民は施設を利用する利用者と施設にかかる費用を負担する納税者の二面性をもっています。本計画の実現のためには、市民に本市の公共施設の現状と抱えている課題等をわかりやすく情報提供し、本計画に対する理解を得ることが必要です。

そのためには、市民の皆さまと公共施設の現状と課題等の情報を共有し、合意形成を図りながら推進していきます。その方法としては、アンケート調査、出前講座の実施、分かりやすいリーフレットの作成・配布、シンポジウムの開催などが考えられます。また、公共施設の大規模改修や建替え等の更新時に、市民の方々を交えたワークショップの開催や意見募集を行うなど、市民の意見が反映できるような仕組みを構築します。

卷末資料

1. 高浜市公共施設総合管理計画策定の経過

年度	月日	内容
平成22年度	11月1日	職員研修開催 【講演内容】 ○テーマ 「高浜市の公共施設のあり方 老朽化と再配置」 ○講師 東洋大学 根本祐二教授 公共施設のあり方の検討の必要性についての認識を共有
	5月31日	公共施設マネジメント白書作成の為に職員プロジェクト設置
平成23年度	3月28日	公共施設マネジメント白書作成
	7月20日	公共施設あり方検討委員会の作業部会として職員で構成する公共施設あり方計画検討プロジェクトを設置
平成24年度	8月15日	公共施設マネジメント白書公表
	8月20日	高浜市公共施設あり方検討委員会設置
	4月22日	職員で構成する公共施設あり方計画推進プロジェクト設置
平成25年度	1月	「新しい地域活動拠点の形成を目指して-基本方針-」を策定 (高浜市役所本庁舎、高浜小学校)
	4月	・公共施設あり方推進本部会議設置 ・庁舎検討部会設置
平成26年度	5月	公共施設保全計画策定
	6月25日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」を公表
	7月1日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」パブリックコメント実施 (～7/31)
	7月22日	公共施設あり方検討特別委員会(以降随時開催)
	8月29日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」高浜小学校区地区説明会
	9月19日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」港小学校区地区説明会
	9月25日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」吉浜小学校区地区説明会
	10月10日	学校施設検討部会設置
	10月16日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」高取小学校区地区説明会
	10月23日	「高浜市公共施設あり方計画(案)」翼小学校区地区説明会
	10月27日	学校施設検討部会ワークショップを開催(全5回)
	3月10日	「高浜市役所本庁舎整備事業基本協定書」の締結
	3月31日	「高浜市役所本庁舎整備事業 事業契約書」の締結
平成27年度	5月21日	生涯学習施設検討部会設置
	7月1日	「高浜市公共施設マネジメント基本条例(案)」パブリックコメント実施(～7/31)
	8月5日	高浜市公共施設マネジメント推進委員会設置
	8月12日	高浜小学校複合化施設整備検討結果報告書を議会提出

平成 27 年度	9月	「高浜市公共施設マネジメント基本条例」制定
	10月20日	「高浜市の公共施設のあり方を考える講演会」 【講演内容】 ○テーマ 「公共施設「拡充」から「縮充」への新たな視点～わたしたちは何を 選択するのか～」 ○講師 東洋大学 南 学 教授
	11月4日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 高浜小学校区対象説明会
	11月18日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 高取小学校区対象説明会
	12月2日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 港小学校区対象説明会
	12月16日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 吉浜小学校区対象説明会
	1月14日	「高浜市の公共施設のあり方を考える市民説明会」 翼小学校区対象説明会
	2月16日	「高浜市公共施設総合管理計画（案）」パブリックコメント実施 （～3/1）
	2月	高浜小学校整備事業基本計画の公表

II. 高浜市公共施設あり方検討委員会

高浜市公共施設あり方検討委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	設置要綱第4条第2項に基づく選出区分
委員長	南 学	第1号
職務代理人	谷 口 元	第1号
委員	小 松 幸 夫	第1号
委員	望 月 伸 一	第1号
委員	笠 松 栄 治	第2号
委員	小笠原 芳 夫	第3号

第1号 地方公共団体の行財政及び公共施設のあり方に関し、学識経験を有する者

第2号 市の行財政に専門的な知識を有する市民

第3号 高浜市の未来を創る市民会議財政分科会の市民リーダー

高浜市公共施設あり方検討委員会検討経緯

回	開催日	議題
第1回	平成24年8月24日	(1)委員長の選任及び職務代理人の指名について (2)高浜市の現状と課題の整理について (3)委員会の公開方法について
第2回	平成24年10月14日	(1)高浜市公共施設あり方計画マネジメント方針(案)について (2)今後の施設の建替え・改修にかかるコスト試算について (3)分野別(用途別)の方向性について
第3回	平成24年12月16日	(1)公共施設マネジメント基本方針(案)について (2)公共施設改善計画の方向性について (3)モデルケースのイメージについて
第4回	平成25年2月9日	(1)高浜市公共施設あり方計画(案)について ①公共施設マネジメント基本方針(案)について ②公共施設改善計画(案)について
第5回	平成25年3月23日	(1)高浜市公共施設あり方計画(案)について ①修正及び追加箇所の説明 ②来年度に向けて

高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 限られた財源及び資産をより有効に活用するため、高浜市公共施設マネジメント白書（以下「白書」という。）に基づき、高浜市公共施設あり方計画を策定することを目的として、高浜市公共施設あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設」とは、市が保有し、公共の用に供する施設のうち、道路、上下水道その他の社会的インフラを除いたものをいう。

2 この要綱において「高浜市公共施設あり方計画」とは、公共施設について、中・長期的な視点に立って、将来にわたる更新費用、費用対効果、施設機能及び政策の観点から検証し、優先順位、再配置方針、保全計画その他公共施設の適正な配置及び効率的な管理運営を行うための今後の方向性を示す計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 白書を踏まえた公共施設の評価及び分析に関する事項
- (2) 高浜市公共施設あり方計画の策定に関する事項
- (3) その他市における公共施設のあり方の検討に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地方公共団体の行財政及び公共施設のあり方に関し、学識経験を有する者
- (2) 市の行財政に専門的な知識を有する市民
- (3) 高浜市の未来を創る市民会議財政分科会の市民リーダー

(任期)

第5条 委員の任期は、高浜市公共施設あり方計画の策定が終了するまでの間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(作業部会の設置)

第10条 委員会の作業部会として、市職員で構成する公共施設あり方計画検討プロジェ

クトチームを置く。

2 公共施設あり方計画検討プロジェクトチームに関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画部経営戦略グループにおいて処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

III. 高浜市公共施設マネジメント基本条例

市は、公共施設の老朽化問題に対する課題解決のため、将来を見据え、安定して行政サービスが維持していくことができるように、公共施設の総量圧縮、長寿命化などをふまえた全体方針である「公共施設あり方計画（案）」を平成 26 年 6 月に策定しています。

今後 40 年間にわたる「公共施設あり方計画」を着実に進めていくためには、市民の皆さんとともに公共施設の現状・課題に対する理解を深め、公共施設の老朽化問題が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすことがないように、持続可能な財政運営のもと、よりよい形で公共施設を次の世代へ引き継いでいくことが大切です。

このことから、この取組みにおいて一貫して守られるべき基本的事項を共有し、協働して次の世代に対する責任を果たしていくため、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定しました。

高浜市公共施設マネジメント基本条例

公共施設は、市民の日々の暮らしを支え、豊かにする市民の貴重な財産です。

高浜市が、誰もが安心して暮らせる魅力的なまちであり続けるよう、私たち市民は、公共施設マネジメントに取り組み、私たちの財産である公共施設をより良いかたちで次の世代へと引き継いでいきます。

公共施設マネジメントは、市民一人ひとりの暮らしに直接関わる長期的な取組みです。私たち市民は、この取組みにおいて一貫して守られるべき基本的事項を共有し、協働して次の世代に対する責任を果たしていくため、ここに、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、公共施設の維持更新にかかる財政負担が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、公共施設マネジメントに関する基本的事項を定めるとともに、市及び議会の役割等を明らかにすることにより、持続可能な財政運営のもと、市民の財産である公共施設をより良いかたちで次の世代に引き継ぐことを目的とします。

（用語）

第 2 条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

(1) 公共施設

市が保有し、又は借り上げている市庁舎、学校、道路、橋りょう、公園、上下水道等公用又は公共の用に供する施設をいいます。

(2) 公共施設マネジメント

公共施設を効率的かつ効果的に配置し、管理運営することにより、行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減し、平準化することをいいます。

(3) 市民

市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及びこれらの者を主たる構成員とし、市内において非営利目的で活動する団体をいいます。

(4) 関係団体

管理運営委託、指定管理者制度等により公共施設の管理運営を行う法人その他の団体をいいます。

(5)事業者

公共施設の営繕等を行う建設会社等の法人その他の団体及び個人をいいます。

(基本方針)

第3条 公共施設マネジメントは、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

(1)ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化等時代の要請に対応する取組みであること。

(2)安全性、重要性及び経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を軸とする取組みであること。

(3)利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること。

(4)民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること。

(5)トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること。

(市の役割)

第4条 市は、公共施設マネジメントの指針として公共施設全般にわたる総合的な計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画に関し、市長を長とする推進体制を整備し、全庁をあげて、公共施設マネジメントに取り組むものとします。

3 市は、第1項の計画と連動した長期の財政計画を策定するものとします。

4 市は、市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく提供するものとします。

(議会の役割)

第5条 議会は、公共施設マネジメントに関する調査研究を行い、市民の意見が反映されるよう協議し、検討するものとします。

(関係団体及び事業者の役割)

第6条 関係団体及び事業者は、公共施設の管理運営、営繕等に関し、より有効な方法の追求や技術の向上に努めるものとします。

(市民の協力)

第7条 市民は、公共施設の現状や課題についての理解を深め、公共施設マネジメントに参画し、協力するよう努めるものとします。

(委員会の設置)

第8条 公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等を行う委員会を設置するものとします。

2 前項の委員会は、有識者により組織するものとします。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

IV. 高浜市公共施設マネジメント基本条例の解説

(前文)

公共施設は、市民の日々の暮らしを支え、豊かにする市民の貴重な財産です。

高浜市が、誰もが安心して暮らせる魅力的なまちであり続けるよう、私たち市民は、公共施設マネジメントに取り組み、私たちの財産である公共施設をより良いかたちで次の世代へと引き継いでいきます。

公共施設マネジメントは、市民一人ひとりの暮らしに直接関わる長期的な取り組みです。私たち市民は、この取り組みにおいて一貫して守られるべき基本的事項を共有し、協働して次の世代に対する責任を果たしていくため、ここに、高浜市公共施設マネジメント基本条例を制定します。

【解説】

- この前文は、高浜市がこれまで取り組んできた公共施設のうち、建物（以下ハコモノ施設）の維持更新にかかる財政負担への対応に加え、道路、橋りょう等のインフラ資産を含めた、今後の公共施設のあり方に対して、これまでにない新たな取り組みへの挑戦を行う決意を示しています。
- 公共施設は、住民の福祉を増進することを目的とし、市民生活に必要なサービスを提供する拠点として、また、市民生活や経済活動を支える基盤として、市民の貴重な財産です。
- しかし、社会経済状況等の変化や少子高齢化の進行など、厳しい市の財政状況のもと、すべての公共施設を維持・更新していくことは、一方で必要な行政サービスを提供することができなくなり、市政運営に影響を及ぼすことになるだけでなく、次世代の市民に多くの負担を強いることとなります。
- ハコモノ施設があるからサービスを提供するのではなく、サービスを提供する場としてハコモノ施設があるという考えのもと、将来にわたって、多くの市民にサービスを継続して提供していかなければなりません。そのためには、市民と行政とが互いに知恵と工夫を出し合いながら進めていく必要があります。
- 一方、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産についても、安全・安心な市民生活や安定した経済活動を支える基盤を提供するためには、市民の安全確保はもとより、効率的かつ効果的な維持保全を行う必要があります。
- 私たちは、貴重な財産である公共施設の未来を見守り、誰もが安心して暮らせるまちにしていくために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、公共施設の維持更新にかかる財政負担が今後の財政運営に深刻な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、公共施設マネジメントに関する基本的事項を定めるとともに、市及び議会の役割等を明らかにすることにより、持続可能な財政運営のもと、市民の財産である公共施設をより良いかたちで次の世代に引き継ぐことを目的とします。

【解説】

- 本条は、市、市民、議会等が一体となり、公共施設の維持更新にかかる財政負担への対応を、将来にわたって着実に進めていくため、長期にわたる取組みの理念を一貫するとともに、高浜市役所本庁舎整備事業の20年間の債務負担行為に対する附帯決議を踏まえ、制定するものです。
- 現在、本市の公共施設は、老朽化が顕著であり、その対策が急務であることから、早急な計画策定と着実な事業実施が求められてきました。その対応に係る方針として、平成26年6月に「高浜市公共施設あり方計画（案）」を策定しました。
- この計画は、今後40年間という長期間の計画であるとともに、道路・橋りょう、上下水道等のインフラ資産を除くハコモノ施設を対象とした計画ですが、インフラ資産もハコモノ施設と同様に老朽化が進んでいます。そのため、今後すべての公共施設のあり方を考えていくうえでは、インフラ資産を含めて、財政運営が持続可能となる根拠を持った計画とする必要があります。

参考 平成27年度施政方針(抜粋)

本市の取組みは、これまでに経験したことがない取組みですので、市民の皆さまには一定のご理解をいただき、共に知恵を出し合い、創意工夫をすることで、貴重な財産である公共施設を賢く使ってまいりたいと考えております。そして、この取組みを将来にわたって着実に進めていくための体制づくりとして、長期にわたる公共施設あり方計画の理念を一貫するための条例の制定を平成27年度中に検討してまいります。

参考 議案第24号平成26年度高浜市一般会計補正予算（第7回）に対する附帯決議（抜粋）

1. (仮) 公共施設適正化条例の制定
2. 第三者機関の委員会等が設置できる体制づくりの構築
3. 中長期的な整備計画・財政計画等の策定

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 公共施設 市が保有し、又は借り上げている市庁舎、学校、道路、橋りょう、公園、上下水道等公用又は公共の用に供する施設をいいます。
- (2) 公共施設マネジメント 公共施設を効率的かつ効果的に配置し、管理運営することにより、行政サービスの向上を図るとともに、公共施設の維持更新にかかる財政負担を軽減し、平準化することをいいます。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及びこれらの者を主たる構成員とし、市内において非営利目的で活動する団体をいいます。
- (4) 関係団体 管理運営委託、指定管理者制度等により公共施設の管理運営を行う法人その他の団体をいいます。
- (5) 事業者 公共施設の営繕等を行う建設会社等の法人その他の団体及び個人をいいます。

【解説】

○本条は、この条例を解釈する上で、重要な用語の意味を明らかにしたものです。

○第1号では、「公共施設」について定めています。具体的には、市が所有又は借り上げているハコモノ施設や、道路、橋りょう、公園、上下水道などのインフラ資産をいいます。(一部事務組合、広域連合は除く)

※「公用」とは、地方公共団体がその事務・事業を執行するために使用する財産(例：庁舎、議事堂、試験場、研究所、実習船等)をいいます。

※「公共の用」とは、住民の一般的な共同利用を目的として供する財産(公の施設(例：道路、病院、福祉施設、学校、公園等))をいいます。

○第2号では、「公共施設マネジメント」について定めています。これは、公共施設の長寿命化、複合化、集約化、建替え及び廃止を行うことにより、市民に提供するサービスの維持・向上や、費用の軽減を図り、長期間にわたって持続可能な財政運営を行うための取組みをいいます。

○第3号では、「市民」について定めています。今後の公共施設のあり方を進めていくためには、公共施設の利用者だけでなく、様々な人・団体が関係するという考えから、「市民」の範囲を幅広くとらえています。

○第4号では、「関係団体」について定めています。具体的には、公共施設の管理運営委託、指定管理者制度、民営化など、公共施設の維持管理や運営を行う法人その他の団体をいいます。

○第5号では、「事業者」について定めています。具体的には、公共施設の整備に直接的に関わる建設会社等の法人その他の団体及び、個人事業主が挙げられます。

(基本方針)

第3条 公共施設マネジメントは、次に掲げる事項を基本として行うものとします。

- (1) ライフサイクルコストを踏まえた長期的な視点から、人口動態や人口構成の変化によるニーズの変化等時代の要請に対応する取組みであること。
- (2) 安全性、重要性及び経済性を踏まえたメンテナンスサイクルの構築を軸とする取組みであること。
- (3) 利用実態を踏まえた機能重視型の取組みであること。
- (4) 民間のノウハウや活力を取り入れる取組みであること。
- (5) トップマネジメントにより推進され、総合的な視点から選択と集中を行う、財政と連動した取組みであること。

【解説】

- 本条では、本市が目指す公共施設マネジメントの基本的な考え方を定めています。
- 第1号では、将来の人口推移や時代と共に変化していく市民ニーズに対応した、長期的な視点をもった取組みを実施することとしています。

※「ライフサイクルコスト」とは、公共施設が整備され、実際に運用され、維持修繕や改修などが行われながら、最終的に解体されるまでに係る費用の総額をいいます。

- 第2号では、特に道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産は、市民生活の基盤であることから、適切な維持管理を行い、安全・安心を確保するための取組みを実施することとしています。

※「メンテナンスサイクル」とは、点検、診断、修繕等の措置など、維持管理の業務の循環過程をいいます。

- 第3号では、特にハコモノ施設について、施設があるからサービスが提供できるという施設重視の考え方ではなく、サービスを提供するために施設があるという機能を重視した考え方で、利用の状況などの実態を踏まえて、公共施設の複合化や集約化を行う取組みを実施することとしています。

- 第4号では、公共施設の整備や管理運営に係る全てを公共で賄うのではなく、費用を比較検討したうえで、民間の技術や経験の活用も視野に入れた取組みを実施することとしています。

※「民間のノウハウや活力」とは、公共施設の整備、管理運営において、指定管理者制度やPFI等のPPP手法（公民連携）を導入するなど、民間活力を活用し、より効率的かつ効果的なサービスを提供することをいいます。

- 第5号では、総合的な視点から将来の財政見通しを明確にした上で、公共施設整備の優先順位付けなどの総合調整をトップマネジメントにより、進めていきます。

※「トップマネジメント」とは、総合的、長期的な視点に立って、組織の最高首脳部によるプランの決定、基本方針との調整等計画の推進体制をいいます。

(市の役割)

第4条 市は、公共施設マネジメントの指針として公共施設全般にわたる総合的な計画を策定するものとします。

2 市は、前項の計画に関し、市長を長とする推進体制を整備し、全庁をあげて、公共施設マネジメントに取り組むものとします。

3 市は、第1項の計画と連動した長期の財政計画を策定するものとします。

4 市は、市民に対し、公共施設マネジメントに関する情報を分かりやすく提供するものとします。

【解説】

- 本条は、市が担うべき責務を定めたものであり、地方公共団体として果たすべき責任を「市」という主語を用いて定めています。「市」とは、市長及びその他の執行機関をいいます。
- 第1項では、「公共施設全般にわたる総合的な計画」について、国からの策定要請を踏まえ、計画を策定することとしています。
- 具体的には、公共施設の現状や長期的な視点に立ち、公共施設の長寿命化、更新等を計画的に推進することを目的として、平成26年6月に策定した「高浜市公共施設あり方計画（案）」に、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産を含め、「公共施設総合管理計画」として、今後20年間の方向性をまとめた計画を策定します。
- 第2項では、公共施設総合管理計画を推進する体制として、市長、副市長、教育長及び各部局長からなる「公共施設総合管理計画推進本部会議」を設置し、トップマネジメントによる公共施設マネジメントの推進や、各部局間の情報共有を図っていきます。
- 第3項では、これからの自治体経営の視点として、公共施設マネジメントに基づく計画策定だけでなく、市が提供している行政サービスのあり方を含めた両輪による取組みが必要となっています。
- 市が持続可能な財政運営を行うため、公共施設総合管理計画に連動して、財政負担の軽減や費用の平準化を図った20年間の長期の財政計画を策定することとしています。
- 第4項では、市民への十分な説明と意見交換、共通認識を持っていただくため、財政計画を含めた公共施設マネジメントの取組みの方向性や進捗状況等について、説明会やワークショップ、広報、市公式ホームページ等で随時公表していくことを定めています。

(議会の役割)

第5条 議会は、公共施設マネジメントに関する調査研究を行い、市民の意見が反映されるよう協議し、検討するものとします。

【解説】

- 本条は、高浜市議会基本条例の理念に基づき、議会が担うべき責務を定めたものであり、市民の代表としての役割を定めています。
- 議会は、昨年7月、公共施設の維持更新にかかる財政負担への対応が全国の自治体の課題であることを踏まえ、市の取組みが将来の高浜市の姿を見据えた適切な取組みとなっているかについて、「公共施設あり方検討特別委員会」を設置し、審査・調査・研究を行ってきましたが、議会として、これまでと同様に調査・研究を行うとしています。
- また、計画の策定、推進に対して、市民の意思を適切に反映させるため、市民に情報発信を行い、市民と情報共有を図り、意思の把握に努めるとしています。

参考 高浜市議会基本条例(抜粋)

(基本理念)

第2条 議会は、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(議会の責務)

第4条 議会は、行政運営について審議及び決定する議事機関としての責務を果たすとともに、その活性化に努めるものとする。

2 議会は、市民に対し積極的な情報の発信を行うとともに、その意思の把握に努めるものとする。

参考 公共施設あり方検討特別委員会について(抜粋)

4 目的

平成25年3月「公共施設あり方計画」が策定され、今後、まちづくり・公共サービスを提供するための拠点である公共施設の再編・更新がされようとしている。

公共施設の再生は、少子高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少、行政環境の変化などにより、必然であるものの多額の財政負担が見込まれる。

よって、議会として真に必要とされる「公共施設の再生」を目指し、審査・調査・研究する。

(関係団体及び事業者の役割)

第6条 関係団体及び事業者は、公共施設の管理運営、営繕等に関し、より有効な方法の追求や技術の向上に努めるものとします。

【解説】

- 本条は、関係団体及び事業者の責務を定めたものです。
- 「より有効な方法の追求や技術の向上」とは、公共施設の効率的かつ効果的な管理運営及び整備に関する情報の収集・検証やさらなる効率的な管理・保全の取組みを行うことなどをいいます。

(市民の協力)

第7条 市民は、公共施設の現状や課題についての理解を深め、公共施設マネジメントに参画し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

- 本条は、今の世代が、負担を先送りすることなく、次の世代に対して責任を持ち、市が進める公共施設マネジメントの取組みに対して、参画と協力に努めることを定めています。
- 今後、厳しさを増すことが予想される社会経済情勢の中、公共施設マネジメントを進めていくためには、市の取組みに対する市民の理解と協力が必要不可欠です。
- 「参画」とは、市が主催する、説明会、ワークショップ等に参加し意見や思いを述べることなどをいいます。

(委員会の設置)

第8条 公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等を行う委員会を設置するものとします。

2 前項の委員会は、有識者により組織するものとします。

【解説】

- 本条は、高浜市公共施設あり方検討委員会の設置について定めています。
- この委員会は、市が取り組む公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直しに向けた提言を行うための第三者機関です。
- 本市では、これまでにハコモノ施設を対象に、今後の全体方針をまとめた、公共施設あり方計画の策定などを目的とした委員会を平成 24 年度に設置して、検討を進めてきました。
- 今後、ハコモノ施設にインフラ資産を加えた、公共施設全般にわたる計画を策定するため、公共施設に関する各専門分野の視点から、今後の公共施設のあり方について検討し、市に対して提言することなどを目的として、委員会を設置します。
- この委員会では、公共施設で今後どのように行政サービスを提供し、維持管理、統廃合、建替えを行っていくかという課題に対して、今ある公共施設を十分に活用し、公共施設を時代の「変化」に対応できる、高浜らしい身の丈に合った、次世代に継承できる、持続可能な公共施設へと「進化」させるため、第三者の立場から検証し、提言をいただきます。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【解説】

本条例の施行に関し必要な事項を、市長が別に定める旨を規定しています。

V. 高浜市公共施設マネジメント推進委員会

1. 委員構成(敬称略)

役職	氏名	備考
委員長	南 学	東洋大学 客員教授
職務代理	谷口 元	名古屋大学 客員教授
委員	松山 明	中部大学 工学部建築学科准教授
委員	児玉 善郎	日本福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科教授
委員	神谷 坂敏	副市長

(平成28年3月時点)

2. 高浜市公共施設マネジメント推進委員会検討経緯

回	開催日	議題
第1回	平成27年8月5日	(1)委員長の選任及び職務代理者の指名について (2)高浜市の公共施設マネジメントのこれまでの取組みについて (3)高浜市の公共施設マネジメントの現状について
第2回	平成27年10月26日	(1)推進プランの見直し案について (2)インフラ施設の現状と課題及び基本的な方針について
第3回	平成28年2月12日	(1)高浜市公共施設総合管理計画(案)について (2)高浜小学校整備事業基本計画について (3)青少年ホームの跡地活用について

VI. 高浜市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱

高浜市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 高浜市公共施設マネジメント基本条例(平成27年高浜市条例第30号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、高浜市公共施設マネジメント推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設マネジメントに関する計画の検討、進捗管理、評価、検証、見直し等に向けた提言等に関する事項
- (2) 将来にわたる公共施設のあり方の検討に関する事項
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部行政グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱の廃止)

2 高浜市公共施設あり方検討委員会設置要綱(平成24年8月20日施行)は、廃止する。

(任期の特例)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

Ⅶ. 公共施設等更新費用試算ソフトの試算条件①

公共施設の更新費用の試算については、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（平成 23 年 3 月）」（財団法人自治総合センター）を基に作成した、「公共施設更新費用試算ソフト」（財団法人地域総合整備財団）を用いて試算しています。なお、試算条件については以下のとおりです。

（１）基本的な考え方

ハコモノ施設は種類ごとに、耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、試算の翌年度から 40 年度分の更新費用を試算します。

インフラ施設のうち、道路については総面積について舗装の打ち替えを 15 年として 1 年あたりの平均額を計上し、橋りょう、上下水道については、総面積、総延長により試算します。

（２）耐用年数の設定

ハコモノ施設については、標準的な耐用年数「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」とされる 60 年を採用することとします。

インフラ施設のうち、道路は舗装の耐用年数に一般的な寿命を踏まえ 15 年とします。橋りょう、上下水道については法定耐用年数を採用し、それぞれ 60 年、40 年、50 年とします。

（３）更新年数の設定

ハコモノ施設の耐用年数は 60 年と仮定しますが、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね 15 年であることから、2 回目の改修である建設後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 30 年で建替えを行うと仮定します。なお、試算の時点で、建設時からの経過年数が 31 年以上 60 年未満のものについては、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、これらの仮定を更新年数に設定します。

インフラ施設については、現時点で更新の実施時期を既に経過している施設については、初年度の工事費の集中を避けるため、5 年間で平準化します。

（４）建替え、大規模改修時の単価設定

公共施設等の建築物の更新（建替え）と大規模改修の単価については、公共施設等の建築物の種類により建物構造等が異なることから、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に、用途別に 4 段階の単価を設定しています。この単価は、落札価格ではなく、予定価格又は設計価格を想定して設定しています。

なお、大規模改修の単価は、6 割と想定して単価を設定し、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定します。また、耐震補強費については既に多くの建物が基準に達しているため、本試算では計上していません。

表 総務省ソフトにおける標準単価（ハコモノ施設）

	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

表 総務省ソフトにおける標準単価（インフラ施設、主要4分野）

種別	更新年数	更新単価			
道路	15年	幹線道路		4,700円/㎡	
		生活道路			
		自転車歩行者道			2,700円/㎡
橋梁	60年	PC（プレストレスト・コンクリート）橋、RC（鉄筋コンクリート）橋、石橋、木橋		425千円/㎡	
		鋼橋		500千円/㎡	
上水道	40年	導水管/送水管	管径300mm未満	100千円/m	
			管径300～500mm	114千円/m	
			管径500～1000mm未満	161千円/m	
		配水管	管径50mm以下、管径75mm以下	97千円/m	
			管径100mm以下、管径125mm以下		
			管径150mm以下		
			管径200mm以下		100千円/m
			管径250mm以下		103千円/m
			管径300mm以下		106千円/m
			管径350mm以下		111千円/m
			管径400mm以下		116千円/m
			管径450mm以下		121千円/m
			管径500mm以下		128千円/m
			管径600mm以下		142千円/m
			管径700mm以下		158千円/m
管径800mm以下	178千円/m				
管径1000mm以下	224千円/m				
下水道	50年	コンクリート管、陶管、塩ビ管、その他		124千円/m	
		更生管		134千円/m	

VIII. 公共施設等更新費用試算ソフトの試算条件②

1. 施設改善方針によるハコモノ施設の試算条件の見直し

①耐用年数の基準

ハコモノ施設については、標準的な耐用年数（「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」）とされる60年を基準として、建物の健全性を確認できる場合を前提に目標耐用年数を70年と設定し、建物附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修である建設後35年で建築物の大規模改修を行い、その後35年で建替えを行うと仮定します。

なお、耐用年数は建物の構造により異なりますが、本試算においては鉄筋コンクリート造・鉄筋鉄骨コンクリート造の標準的な耐用年数である60年を一律の基準として試算を行います。

2. インフラ長寿命化方針によるインフラ施設の試算条件の見直し

①総務省試算ソフト以外の算出における試算条件

公園、河川の2分野については、総務省試算ソフトの対象外となるため、実績等から設定します。

- ・単価：実績等による更新単価（公園については、施設全体のリニューアルを想定、河川については、ブロック積み護岸を想定）
- ・周期：実績等による更新年数（公園については、費用対効果分析におけるライフサイクルを準用、河川についてはコンクリート構造物の一般的な耐用年数として想定）

表 実績等による標準単価（インフラ施設、主要4分野以外）

種別	更新年数	更新単価	
公園	50年	都市公園、市立公園	12千円/m ²
河川	60年	準用河川	280千円/m

②実態に合わせた試算条件の見直し

総務省試算ソフトにおける試算条件に対し、道路、上水道および下水道については、市の更新サイクルとの乖離が見られるため、実態を加味した場合の変更点を以下に示します。

道路については、幹線道路である一級市道、二級市道と生活道路であるその他市道とは交通量が異なり、舗装が損傷するまでの年数が異なることから、幹線道路を20年、生活道路を40年としました。なお、自転車歩行者道は生活道路と同等としています。また、生活道路・自転車歩行者道に関しては、下水道工事を行った際に舗装も更新されることを想定し、平成40年度までは1年当たりの1/2の面積で試算、平成41年度以降は1年当たりの2/3の面積で試算を行いました。

上水道および下水道については、関連するマニュアルに耐用年数の1.5倍という記述が見られることから、上水道を40年×1.5倍の60年、下水道を50年×1.5倍の75年で試算しました。

河川については、集中的な投資を避けるために平成46年度に実際の整備年度が不明な分の延長が一括計上されているため、その分を平成36年度以降に計画的に改修を進めるものとし、2,000万円/年を計上するとして試算しました。

表 試算条件の変更点

種 別		更新年数	備 考
道 路	幹 線 道 路	20年	
	生 活 道 路	40年	平成40年度まで1/2の面積で試算 平成41年度以降2/3の面積で試算
	自 転 車 歩 行 者 道		
上	水 道	60年	
下	水 道	75年	
河	川	変更なし	平成36年度以降2,000万円/年

IX. 用語集(50音順)

インフラ	インフラストラクチャーの略。 公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょうなどの交通施設や公園、上下水道などの総称。
稼働率	施設の利用度合いを示す指標。 保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求める。
旧耐震基準	建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和56年の改正による前の建築基準法による基準のことで、中規模程度の地震（震度5強程度）を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和56年の法改正後は「新耐震基準」と言われている。新耐震基準では、大規模の地震（震度6強～7程度）でも倒壊・崩壊しないことが求められている。
公共施設マネジメント	本市が保有し、又は借り上げている公共施設を重要な経営資源として捉え、市民ニーズや人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老朽化度やトータルコスト等を調査・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、有効活用の実践、効果の検証を定期的に行い、全市的・総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進していくこと。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。
ストックマネジメント	明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること
大規模改修	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は昭和56年に改正された基準。
投資的経費	公共施設の建設・整備など、将来にわたる資産の形成のための工事や用地取得にかかる経費のこと。
ネットワーク型	施設に備える諸室等の機能について、施設間で連携・補完を行うことにより、地域等の単位全体として機能を満たしていること。
バリアフリー	高齢者や障がいのある人など、だれもが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる、物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去すること。公共施設のバリアフリー化とは、高齢者や障がいのある人などが利用しやすい施設にすることで、エレベータや身障者用トイレ、スロープ、手すりなどの設置がこれに当たる。
PFI	公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法。
PDCA	事業について、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、事業終了後に、結果を評価（Check）し、改善（Action）し、次の計画に反映させていくというマネジメント・サイクルを確立するしくみ。
PPP	官民協働。アウトソーシングなどを含めた公共と民間のパートナーシップによる公共サービスの提供手法の総称。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者、障がい者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。

フルスペック型	施設に備える諸室等の機能について、施設ごとに全てを満たしていること。
BOX カルバート	地中に埋設される中空の箱型のコンクリート構造物のこと。道路、水路、通信線等の収容など各種の用途に使用される。
ライフサイクルコスト	施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用。初期建設費のイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成される。

高浜市公共施設総合管理計画

平成 28 年 3 月策定

平成 30 年 3 月改定

高浜市役所 総務部 行政グループ

〒444-1398

愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2

電話：0566-52-1111（代表）